

2020 年度

青山学院大学審査学位論文

指導教員 安村 直己 教授

グランヴィル・シャープの反奴隷制運動
—「国制・帝国統治改革運動」の観点から—
Granville Sharp's Anti-slavery Movement.
In the View of “Constitutional and Imperial Reform”
of the British Empire.

文学研究科

史学専攻

細口 泰宏

序論	p.1
第1章 奴隸制廃止運動史概観	
—奴隸制廃止運動・シャープ・シエラレオネ植民地 に關わる先行研究の整理及び批判—	p.8
第1節 奴隸制廃止運動の通史概観と再検討	p.8
第2節 奴隸制廃止運動研究史整理・批判	
—人道主義と經濟利害の相克、「帝国統治改革運動」—	p.17
第3節 シャープに關する先行研究とその問題点	
—国内史と帝国史の相克—	p.34
第4節 シエラレオネ植民地建設計画研究史整理・批判	p.48
第2章 シャープと「奴隸制」	
—イングランドにおける法廷闘争—	p.53
第1節 シャープの前半生 —「奴隸制」との遭遇—	p.54
第2節 18世紀イングランドにおける「奴隸制」の実態	
—実定法と慣習（法）の狭間—	p.64
第3節 『奴隸制容認に対する表明』	
—「奴隸制」への挑戦—	p.73

第4節	法廷闘争	
	—国内法と植民地法の相克、法域を巡る争い—	p.80
第3章	アメリカ独立戦争、そしてゾング号事件	
	—シャープと帝国の転換点—	p.100
第1節	アメリカ独立戦争とシャープ	
	—「国制・帝国統治改革運動」としての奴隷制廃止—	p.101
第2節	ゾング号事件	
	—その経緯、シャープの反応と事件の社会的反響—	p.116
第4章	シャープの自由黒人植民地建設計画	
	—イングランド人による各種植民地建設（計画）との関連—	p.145
第1節	近世イングランド社会と植民地建設	
	—ニューイングランド—	p.146
第2節	ジョージア植民地	
	—オグルソープの理想とその挫折—	p.152
第3節	シャープのアフリカにおける植民地建設「覚え書き」	
		p.159
第4節	ジェファソンの黒人邦外植民提案	
	—平等と排除の論理—	p.165

第5節 「覚え書き」と他の植民地建設（計画）との関連性	
—国内問題解決と理想社会建設手段としての植民—	p.169
第5章 シエラレオネ植民地建設と『シエラレオネ入植地素描』	p.173
第1節 シエラレオネ植民地建設計画の経緯	
—黒人貧民救済問題—	p.174
第2節 『シエラレオネ入植地素描』初版	
—内容、出版背景—	p.181
第3節 シエラレオネ植民計画の停滞と入植計画の深化	
—第2版—	p.194
第4節 植民地の危機、奴隷貿易廃止運動の興隆	
—第3版—	p.204
第5節 『シエラレオネ入植地素描』の歴史的位罫	
—「国制・帝国統治改革運動」の一形態—	p.216
結論	p.226
参考文献一覧・参考資料	p.233

序論

1807年にイギリスで奴隷貿易廃止法（An Act for the Abolition of the Slave Trade）が成立し、同国で大西洋奴隷貿易（Atlantic Slave Trade）が禁止されてから200周年の節目となった2007年は、官民一体となってこれを記念する各種の式典が挙行された。一連の行事においては、かつて多くのイギリス人が携わり同国に莫大な利益をもたらしたこの非人道的な交易に対する反省が繰り返されるのと共に、その奴隷貿易を他のヨーロッパ諸国に先駆けて禁止し、以後世界各地の奴隷貿易取り締まり活動と奴隷制廃止の先頭に立ったイギリスの道徳性もまた、強調された¹。相前後して歴史学の世界においても、かつての大英帝国における奴隷制及びイギリスにおける奴隷制廃止運動（Abolitionism, or abolition of slavery）に関する研究が大きな盛り上がりを見せた。それから10年余りを経た今日もなお、これらの分野に関する新たな研究成果が継続的に発表されている。

特に奴隷制廃止運動に関しては、後述するように政治史・経済史・社会史・宗教史・民衆史・思想史など幅広い観点から、多角的なテーマが設定され研究がなされてきた。その中で特異な位置を占めているのが、奴隷制廃止運動家

¹ 例えば、奴隷貿易廃止200周年を記念して、当時のトニー・ブレア（Tony Blair）首相が発表した談話については、History News Network, ‘Text of Tony Blair’s statement on slavery’, <https://historynewsnetwork.org/article/32322>（2020年7月1日閲覧）

(abolitionist) の一人グランヴィル・シャープ (Granville Sharp, 1735-1813、以後断りが無い限りシャープと表記) である。彼は、イギリスにおいて奴隷貿易廃止運動が大衆的な興隆を見せ始めた 1780 年代末から遡ること 20 年以上前の 1760 年代末から反奴隷制運動 (anti-slavery movement) に携わり、アメリカ植民地との紐帯維持を最後まで模索し続け、『聖書』の研究から社会の改良・改善に至るまで非常に多方面・多分野の著作を執筆²し、奴隷貿易廃止運動協会 (第 1 章第 1 節で詳述) の議長に就任し、そしてアフリカ大陸大西洋沿岸に建設された自由黒人のためのシエラレオネ (Sierra Leone) 植民地の入植初期段階における中心的な支持者だったなど、奴隷制廃止運動全般に深く関与した人物だった。

しかしながら後述するように、シャープの前半生における活動であるイングランド国内における法廷闘争やアメリカ独立戦争期の帝国改革運動に関しては充実した先行研究の蓄積が存在する反面、後半生での奴隷貿易廃止運動やシエラレオネ植民地建設における彼の役割についての研究は不十分なものとどまっている。その背景には、奴隷制廃止運動史研究の現状が大きく関わっている。詳細は第 1 章にて論述するが、奴隷制廃止運動史研究を巡ってはこれまで専らイギリス国内史を中心とした歴史叙述に重きが置かれ、これに帝国史を絡めた分析が不足していたという事情が影響している。近年では同運動が興隆した

² シャープの著作リストは、Prince Hoare, *Memoirs of Granville Sharpe, Esq.*, London, Henry Colburn, 1820, pp. 487-496 を参照。そこに挙げられている著作は 61 点に及ぶ。

1780年代前後を改革の時代と位置付けた上で、国内史と帝国史の境界を超えた研究の重要性を訴え、その中で奴隷制廃止運動を論じる研究も現れてきているが、国内史と帝国史を連関させた広範な視座に基づく研究はまだ十分とは言えない。

本論文の目的は奴隷制廃止運動におけるシャープの役割を再研究し、その理解に基づいて大英帝国史研究を再検討することである。そのために、本論文においては奴隷制廃止運動を、大英帝国が北アメリカ・カリブ海の植民地を中核とするいわゆる第一次帝国から、アジア・アフリカの植民地を中核とする第二次帝国への転換を遂げるまでの期間（おおよそ1760年代から1820年代にかけて）になされた、国内・国外を共に対象とする一連の諸改革、いわば「国制・帝国統治改革運動（Constitutional and Imperial Reform）」の一環として位置付け、シャープを通じて見直すことで大英帝国史の新たな視座を開くことを目標とする。本研究では、奴隷制廃止運動と帝国史とを連関させることで、シャープ研究・奴隷制廃止運動研究・帝国史研究にそれぞれ以下のような意義をもたらす。まずシャープについては、これまで専ら注目されてきたイングランドにおける反奴隷制法廷闘争やアメリカ植民地の擁護だけでなく、彼が国内・帝国一体の視座を保持し生涯一貫して活動していたことを解明する。次いで奴隷制廃止運動研究に関しては、「国制・帝国統治改革運動」として見ることで初めて、その全容を理解す

ることが可能となるという事実を明らかにする。そして帝国史研究においては、イギリス国内史と連動し研究を進めることの重要性を改めて主張する。

以下、本論文の構成を概説する。まずは第1章において、奴隷制廃止運動についての通史を概観すると共に、これまでの奴隷制廃止運動研究史とシャープに関する先行研究、並びにこれら2つと大きく関連するシエラレオネ植民地建設についての先行研究を整理する。これによって、それらの先行研究が共通して抱えている国内史偏重という問題点を改めて明らかにし、本研究の意義を強調する。

次いで第2章において、シャープが携わった反奴隷制運動の中でも最初期の活動となる、1770年前後のイングランド国内における奴隷制に対する法廷闘争を、拙稿「グランヴィル・シャープの反奴隷制法廷闘争 —18世紀イギリスにおける「奴隷制」の実態—」³を下敷きに、彼の生い立ちや当時の奴隷制の実態等を踏まえながら、各種裁判記録等を元に帝国と法整備並びに本国法と植民地法の対立という観点から分析する。その目的は、シャープの業績において彼の生前から最大の評価対象となってきた同活動を振り返りシャープの思想的な原点を探ると共に、これまで専らイングランドの国内問題として分析されてきたこれらの法廷闘争を、帝国史の観点から捉え直すことでこれらの裁判が実は国内

³ 細口泰宏「グランヴィル・シャープの反奴隷制法廷闘争 —18世紀イギリスにおける「奴隷制」の実態—」『紀要』第61号、2020年、83-105頁。

法と植民地法の相克の現れだったことが示される。

続いて第3章では、アメリカ独立戦争（1775～1783）期における、イングランド国内から大英帝国全体の奴隷制にその対象を広げたシャープの反奴隷制運動について、彼の各種著作や書簡やそして裁判記録等を用いて分析する。その目的は、第一次帝国から第二次帝国への移行のきっかけとなったこの時期におけるシャープの理想とした帝国像を探ると共に、そのような彼の「国制・帝国統治改革」のヴィジョンが彼の反奴隷制運動と密接に関係していたことを示すためである。

転じて第4章では、アメリカ植民地の喪失がほぼ決定的となった1783年にシャープが構想した植民地建設計画「アフリカ沿岸に設けられるはずの新しい入植地のための先の提案に関する覚え書き著書」⁴について、拙稿「奴隷廃止運動家グランヴィル・シャープのシエラレオネ入植地建設計画 — 他の入植計画との比較 —」⁵を下敷きに、それ以前に計画・実行されたイングランド（人）による植民地建設活動との比較を軸に、やはり「国制・帝国統治改革」という観点から分析する。その目的は、この植民地国制改革の計画が彼の反奴隷制運動との関わりとも密接に関係するものであったことを示すことである。

⁴ Granville Sharp, 'Being a Memorandum on a late Proposal for a New Settlement to be made on the Coast of Africa...', *An account of the ancient division of the English nation into hundreds and tithings*, London, H. Baldwin, 1783, pp. 263-281

⁵ 細口泰宏「奴隷廃止運動家グランヴィル・シャープのシエラレオネ入植地建設計画 — 他の入植計画との比較 —」『青山史学』第35号, 2017年, 45-60頁.

そして第5章では、1786年に自由黒人のための入植地として計画されシャープ自身も深く関与したシエラレオネ植民地の入植立案・実行に際し出版された、シャープの著書『アフリカ穀物海岸・シエラレオネ周辺に計画された入植地のための、(より良い改善案が提案されるまでの)暫定的諸規則の素描』⁶全3版の内容を、拙稿「奴隷廃止運動家グランヴィル・シャープのシエラレオネ入植地建設計画 — 『素描』に描かれた理想とその限界—」⁷を下敷きに詳細に分析し、同植民地においてシャープが打ち立てようとした社会像について、当時のイギリスにおける奴隷貿易廃止運動の展開と絡めながら考察する。その目的は、シャープにとって彼の考える「国制・帝国統治改革」の中で一まとまりの作品となった同計画を分析することで、その理想像が彼の反奴隷制運動への関わりの中で示されたヴィジョンに通底するものであったことを示すことである。

最後に結論では、上述の各種分析から浮かび上がったシャープの活動・思想の特色、彼が目指した帝国統治の在り方について考察し、シャープを第一次帝国だけでなく第二次帝国にも深く関わった人物であるとして、大英帝国史における彼の重要性を再評価する。

なお本論文中においては、現在一般にイギリスと呼ばれている国家の表記に

⁶ Granville Sharp, *A short sketch of temporary regulations (until better shall be proposed) for the intended settlement on the grain coast of Africa, near Sierra Leona*, London, H. Baldwin, 1786.

⁷ 細口泰宏「奴隷廃止運動家グランヴィル・シャープのシエラレオネ入植地建設計画 — 『素描』に描かれた理想とその限界—」『史友』第49号, 2017年, 66-85頁.

ついて以下のように定義する。まず、本論文で扱う時代における同国の正式名称であるグレートブリテン王国（1707年～1801年）、及びグレートブリテン及びアイルランド連合王国（1801年～）全体について言及する場合には、イギリスという呼称を用いる。次いで、同国を構成するネイション（Nation）である4つの地域（イングランド・ウェールズ・スコットランド・アイルランド）の中で、特にイングランドのみに限定して言及する場合には、イングランドという呼称を用いる。そして、本国のみならず当時の植民地も含めて言及する場合には、大英帝国という呼称を使用する。

第1章 奴隷制廃止運動史概観

—奴隷制廃止運動・シャープ・シエラレオネ植民地

—関わる先行研究の整理及び批判—

本章では、これまでの奴隷制廃止運動史研究・シャープ研究・シエラレオネ植民地建設史研究を整理・批判した上で、本論文全体の展望を指し示すことを目標とする。まずは第1節において、奴隷制廃止運動の通史を振り返る。次いで第2節において、奴隷制廃止運動研究史を主として運動の原因とその捉え方という観点から再考する。続いて第3節において、シャープに関するこれまでの研究を振り返り、その問題点を指摘する。そして第4節において、シエラレオネ植民地建設に関わる先行研究を精査し、その欠落を指摘する。

第1節 奴隷制廃止運動の通史概観と再検討

本節では奴隷制廃止運動の通史について、主として布留川正博の先行研究⁸に依拠しながら概観する。その目的は、奴隷制廃止運動が辿った経緯及びそれについての通説的理解を再確認することである。

⁸ 布留川正博『イギリスにおける奴隷貿易と奴隷制の廃止』有斐閣、2020年。

奴隷制廃止運動とは、ざっくりとまとめるならば 1780 年代末にイギリスで興隆し、最終的に議会で奴隷貿易廃止法（1807 年）並びに奴隷制廃止法（An Act for the Abolition of the Slavery）（1833 年）を成立させるに至った、カリブ海・西インド諸島植民地の黒人奴隷制改善を要求した一連の政治的・社会的運動のことである。なお、奴隷制廃止法は奴隷貿易廃止法の延長線上に存在しその成立は必然的帰結だったと考えられがちだが、実際には両法の成立までには 25 年の時間差があり、両者は決して一直線上に存在したわけではない。これには、奴隷制廃止運動の掲げた直接的な政治目標が、後述するようにある時点で奴隷貿易廃止から、奴隷制廃止へとシフトしていったという事情が関係してくる。本論文においては、1780 年代末以前から存在していた奴隷制全般に対する批判的思想・反対運動を反奴隷制運動（anti-slavery movement）、1780 年代末を契機としてイギリスで興隆した奴隷制への批判的運動を奴隷制廃止運動（Abolitionism, or abolition of slavery）、その中でも特に奴隷貿易の廃止を直接的な政治目標とする運動を奴隷貿易廃止運動（abolition of the slave trade）とそれぞれ定義・呼称して論述する。

それではまず奴隷制廃止運動、特に奴隷貿易廃止運動の起源について解明していくところから始める。イギリスにおける同運動の起源の 1 つとして、多くの先行研究が一致して挙げているのが正式名称キリスト友会（Society of Friends）、

通称クウェーカーと呼ばれる宗教的マイノリティーの集団である。17 世紀半ばのイングランド共和政期にジョージ・フォックス⁹を開祖として成立したクウェーカーは、内なる光 (Inward light) の自覚による回心体験を重視し、万人平等主義などを特徴とするプロテスタントの 1 教派だった。その教義は当初、教会体制としての監督制や位階制、ひいては身分制社会そのものを否定しかねない危険思想と見なされ、政府やイングランド国教会 (The Church of England) からの激しい弾圧にさらされ、一部の信徒はウィリアム・ペン¹⁰の指導の下新天地を求めてアメリカ大陸ペンシルヴェニア (Pennsylvania) 植民地に移住するなどした。その後、1688 年の名誉革命の結果制定された寛容法 (The Toleration Act 1688) によりクウェーカーの信仰は容認されたが、18 世紀に入り迫害や弾圧の記憶が遠のくにつれ、信徒である教会員たちの墮落や信仰心の低迷が徐々に問題化していった。

これに危機感を覚えた教会員たちの間で信仰心復興のための様々な施策が模索されたが、その中で特に問題視されるようになったのが、平等主義教義と根本的に矛盾する奴隷貿易への関与だった。そもそも万人の心には内なる光が宿っており、それを自覚して回心した者は男女や人種の区別なく皆平等に神によって救済されるとする完全な万人平等主義を大原則とする彼らの教義にとって、

⁹ George Fox (1624-1691).

¹⁰ William Penn (1644-1718). 1681 年、ペンシルヴェニア植民地勅許状を獲得。

それに真っ向から矛盾する奴隷制は元来容認し難いものであり、創始者フォックスも信徒に漸次的な奴隷解放を勧めていた。とはいえ実際には、同時代の大英帝国において奴隷貿易が拡大の一途を辿る中、貿易に関与したり奴隷を所有したりするクウェーカーも決して少なくはなかった¹¹。この状況に変化が訪れるのが 1750 年代から 1760 年代にかけて大西洋両岸で開催された一連の年次総会においてである。これらの総会においては教会員たちの道徳的な墮落が問題視されたが、とりわけ批判対象となったのが奴隷の所有だった。1760 年 5 月にロンドンの年次総会において、奴隷貿易従事者の教会員からの除名が決議され、同様の決議は大西洋対岸のアメリカ植民地でも広まった。当初教派内部の純化を目的としていた運動は、やがて社会全体の改革運動に転換していくことになった¹²。

一方、彼らクウェーカーとは全く別個に反奴隷制運動に立ち上がったのが、本論文における主たる研究対象であるシャープである。詳細は第 2 章において後述するが、1765 年に主人の暴行から命辛々逃げ延びた瀕死の逃亡奴隷を救出したことを契機に、彼はイングランドにおける奴隷制廃止を目標とする法廷闘争に乗り出した。その結果 1772 年、逃亡奴隷ジェームズ・サマセット (James

¹¹ エリック・ウィリアムズ、中山毅訳『資本主義と奴隷制 ニグロ奴隷制とイギリス経済史』理論社、1978 年、54 頁。

¹² 布留川、『イギリスにおける奴隷貿易と奴隷制の廃止』、45-49 頁。

Somerset,1741-?) の身柄を巡り争われた裁判、通称サマセット裁判 (*Somerset v Stewart*) において、植民地からイングランドに連れてこられた奴隷を本人の意思に反して国外に連れ出すことは認められないとする内容の判決を、司法当局から引き出すことに成功した。これをシャープはイングランドにおける奴隷制廃止宣言であると拡大解釈し、積極的に宣伝に打って出た。一連の活動の中でシャープは次第にクウェーカーと接近し、両者間の交友が始まった¹³。ここに、別々に始まった類似の運動が結びつくきっかけが生まれたことは、後の奴隷制廃止運動に非常に大きな意味を持つ出来事だった。

さらに、課税問題からアメリカ独立戦争へと至るイギリス本国とアメリカ植民地との間の政治危機において、奴隷制が政治課題・プロパガンダ対象として浮上した。詳細は第 3 章にて論じるが、このことを契機に奴隷制を巡る言説の重要性は飛躍的に増大し、いわゆる公共圏において奴隷制問題への関心が高まった。この流れを受けて、以前から反奴隷制運動に取り組んでいたクウェーカーは、1783 年 6 月に総勢 23 人からなる奴隷貿易廃止運動委員会を結成した。同委員会は庶民院へ奴隷貿易廃止を求めて 273 人の署名入り請願を提出すると共に、クウェーカーの印刷業者らに働きかけ全国で奴隷貿易の廃止を要求するパンフレットを配布するなどの活動を行った。しかしながら、非国教徒であるが故に審査

¹³ Hoare, *Memoirs of Granville Sharpe*, p.50

法（Test Act）により公職から排除され、また人口面でも圧倒的少数派だったクウェーカーのみでは、その活動には自ずと限界が存在した¹⁴。

運動の転機となったのは、イングランド国教会福音主義派の参加である。体制派教会として硬直化した国教会の内部からの改革を主張していた彼らは、1780年代にケント州テストン（Teston, Kent）で会派内の有力なパトロンだった海軍軍人のチャールズ・ミドルトン¹⁵と国教会主教ビールビー・ポーテウス¹⁶の主導の下、しばしば会合を開いていた。会合の議題は主としてイギリス臣民の道德改善に関してであり、その具体的な対象は安息日厳守や動物愛護、労働者・黒人奴隷への伝道など多岐に渡ったが、中でも一同の関心を集めたのが西インド諸島の黒人奴隷への伝道と彼らの魂の救済だった。この議論の中心にいたのが、同地で長年奴隷への伝道活動に携わり、奴隷制の実態を目の当たりにしたジェームズ・ラムジー¹⁷だった。そして1786年に、後の奴隷制廃止運動の重要な担い手となる2人の人物が会合に招かれた。1人目は庶民院議員ウィリアム・ウィルバーフォース¹⁸である。敬虔な福音主義者で、道德改善運動と国政改革を連動させようと悪戦苦闘していたウィルバーフォースはテストンでの会合をきっかけに、

¹⁴ 布留川、『イギリスにおける奴隷貿易と奴隷制の廃止』，49-54頁。

¹⁵ Charles Middleton, 1st Baron Barham(1726-1813). 海軍軍人、庶民院議員（1784-1790）、シエラレオネ会社取締役。

¹⁶ Beilby Porteus(1731-1809). チェスター主教（1776-1787）、ロンドン主教（1787-1809）。

¹⁷ James Ramsay (1733-1789). イングランド国教会聖職者。

¹⁸ William Wilberforce (1759-1833). 庶民院議員（1780-1825）、シエラレオネ会社取締役、アフリカ協会取締役。

奴隷貿易廃止を自身の政治使命の1つとして定めた。2人目はトマス・クラークソン¹⁹である。ケンブリッジ大学在学中の懸賞論文執筆のための資料調査の過程で奴隷制の実態に衝撃を受けた彼もまた、会合参加により自身の使命は奴隷貿易の廃止であると固く決心した。彼らの参加により、同グループは次第に黒人奴隷の待遇改善を目的とする奴隷貿易廃止を政治目標として定めていった。

ここに至ってクウェーカーと国教会福音主義派は合同し、1787年5月22日にロンドンにおいてシャープを議長とし、クウェーカー9人と国教会信徒3人からなる奴隷貿易廃止運動協会（Society for Effecting the Abolition of the Slave Trade）が設立され、これまで別個に活動していた両者が一体となって奴隷貿易廃止運動に乗り出す下地が出来上がった。委員会は奴隷貿易廃止を実現するべく、全国規模でのパンフレット配布と奴隷貿易廃止を求める全国的な請願運動を展開し、メンバーとなったクラークソンは奴隷貿易の実態調査のためイギリス全土を踏破した。1788年3月までに100件以上の請願署名簿が庶民院に提出され、これを受けて同年2月11日には庶民院に奴隷貿易の実態調査のための委員会が設けられた。2年余りにも及んだ調査を経て、1791年4月18日にウィルバーフォースは奴隷貿易廃止法案を動議にかけた。しかし足掛け2日に渡った審議の後、西インド利害関係者の反発により賛成88票に対し反対163票で動議は否決され

¹⁹ Thomas Clarkson(1760-1846). イングランド国教会聖職者、シエラレオネ会社取締役、アフリカ協会取締役。

た。この反省を元に、1792年に新たな請願署名キャンペーンが開始された。先年から奴隷制反対のための砂糖ボイコット運動が盛り上がっていたこともあり、3月末までに合計518件・約40万人分の署名が庶民院に届けられた。これを背景にウィルバーフォースは、4月2日に改めて奴隷貿易廃止法案の動議を提出した。しかしこの時、ヘンリー・ダundas²⁰によって漸進的奴隷貿易廃止法案が提出された。この案には、ちょうど同時期にフランス領サン・ドマング（Saint-Domingue, 現ハイチ共和国）植民地において発生した大規模な奴隷反乱をフランス革命の影響と見て、奴隷貿易の即時廃止を始めとする奴隷制の変革を懸念していた議員たち、さらには奴隷貿易廃止に反発する西インド利害関係者までもが飛びつき、賛成230票に対し反対85票という圧倒的支持を得て可決された。その後の協議の結果、奴隷貿易廃止の期限は1796年1月1日と定められたが、庶民院以上に奴隷貿易廃止に懐疑的だった貴族院がこれに反発し、最終的に動議自体が頓挫した。翌1793年には、対フランス戦争の激化と国内の政情不安を理由に奴隷貿易廃止に関する審議自体が打ち切られ、以後運動は10年以上にもわたって長らく低迷期へと突入した。

この情勢に変化がもたらされたのは、19世紀に入ってからだった。1801年のアイルランド合同によりアイルランド議会がウエストミンスター議会に統合さ

²⁰ Henry Dundas, 1st Viscount Melville(1742-1811). 庶民院議員（1774-1802）、内務大臣（在任1791-1794）、陸軍大臣（在任1794-1801）。

れたが、この時アイルランドから選出された議員たちは奴隷貿易への利害関係が薄く、奴隷貿易廃止運動に好意的だった。また 1794 年に奴隷制廃止が決議されたフランスにおいては、1802 年にナポレオン・ボナパルトにより奴隷制が復活させられ、これによってイギリスにおいて奴隷制改革とフランス革命の間に連動性を想起させる懐疑的な見方が弱体化した。1804 年 5 月 30 日には、ウィルバーフォースにより奴隷貿易廃止法案の審議再開を求める動議が提出され、賛成 124 票に対し反対 49 票で可決された。しかしこの時は、貴族院での修正動議により審議入りは翌年まで延期され、1805 年 2 月には今度は庶民院で審議を更に半年遅らせる動議が可決された。ここで委員会は、当時砂糖生産が過剰気味だったという事実を活用し、競争相手である諸外国の植民地からイギリス領植民地を保護するという名目で外国植民地への奴隷輸出を禁ずるという、対フランス戦争と奴隷貿易廃止を連関させる姿勢を見せることで支持拡大を試みた。まず 8 月 15 日に、イギリスによる占領下にあった南アメリカのオランダ領ギアナ（Guianas、現ガイアナ及びスリナム）植民地に対する奴隷輸出禁止法案が提出され、可決された。次いで翌 1806 年、全ての外国植民地に対する奴隷輸出禁止法案が可決された。最終的に翌 1807 年 2 月 10 日、283 票対 16 票という圧倒的大差で奴隷貿易廃止法案は可決された²¹。

²¹ 布留川、『イギリスにおける奴隷貿易と奴隷制の廃止』， 65-84 頁。

奴隷制廃止運動家たちは当初、奴隷貿易を廃止することによって奴隷の新規流入を止めれば、これまで容易に代替可能だったことから使い捨てを前提に酷使されていた奴隷たちの待遇も自ずと改善され、やがては自動的に奴隷制廃止へと至るはずであると楽観視していた。しかし現実には、奴隷の使い捨てが出来なくなったことにより、かえって砂糖の生産コストは上昇してプランテーションの収益率は低下し、プランターたちはこれを奴隷の過剰労働や彼らに対する支給品の減少で補おうとした結果、貿易廃止以前と比べ奴隷たちの労働条件・生活環境が悪化するという事態を招いた。この実態を受けて奴隷制廃止運動家たちは再度結集し、1823年1月31日にロンドンにおいて奴隷制廃止協会（Anti-Slavery Society）が結成され、最終的に1833年に奴隷制廃止法が成立した²²。

第2節 奴隷制廃止運動研究史整理・批判

—人道主義と経済利害の相克、「帝国統治改革運動」—

前節では、奴隷制廃止運動の通史を概観した。これを踏まえて本節では、奴隷制廃止運動に関する研究史を整理し、その問題点を指摘する。奴隷制廃止運動の

²² 布留川，同上書，165-196頁。川分圭子「減税か賠償か イギリス議会と奴隷制廃止をめぐる議論 1823~1833年」青木康編『イギリス近世・近代史と議会制統治』吉田書店，2015年，223-249頁。

通史を描くに当たり、これまで歴史家たちを常に悩ませてきたあるパラドックスがある。それは、奴隷貿易で多大な利益を上げていたはずのイギリスが、何故他国に先んじて貿易を廃止し以後は取り締まりの先頭に立ったのか、というパラドックスである。これを説明するために、これまで様々なアプローチが試みられてきた。

その1つが、キリスト教的人道主義に着目した歴史叙述である。これに先鞭をつけたのは、他ならぬ奴隷制廃止運動家たち自身であった。その嚆矢と呼べるものは、奴隷貿易廃止運動における中心人物の1人であり、奴隷貿易の非人道性を証明するための各種の物的証拠や関係者の証言収集活動、さらに議会へ奴隷貿易廃止を求める請願の署名を集めるためにブリテン島全土を駆け巡り奔走したトマス・クラークソンが、奴隷貿易廃止法制定を記念して1808年に執筆した『イギリス議会によるアフリカ奴隷貿易廃止の起源、前身、完成の歴史』（1808年、以後『アフリカ奴隷貿易廃止の起源』）²³である。

奴隷制廃止運動に関する歴史叙述という分野の開拓書とも呼べる同書は、運動に携わったクラークソン自身が奴隷制廃止運動家たちの偉業を振り返り、そして自己顕彰することを目的としていた。同書の冒頭を奴隷貿易廃止法を成立

²³ Thomas Clarkson, *The History of the Rise, Progress, and Accomplishment of the Abolition of the African Slave-trade by the British Parliament*, 2 Volumes, London, Longman, Hurst, Rees, and Orme, 1808.

させた旧グレンヴィル²⁴内閣の9人の閣僚たち、並びに同法制定に多大な尽力がありながらその成立を見ることなく物故した小ピット前首相²⁵とチャールズ・フォックス前外務大臣²⁶への感謝の辞から始めた後、序文においてクラークソンは

悪というものは古来よりこの世に存在するが、同時に人間本性に宿る力がこの悪に反発してきた。またその力はキリスト教精神によって増加する。この精神によって除去された悪のうちで最大のものの一つが奴隷貿易である²⁷。

として、キリスト教的人道主義精神こそが奴隷貿易廃止運動の根源にあった原動力であると主張する。以降クラークソンは、イギリスにとどまらずヨーロッパ・アメリカ全域にその視野を広げ、16世紀以来の反奴隷制的思想を持っていた先駆者 (forerunner) たち (その中には黒人に温情的な対応を求めただけの君主たちや、奴隷へのキリスト教布教のみが目的だった聖職者なども含まれるが) を列挙すると同時に、自身の奴隷貿易廃止運動への関わりを詳述し、自身も含め

²⁴ William Grenville, 1st Baron Grenville (1759-1834). (在任 1806-1807)

²⁵ William Pitt the Younger (1759-1806). (在任 1783-1802, 1804-1806)

²⁶ Charles James Fox (1749-1806). 庶民院議員 (1768-1806)、外務大臣 (在任 1782, 1783, 1806)。

²⁷ Ibid., p. 1. 田村理「イギリス奴隷貿易廃止運動史研究の射程 — 「ウィリアムズ理論」、 「モラル資本論」を超えて—」『北大史学』第50号, 2010年, 89頁。

た彼らの行動の背後にはキリスト教的人道主義精神が存在していたのだという自論を展開している。

このクラークソンの著作に象徴されるような、奴隷制廃止運動における人道主義の重要性と議会内外での奴隷制廃止運動家たちの尽力を強調し、運動の原因を政治的・思想的背景を軸に論じる見解は、大英帝国最盛期だった当時文明化の使命の名の下に、アジア・アフリカ・オセアニアの各地で現地住民のキリスト教化と文明化の大義名分を掲げ植民地化を推し進めていったイギリス（人）の（道徳的）優位性を自画自賛すると同時に、廃止以前は奴隷貿易の中核にあって多大な利益を得ていたイギリス人の罪悪感を覆い隠す性格をも持つものであり、19世紀から20世紀にかけて好んで言説で取り扱われ幾度となく再生産された。だがその一方で、何故「キリスト教的人道主義精神」が1780年代末というタイミングで興隆し、それが奴隷制廃止運動と結びついたのかに関しては十分に納得のいく説明がなされていないという問題点を抱えていた。

これら人道主義に依拠した歴史叙述の集大成と呼べ、さらに上述した運動興隆の契機という疑問点を解決する視座を提供したのが、サー・レジナルド・クーブランド（Sir Reginald Coupland, 1884-1952）の『イギリスにおける反奴隷制運動』（1933年）²⁸である。オックスフォード大学卒業後、同大学のベイト記念植民

²⁸ Sir Reginald Coupland, *The British anti-slavery movement*, London, Thornton Butterworth, 1933.

史講座教授 (Beit Professor) に就任したクーブランドは、主として 18 世紀から 19 世紀にかけての北アメリカや東アフリカなど大英帝国に関する各種の歴史研究を著す傍らで、数多くの卒業生をインド高等文官 (Indian Civil Service) や植民地高等文官 (Coronial Service) として帝国統治の最前線に送り出し²⁹、更には実務者としてもインドやパレスチナの統治改革等同時代の各種の帝国政策に携わるなど、理論と実践の両面で大英帝国に深く関わった人物だった³⁰。そんな大英帝国史研究の泰斗である彼が、1933 年に奴隷制廃止法成立 100 周年を記念してボストンのローウェル・インスティテュート (Lowell Institute) の招聘により開催したレクチャーを元に執筆したのが、この『イギリスにおける反奴隷制運動』である。

同書の大まかな内容は以下の通りである。まずクーブランドは、イギリスにおいては元々反奴隷制的な思想が 17 世紀以来底流として存在していたことを、奴隷となったアフリカ人王子の悲劇を描いたアフラ・ベン (Aphra Behn, 1640?-1689) の『オールノコ』³¹などを例に挙げて述べつつ、そのような思想的土壌がありながらも当時のイギリスにおいて後の奴隷制廃止運動のような盛り上がりが起こ

²⁹ 本田毅彦『インド高等文官 大英帝国の超エリート達』講談社選書メチエ、2001年、46-47頁。平田雅博「イギリスの帝国官僚 植民地高等文官制度の変遷」平田雅博、小名康之編『世界史のなかの帝国と官僚』山川出版社、2009年、16頁。

³⁰ Sir Reginald Coupland, *The British anti-slavery movement*, the Second Edition, London, Frank Cass & Co. Ltd., 1966, pp. ix-xi

³¹ *Oroonoko: or, the Royal Slave*, 1688.

なかった理由として、奴隷貿易が多大な利益を生み出していたという経済的な理由、同貿易が戦時においてイギリス海軍の水兵となり得るイギリス人船乗りたちを養成する格好の舞台になったという政治的な理由、及び西インドに利害関係を持つロビイスト集団、通称西インド利害（West India Interests）の存在の3点を挙げている。そのような状況下にあって、反奴隷制的思想が表出する重要なきっかけとしてクーブランドが強調するのが、1770年前後のシャープによる一連の法廷闘争である。その結果であるサマセット裁判の判決を、クーブランドはイングランドにおける奴隷制廃止宣言であると解釈し、これこそが奴隷制廃止運動の重大な契機であるとしてクーブランドは同判決の重要性を強調し、シャープの業績を賞賛する。しかしながら、同判決を奴隷解放宣言とする理解は正確さを欠いており、またシャープをあくまでも国内における運動の先駆者としてのみ捉える等、彼の解釈は問題点を抱えていた³²。

これに続いて転機となったのがアメリカ独立戦争であり、アメリカ植民地の分離によって大英帝国における奴隷所有者の数が大幅に減少し、また同戦争での敗北を契機として帝国改良運動が盛り上がった事をクーブランドは指摘する。しかしこの帝国改良運動は、西インドでは既得権層から頑強な抵抗に遭遇した。彼らの抵抗を打ち破るために推進されたのが奴隷貿易廃止運動であり、その実

³² Coupland, *The British anti-slavery movement*, pp. 7-56

現にはクラークソンをはじめとする奴隷制廃止運動家ら、通称聖者たち (saints) の活動が不可欠だったとクーブランドは論じ、彼らの功績とイギリス (人) の道徳性に対して惜しみない称賛を送っている。

またクーブランドは、奴隷制廃止運動家たちが奴隷貿易の廃止と同時にアメリカとの平和的な交易を希求し、そのためには現地のキリスト教化が不可欠であると主張していた事に着目し、以後の大英帝国の政策は「キリスト教・商業・植民地化 (Christianity, Commerce, Colonization)」の「3C」がキーワードになっていったと論じる³³。すなわち、奴隷貿易廃止を実現した後イギリスはまずヨーロッパ諸国に対して奴隷貿易廃止を (時に武力による威嚇を交えつつ) 働きかけ、次いで西アフリカ・大西洋沿岸での奴隷の密貿易の取り締まりに乗り出し、それがやがてはアフリカ大陸内陸部の奴隷制根絶を目指した探検・植民地化にも結び付いていったのである³⁴。

このように、奴隷制廃止運動とアフリカの植民地化は密接不可分の関係にあったことを立証した後、クーブランドは同書を以下のように結んでいる。

(前略) ……このイギリスの奴隷制反対運動史は、偉大な民衆の
伝統に靈感と刺激を与える (中略) ……。この運動が、その指導者

³³ Ibid., pp. 62-85

³⁴ Ibid., pp. 151-218

たち（中略）……の性格によるところ大であるなどと誇張しすぎてはならない（中略）……。なぜなら、イギリス国民の大多数の世論が、〔奴隷制の〕悪弊——イギリスはかつてその創出・維持に大いに力をつくしたのだが——の廃止を断固としてまた執拗に決意しなかったならば、かれらはなにもできなかったからである。イギリス史のなかには、うす汚れたいかがわしい部分もかなりあるが、少なくともこの部分にかんしては清潔そのものである³⁵。

総じて同書は、イギリス（人）の道徳的優位性を強調すると共に、弱者を保護し教え導くのは強者の責務であるとして、帝国支配の正当性を喧伝する性格を強く有する歴史叙述だった³⁶。同時に、奴隷制廃止運動の起源としてアメリカ独立戦争と帝国統治改革運動に着目したことは、その後の研究の展開に大きな影響を及ぼすことになった。

しかしながら第一次世界大戦と世界恐慌を経て、当時すでに大英帝国が（名目上とはいえ）イギリス王冠への忠誠の下で構成国が対等の存在となったイギリス連邦（コモンウェルス）へと改組され、また各地において自治拡大・独立を要求する運動が興隆する中であって、このクープランドの帝国主義的な歴史観は

³⁵ Ibid., pp. 250-251. エリック・ウィリアムズ, 田中浩訳『帝国主義と知識人』岩波書店, 1999年, 314-316頁.

³⁶ 田村, 「イギリス奴隷貿易廃止運動史研究の射程」, 89-92頁.

植民地側からの激しい反発を招く結果となった。その急先鋒としてクープランドの見解に対し真っ向から異を唱えたのが、カリブ海のイギリス領植民地トリニダード・トバゴ（Trinidad and Tobago）出身の歴史家で、1961年の独立以後同国の初代首相を務めたエリック・ウィリアムズ³⁷だった。郵便局員の息子として生まれたウィリアムズは、同島唯一の高等教育機関であるクイーンズ・ロイヤル・カレッジ（Queen's Royal College）でC. L. R. ジェームズ³⁸らの指導を受けた後、奨学金を得てオックスフォード大学に進学しクープランドに師事したが、当時のイギリス歴史学会で主流だったこの帝国主義的な歴史観に強く反発し、またイギリスの大学で職を得られなかったという経験もそれに拍車をかけた³⁹。その彼が、自身の博士論文を元に発展させたのが著書『資本主義と奴隷制』（1944年）⁴⁰である。

同書の大まかな内容は以下の通りである。まずウィリアムズは、奴隷制及び奴隷貿易は当時社会全般から支持されていたという事実を、所謂三角貿易が当時のイギリスの幅広い産業にも恩恵をもたらしたことや西インド帰りのプランターたちが本国で高い地位を確立ことなどから論証し、やがてこの三角貿易で得

³⁷ Eric Eustace Williams (1911-1981). (在任 1962-1981)

³⁸ Cyril Lionel Robert James (1901-1989). ジャーナリスト、教師、社会主義者。

³⁹ ウィリアムズ, 『帝国主義と知識人』. 田村, 「イギリス奴隷貿易廃止運動史研究の射程」, 92-94 頁.

⁴⁰ Eric Eustace Williams, *Capitalism and Slavery*, Chapel Hill, University of North Carolina Press, 1944.

られた利益が金融・保険業や重工業に再投資され、それが産業革命の原資となつていったと主張する⁴¹。しかしアメリカ植民地の喪失と時を同じくして、イギリス本国において資本主義が発展し産業革命が進行していく中で、それまでの重商主義的な独占に対する反発と自由貿易の要求が高まり、それが西インド植民地の既得権益に対する諸々の攻撃へと繋がっていったとウィリアムズは論じる。

18世紀の商業資本主義は、奴隷制および独占によってヨーロッパの富を築きあげた。こうして19世紀の産業資本主義の形成を促進したのであるが、商業資本主義・奴隷制およびその営為に敵対し、その力を破壊したもののこそ、他ならぬ19世紀産業資本主義だったのである⁴²。

またウィリアムズは、奴隷制廃止へと至る過程での奴隷制廃止運動家たちの果たした役割はあまりにも過大評価されていると断じ、「当時の政治・道徳思想は、経済的発展との密接な関連において検証されなければならない⁴³。」として、マルクス主義的な経済決定論を主張する。その一方で、奴隷制絡みの裁判であるゾング号事件（Zong Massacre、第3章第2節で詳述）に関しては、「大量殺人の

⁴¹ ウィリアムズ、『資本主義と奴隷制』、40-124頁。

⁴² 同上書、236頁。

⁴³ 同上書、237頁。

かどにより船長および乗組員を起訴すべきであるという考えは、人道主義者の頭にさえまったく思い浮かばなかった。」と、(詳細については後述するが) 人道主義者に対する過小評価が災いした明らかな事実誤認も散見される⁴⁴。総じてウィリアムズは、西インドのサトウキビプランテーションで上がる利益こそがイギリスが世界で最初に産業革命を達成する上での原資となったと説き、それによってイギリス本国において資本主義体制が確立した後で、経済的に非効率な制度となった植民地の奴隷制は経済的要因只一点によってのみ淘汰され、廃止されたのだと結論付ける。そしてウィリアムズは奴隷制廃止運動家らの活動を、前述のような生臭い事実を覆い隠すためにイギリス人自身が創り上げた逸話の中の一つに過ぎないまでと断じたのだった。このウィリアムズの主張(通称「ウィリアムズ・テーゼ」)は、政治・思想史中心だったこれまでの奴隷制廃止運動史研究を、経済史の観点を強調することによって根底から揺さぶるものであり、その妥当性を巡って現在に至るまで長らく論争の種となった⁴⁵。その一方で植民地と本国の関係性を重視し、また奴隷制廃止を帝国という視座から考察するという点では、ウィリアムズもやはりクープランドの系譜を引いていたと言える。

この「ウィリアムズ・テーゼ」に対し反論を試みたのが、アメリカの政治思想

⁴⁴ 同上書, 56-57 頁.

⁴⁵ 田村, 「イギリス奴隷貿易廃止運動史研究の射程」, 92-94 頁.

史家シーモア・ドレッシャー (Seymour Drescher) だった。ドレッシャーは著書『資本主義と反奴隷制』(1986年)⁴⁶を始めとする一連の研究において、これまでのクープランドに代表される奴隷制廃止運動家らの人道主義を強調する歴史観と、ウィリアムズに代表される経済的要因を強調する歴史観の対立を超克しようと試み、より実証的なアプローチを行っている。まずドレッシャーは各種データに基づき、西インドにおけるサトウキビプランテーションにおける砂糖生産及び同地に労働力を供給するための奴隷貿易は、1807年に同貿易が廃止される直前までむしろ拡大の一途を辿って行ったとして、経済的な利益が上がりなくなっただけで奴隷制は衰退したとするウィリアムズの主張を否定する⁴⁷。

次いでイギリスの奴隷制廃止運動をフランスのそれと比較し、運動における大衆的サポートの大きさを、議会への請願署名などのデータから論証する。そして奴隷制廃止運動を、産業化や都市化の進展によって旧来からの共同体の解体・崩壊が進んでいったイギリス社会において発生した、それ以前の食糧暴動のような個々の共同体や社団ごとの動きに留まっていた社会運動とは異なる史上初の全国的な大衆運動だったと位置付け、国内史におけるその政治的な意義を強調すると共に、奴隷貿易の廃止はその世論の圧力を背景として経済的な利害

⁴⁶ Seymour Drescher, *Capitalism and Antislavery: British Mobilization in Comparative Perspective*, London, Macmillan, 1986.

⁴⁷ Ibid, pp. 6-9. 布留川, 『イギリスにおける奴隷貿易と奴隷制の廃止』, 21-40頁。

を度外視して行われた「経済的自殺 (econocide)」だったと結論付けた⁴⁸。ドレッシングの研究は奴隷制廃止運動に社会史という新たな視座を開いた反面、その結論はあくまでもイギリス国内史に主軸を置いたものであり、これまでの論者たちが共有していた帝国という視座は背景へと退き、かつ経済史的・政治社会史的側面に偏重しがちであるという問題点も抱えていた。

こうした中で近年注目を集めているのが、「改革の時代 (the age of reform)」という視座である。その嚆矢となったのが、アーサー・バーンズ (Arthur Burns) とジョアンナ・イネス (Joanna Innes) の共編著『改革の時代の再考』(2003年)⁴⁹である。同書はアメリカ独立戦争以後から19世紀中盤までのイギリスを「改革の時代」と定義し、その改革の対象は議会や帝国そして「モラル」など非常に多岐にわたり、つまるところ「国制 (constitution)」全体に及んでいたことを明らかにしている。そしてその中では、奴隷制廃止運動も「国制」改革の一環として位置付けられている⁵⁰。

この「改革の時代」という研究の潮流を受けて、再び思想史研究に立ち返りそして視点を帝国史に拡大し論じたのが、同じくアメリカの政治思想史家クリストファー・レズリー・ブラウン (Christopher Leslie Brown) の著書『モラル・キ

⁴⁸ Ibid., pp.53-166. 田村, 「イギリス奴隷貿易廃止運動史研究の射程」, 94, 96-98頁.

⁴⁹ Arthur Burns and Joanna Innes eds., *Rethinking the age of reform: Britain 1780-1850*, Cambridge, Cambridge University Press, 2003.

⁵⁰ David Turley, 'British Antislavery reassessed', Arthur Burns and Joanna Innes eds., *Rethinking the age of reform: Britain 1780-1850*, Cambridge, Cambridge University Press, 2003, pp. 182-198

ャピタル』(2006年)⁵¹である。大英帝国における奴隷制廃止運動の起源について網羅的な研究を行った同書においてブラウンは奴隷制廃止運動家らによる奴隷制廃止の物語という通史に疑問を投げかけ、まず奴隷制廃止運動興隆前の17世紀から反奴隷制的思想が存在していたことに触れ、それらが当時拡大の一途を辿っていた奴隷貿易の前には全くと言っていいほど無力だった事実を改めて明らかにし、当時の反奴隷制思想の限定性を指摘する⁵²。次いで、アメリカ独立戦争を機に奴隷制が大西洋両岸において政治問題化していく過程を丹念に分析すると共に、同時期の反奴隷制運動についてシャープを軸に分析し、彼が本国における奴隷制の容認と植民地における専制は同根の事象と認識し、奴隷制廃止と国制・帝国統治改革を連動させようと試行していたが、反奴隷制運動を大衆化させることには失敗したとしてその限界を指摘し、シャープもまた次第に奴隷制問題への熱意を喪失したと論じる⁵³。

転じてブラウンは、七年戦争以後からアメリカ独立戦争期にかけて、領域が大幅に拡大しブリテン諸島出身者以外の多数の異邦人を支配する帝国へと変質した大英帝国の現状を憂慮し、彼ら異邦人を如何にして臣民化して包摂するのが帝国の最重要課題となっていくという事実を指摘する。そのような状況下

⁵¹ Christopher Leslie Brown, *Moral Capital: Foundations of British Abolitionism*, Chapel Hill, University of North Carolina Press, 2006.

⁵² *Ibid.*, pp. 31-101

⁵³ *Ibid.*, pp. 155-206

において、黒人奴隷たちを解放しようとする計画が「帝国統治改革」の方策の1つとして一部の知的エリートの間で模索されたこと、また同時期にアフリカに植民地を建設する各種の計画が、やはり奴隷制廃止を模索する様々な人々により構想されていたことをブラウンは明らかにし、これらの計画は発表当時全くと言っていいほど注目を集めることはなかったものの、後の奴隷制廃止運動へ思想的な下地を用意したとしてその重要性を評価する⁵⁴。続いてブラウンは福音主義者たちの動向に注目し、そもそも奴隷制の廃止には決して熱心とは言えなかった彼らが運動に関与しその主役となっていく動機として、「帝国統治改革」の中で模索されていた黒人奴隷たちへの伝道を鍵として挙げ、奴隷制廃止運動は彼らに「モラル（道徳性）」を政治に持ち込む手段を提供したとする⁵⁵。最後に、奴隷制廃止運動の大衆化・組織化におけるクウェーカーの貢献、そしてそれを存分に活用したクラークソンの果たした役割の重要性を改めて詳細に分析した上で、奴隷制廃止運動におけるアメリカ独立戦争の重大性を再度強調し、ブラウンは本書を結んでいる。

総じてブラウンは、イギリスにおいて17世紀以来反奴隷制的な思想が存在した事、それがアメリカ独立戦争での敗北を契機として帝国改良運動として盛り上がった事の2点においては、先述したクーブランドの見解を踏襲している。

⁵⁴ Ibid., pp. 230-232

⁵⁵ Ibid., p. 389

その上でブラウンが強調しているのは、「モラル」の問題である。アメリカ独立戦争を機に大英帝国の「モラル」に対し疑問が投げかけられ「国制・帝国統治改革」が叫ばれる中で、それまでほとんど問題視されてこなかった奴隷制が突如として不道徳であると断じられ、攻撃の対象となっていた過程を、同書においてブラウンは解明したのだった⁵⁶。

また日本において、ブラウンと同様に「改革の時代」と奴隷制廃止運動の関連性について注目した研究としては、井野瀬久美恵の『大英帝国という経験』（2007年）が挙げられる。18世紀中盤から20世紀に至るまで、社会史や文化史も含めた幅広い観点から大英帝国を分析した同書の中で井野瀬は、北アメリカ・カリブ海諸島の植民地を中心とした第一次帝国から、アジア・アフリカの植民地を中心とした第二次帝国への移行という大英帝国の再編を、アメリカ独立戦争を契機としてこれまで拠り所としていた「プロテスタントによる自由の帝国」というアイデンティティの危機に陥ったイギリス人が、「慈悲深き博愛主義の帝国」という新たなアイデンティティを創出するまでの過程として叙述し、奴隷制廃止運動を始めとするこの時期の諸改革は後者のイメージを創り上げていく上で必要不可欠だったと論じている⁵⁷。

⁵⁶ Ibid. 田村, 「イギリス奴隷貿易廃止運動史研究の射程」, 101-105 頁.

⁵⁷ 井野瀬久美恵『興亡の世界史 16 大英帝国という経験』講談社, 2007年, 17-65 頁, 132-174 頁.

この他にも、この時代の「国制改革」と「帝国統治改革」の連動性については、近年多くの研究が発表されている。注目を集めているのが、法制改革という側面からの帝国統治改革運動研究である。例えば帝国統治改革期の大西洋両岸世界における国制問題に着目したメアリー・サラ・ビルダー (Mary Sarah Bilder) の『環大西洋国制』(2004年)、イングランド固有の法制度だった人身保護法 (Habeas Corpus Act)⁵⁸がその効力を帝国全体へと拡大していく様子を分析したポール・D・ハリデー (Paul D. Halliday) の『人身保護令状』(2010年)、「帝国統治改革」運動の中に国際法成立の萌芽を見たローレン・ベントン (Lauren Benton) とリサ・フォード (Lisa Ford) の共著『秩序への熱中』(2016年) などがある⁵⁹。これらの研究動向からは、イギリス国内史と大英帝国史を各々別個に研究することの限界性と、両者を一体的に捉え直す必要性が浮き彫りになっている。

これまで見てきたように奴隷制廃止運動研究を巡っては、クラークソンに始まりクーブランドに代表されるキリスト教を基盤とする人道主義者たちが運動を導き、良心を持つ多くのイギリス国民がそれに応えたとする人道主義的解釈

⁵⁸ 1679年制定。「身柄提出法」とも称され、人の身柄を拘束している人物に対し、裁判所に「人身保護令状 (Habeas Corpus)」を請求することで、被拘束者の身柄を拘束理由と共に裁判所に提出(≒保護)させ、身柄拘束の妥当性を審理することが可能となる。小山貞夫編『英米法律語辞典』研究社、2011年、494頁。

⁵⁹ Mary Sarah Bilder, *The Transatlantic Constitution: Colonial Legal Culture and the Empire*, Cambridge, Massachusetts, Harvard University Press, 2004. Paul D. Halliday, *Habeas corpus: from England to empire*, Cambridge, Massachusetts, Belknap Press of Harvard University Press, 2010. Lauren Benton, Lisa Ford, *Rage for order: the British Empire and the origins of international law 1800-1850*, Cambridge, Massachusetts, Harvard University Press, 2016.

と、ウィリアムズに代表される大英帝国内での西インド経済の重要性が低下したため廃止されたとする経済的解釈の 2 つの解釈が長年に渡って対立関係にあり、これを克服するために様々な視座が模索され続けてきた。その過程で、研究の軸となる興味関心分野も思想史から経済史、更には社会史から再び思想史へと移動していく中で、「改革の時代」における「帝国統治改革」として奴隷制廃止運動を捉え直そうという視座に着目が集まりつつあるというのが、奴隷制廃止運動研究の大まかな現状である。

第 3 節 シャープに関する先行研究とその問題点 —国内史と帝国史の相克—

続いて、シャープ関連の先行研究の整理を行う。奴隷制廃止運動におけるシャープの評価は、同運動が本格化するはるか以前から反奴隷制運動に携わっていた先駆者として、彼の存命中には既にある程度固まっていた。例えば、前節で挙げたクラークソンは著書『アフリカ奴隷貿易廃止の起源』中で、シャープのことを「イングランドにおいて初めて虐げられた黒人たちのために実際に骨を折った人物」だったと記述している。先述の通り、同書でクラークソンは幾人もの先駆者たちの業績に言及しているが、中でもシャープは文筆による言説と実際の活動の両面から奴隷貿易廃止運動に携わった人物であるとして、その偉業を讃

美している⁶⁰。

その中でもとりわけクラークソンが強調しているのが、サマセット裁判における成果である。同裁判における判決（通称マンスフィールド判決）はそれが言い渡された当時から、イングランドにおける奴隷解放宣言とする（ある程度意図的な）誤解が広汎に流布していた。他でもないシャープ自身、このサマセット裁判の判決をイングランドにおける奴隷制の廃止を宣言したものとして解釈し、以後の著作でもその理解に基づく主張を展開した⁶¹。クラークソンもまた同書中で、「その裁判の重大にして輝かしい結果は、如何なる奴隷であれイングランドの領土内に足を踏み入れ次第、自由になるというものだった⁶²。」として、シャープの見解を全面的に受け入れる記述をしている。その一方で1780年代末の奴隷貿易廃止運動の本格化以後になると、同書の記述内容は議会における奴隷貿易廃止法案の審議と議会外での自分自身の活動が中心となり、奴隷貿易廃止運動協会の議長という要職にあったはずのシャープへの言及は極端に減少している。この内容構成は、シャープは奴隷制廃止運動の先駆者であるが奴隷貿易廃止運動の中心人物ではないとする、後世の評価に影響を及ぼした可能性がある。

だが、シャープという個人の生涯を研究・考察する上でその起点となり、決し

⁶⁰ Clarkson, *The History of the Rise, Progress, and Accomplishment*, pp. 66-79

⁶¹ Sharp, *The just limitation of slavery in the laws of God, compared with the unbounded claims of the African traders and British American slaveholders*, p. 1

⁶² Clarkson, *The History of the Rise, Progress, and Accomplishment*, p. 77

て欠くことの出来ない著作となるのが彼の没後 7 年目に出版された、肖像画家で劇作家のプリンス・ホーア (Prince Hoare, 1755-1834) の手により執筆され現在に至るまでシャープに関するほぼ唯一の詳細な伝記となっている『グランヴィル・シャープ伝』(1820 年)⁶³である。同書は、1816 年にアフリカ協会 (African Institution)⁶⁴の手により、協会創設時の取締役の 1 人だったシャープの業績を顕彰する目的でロンドンのウエストミンスター寺院 (Westminster Abbey) 内の一角にある詩人コーナー (Poet Corner) に造られた記念碑の設置に連動して執筆されたもので、協会の総裁だったグロスター公⁶⁵に献呈され予約読者に協会関係者が多数含まれるなど、公式伝記的性格が非常に強いものだった。

伝記を執筆するに当たって、シャープの親族から彼の書簡や日記といった一次史料をふんだんに提供されたホーアは、それら一次史料やシャープが生前出版した著作類、さらにはアフリカ協会やその前身組織だったシエラレオネ会社の年次レポートを元にシャープの生涯を丹念に再構成し、伝記の冒頭で彼の業績として以下の 5 点を列挙した⁶⁶。それは、まず第 1 にイングランドにおける奴隷制廃止、次いで第 2 にシエラレオネ植民地の建設、続いて第 3 にアメリカ監

⁶³ Prince Hoare, *Memoirs of Granville Sharpe, Esq.*, London, Henry Colburn, 1820.

⁶⁴ 1807 年 5 月に、シエラレオネ会社 (Sierra Leone Company) の後を受け創設された組織。布留川, 『イギリスにおける奴隷貿易と奴隷制の廃止』, 102-103 頁.

⁶⁵ Prince William Frederick, Duke of Gloucester and Edinburgh(1776-1834).

⁶⁶ Hoare, *Memoirs of Granville Sharpe*, pp. xv-xvi.

督派教会 (American Episcopal Church) の設立⁶⁷、それから第 4 に奴隷貿易廃止、そして第 5 にイギリス領アメリカ植民地との和解の試みである。時系列順ではなく、敢えてこの並びで記述したことから、著者がシャープの業績をどう理解していたかが窺える。以降、本編においては時系列順にシャープの事跡を追いその偉業を讃美した後、結びにおいてホーアは、彼の生涯における活動の中でその道徳心と信仰心は双方共に不可分の関係にあったと結論付けた⁶⁸。

それでは、同書の内容構成及び各項目の内訳について細かく分析する。まず①のイングランドにおける奴隷制廃止は全 63 ページ (pp.27-94) であり、逃亡奴隷の保護活動からサマセット裁判で奴隷制廃止の判決を勝ち取るに至るまでの 1765 年から 1772 年までのシャープの活動が、主として彼の書簡・覚書を史料としてまとめられている。次いで②のシエラレオネ植民地建設は、第 3 部丸々 122 ページ (pp.257-379) に渡っている。その内容はまず第 1 章に序説 (pp.259-269、10 ページ) を挟んだ後、第 2 章から第 6 章がシエラレオネ植民地の歴史叙述 (pp.270-311、41 ページ) となっている。同箇所は主として入植地統治の主体だったシエラレオネ会社の刊行した年次レポート⁶⁹及び同社の後継組織であるア

⁶⁷ 13 植民地のイングランド国教会が、アメリカ独立戦争以後に本国の国教会と分離・独立することで成立した教派。別名米国聖公会。

⁶⁸ Ibid., p. 514

⁶⁹ Sierra Leone Company, *Substance of the report delivered by the Court of Directors of the Sierra Leone Company* (1791, 1792, 1793, 1794, 1796, 1801, 1804.)

フリカ協会の年次レポート⁷⁰を史料として記述されている。それに続く第7から第12章がシャープの活動となっており、第7・8章（pp.312-336、24ページ）が1786年から1788年までの植民地存続と援助獲得に奔走していた時期の記述、第9章（pp.337-350、13ページ）が1790年の同植民地との貿易促進のための聖ジョージ湾会社（St. George's Bay Company）設立に注力していた頃の記述、第10・11章（pp.351-371、20ページ）が1791年のシエラレオネ会社設立以後の活動、第12章（pp.372-379、7ページ）が1792年から1812年までの活動となっている。一目すると分かるように1792年以降の記述が激減しているが、これにはシエラレオネ会社の取締役会でシャープの影響力が失われていったことと符号するものと思われる。

続いて、③のアメリカ監督派教会設立に関する活動は28ページ（pp.207-235）であり、1779年から1789年に至るまでのシャープの活動が、主として彼の書簡・覚書を史料としてまとめられている。転じて④の奴隷貿易廃止運動は34ページ（pp.394-428）であり、奴隷貿易廃止運動の概要とその中でのシャープの活動がまとめられている。その内容は、第4部第2章から第4章までが奴隷貿易廃止運動史（pp.394-411、17ページ）となっており、前節でも挙げたクラクソンの著作『アフリカ奴隷貿易廃止の起源』をベースに、奴隷貿易廃止運動委員会

⁷⁰ African Institution, *Report of the Directors of the African Institution Read at the Annual General Meeting* (1814, 1818.)

及び議会の活動を中心にまとめられている。残る第 5 章から第 6 章がシャープの活動 (pp.412-428、16 ページ) であるが、その史料はクラークソンの著作とシャープの書簡・覚書がほぼ半々の割合であり、史料の偏りが見受けられる。そして⑤のアメリカ独立に至る政治危機の中でのシャープの活動は 36 ページ (pp.95-122, pp.172-181) であり、1772 年から 1778 年までの活動が主として彼の書簡・覚書を史料としてまとめられている。

分量から判断して、前述の 5 大業績の中では何よりもシエラレオネ植民地建設が大きなウェイトを占め、次いでイングランドにおける奴隷制廃止とアメリカ (植民地) との関係がほぼ同じ扱いにあり、そして奴隷貿易廃止運動という位置付けになっていることが分かる。そもそも伝記の執筆依頼自体、シエラレオネ会社の後身であるアフリカ協会からなされたという経緯があり、また協会側から提供された史料が大部分を占めていたという事情から、シエラレオネ関係の記述が多くなったことはある意味必然的ではあるが、それでも著者がシャープの業績として同植民地の建設をとりわけ重視していたことは明白である。総じてホーアの『グランヴィル・シャープ伝』は、当時から今日に至る慈善家・博愛主義者としてのシャープ像を形成する上で非常に重要な役割を果たしていると同時に、奴隷制廃止運動と同等以上にアメリカ植民地との関わりや、シエラレオネ植民地建設計画への関与などシャープと帝国との関係性を重視していたこと

が窺える。このように、ほぼ同時代に執筆されたクラークソンとホーアの著作であるが、シャープの実績をどう理解・評価するのかという視座において、あくまでもイングランド国内における業績のみを強調したクラークソンと、むしろ帝国との関わりに重点を置いたホーアとでは、その方向性はまさしく正反対であった。だが、その後長らくシャープのイメージとして定着していったのはクラークソンにより打ち立てられた、イングランドにおける奴隷制廃止の先駆者という評価だった。

例えば前節でも挙げたクーブランドは、著書『イギリスにおける反奴隷制運動』中でシャープの業績としてサマセット裁判を挙げ、「サマセット裁判は、大英帝国における奴隷制廃止の鎗矢となった。その司法判断の背景には、道徳的判断が存在していた⁷¹。」として、イギリス人の道徳的優位性を裏付ける根拠の1つであると手放しに称賛する一方で、帝国や奴隷貿易廃止運動への関与といった事柄に関しては、シャープの活動をほぼ等閑視していた。一方、こちらも前節で挙げたウィリアムズは著者『資本主義と奴隷制』中で、サマセット裁判の（宣伝上の意義はともかく）実際的な効果については人道主義者により誇張されていると断じ、後のゾング号事件共々当時のイギリスにおいて奴隷制が広く容認されていた事実の裏付けに過ぎないとした⁷²。このように、サマセット裁判の意義に

⁷¹ Coupland, *The British anti-slavery movement*, pp. 55-56.

⁷² ウィリアムズ, 前掲書, 56-57 頁.

についてはクープランドと正反対の評価を下したウィリアムズであるが、シャープに関する評価についてはその対象を国内に限定するという点では、クープランドの見解を踏襲していた。

このウィリアムズの見方を踏襲しつつ実証に基づいた研究を行ったのが、ナイジェリア出身の研究者フォーラリン・シャイロン (Folarin Shyllon) の『イギリスにおける奴隷たち』(1974年)⁷³である。ウィリアムズと同じく旧植民地にルーツを持つ彼は、著者中で18世紀イギリスにおける黒人奴隷制に関する司法判断を網羅的に研究し、サマセット裁判以後も奴隷制に関連する裁判が生起したという事実を明らかにした。そして、サマセット裁判は奴隷解放の判決であるとする理解は、イングランドを奴隷制の存在しない自由の国であるという当時の見解と同様に創られた神話であり、「仮に司法判断の背景に道徳的判断が存在したとしても、それは経済的な必要性が生じるまでは“昏睡状態”にあった⁷⁴。」と結論付け、奴隷制廃止は経済的理由に拠るものであるとするウィリアムズの見解を、実証面での裏付けを基に踏襲した。このシャイロンの研究は、丹念な史料分析に基づいていることから今日においても18世紀イギリスにおける奴隷制関係の裁判についての古典的研究としての地位を確固たるものとしているが、イギリスにおける奴隷裁判という研究主題上仕方ないこととはいえ、シャープに

⁷³ Folarin Shyllon, *Black Slaves in Britain*, London, Oxford University Press, London, 1974.

⁷⁴ *Ibid.*, p. 231

関する評価はやはりイングランド国内のみに限定されていた。

このように、専らサマセット裁判を中核としたイングランド国内のみにおける活動が注目されがちであった中で、シャープの思想面に関して初めて本格的な学術分析を試みたのが、アメリカにおける奴隷制に関する思想史研究の大家デイヴィット・ブライオン・デイヴィス (David Brion Davis) の著書『アメリカ独立革命期における奴隷制問題』(1975年)⁷⁵である。アメリカ独立戦争期における大西洋両岸世界の奴隷制問題を論じ、その言説中での自由労働イデオロギーの存在に着目した同書の中で、デイヴィスは同時期に活動したシャープについても言及し、その思想を考察している。デイヴィスに拠ればシャープの思想傾向は、1730年代から1750年代にかけてイギリス領アメリカ植民地各地で興隆したいわゆる大覚醒 (Great Awakening)⁷⁶運動の指導者たちの思想や言説と近似していたとして、同時代における他の奴隷制廃止論者と比較しての彼の特異性を指摘し、同時に植民地人の権利擁護と植民地における奴隷制への批判との間で揺れる二律背反性についても指摘する。

また、デイヴィスは先述したホーアの『グランヴィル・シャープ伝』に依拠し

⁷⁵ David Brion Davis, *The Problem of Slavery in the Age of the American Revolution* Ithaca, New York, Cornell University Press, 1975.

⁷⁶ 信仰復興運動 (Revival) の1つ。悔悛・回心の強調、聖書の文言を「文字通り」解釈する福音主義を特色とする。大西直樹『ニューイングランドの宗教と社会』彩流社、1997年、128-150頁。

つつも、同書についてシャープの急進的（radical）な側面を意図的に薄めていると批判して原史料である書簡を重視して分析を行い、その結果シャープが本国における奴隷制の容認と植民地における専制という 2 つの事象を同根のものとして捉え、これらを共に悔い改めなければ大英帝国に対し神罰（Retribution）が下されることを心から恐れていたという事実を明らかにした。デイヴィスは、この神罰への恐怖がシャープの奴隷制廃止運動の本質であり彼にとって活動の原動力になっていたと結論付けている⁷⁷。デイヴィスの研究は、それまでイングランド国内における先駆者に限定されがちであったシャープの評価を、アメリカ独立戦争という帝国統治改革運動と関連付けさせたという点で、ホーア以来長らく失われた視座を復活させた意義のあるものとなっている。しかしながら、アメリカ独立戦争期を主題とする研究上の制約があるとはいえ、デイヴィスが分析したシャープと帝国との関係性は、あくまでも第一次帝国の時期を対象としたもののみにとどまっていた。

このデイヴィスの分析・見解をさらに発展させたのが、前節でも述べたブラウンの『モラル・キャピタル』である。同書においてブラウンはほぼ 1 章を割く形で、シャープの思想傾向について詳細な分析を試みている。ブラウンに拠ればシャープは、本国における奴隷制の容認と植民地における本国の専制は同根の事

⁷⁷ Davis, *The Problem of Slavery*, pp. 386-398

象と認識していたとして、この点では彼もまたデイヴィスの見解を踏襲している。その上でブラウンはシャープの特異性として、本国・ウエストミンスター議会は植民地に対する立法権を保持しないと主張したこと、及び彼の思想信条の2点を指摘している。この内、後者の思想信条については、大覚醒運動の指導者たちとの類似性が認められるという点では、ブラウンもまたデイヴィスの見解を踏襲している。しかし他方で、彼らとの重大な相違点としてブラウンが指摘しているのが、シャープの強固なまでのイングランド国教会至上主義（第2章第1節で詳述）である。総合してブラウンは、シャープは奴隷制廃止と国制・帝国統治改革を連動させようと試行していたが、先述した国教会至上主義が災いして彼の社会全体に対する影響力には自ずと限界が生じ、結果としてシャープはこの時点では反奴隷制運動を後年の奴隷制廃止運動のように大衆化させることには失敗したと論じている。

さらにブラウンは、アメリカ独立戦争以後にシャープの奴隷制関連の著作が大きく減少したことを根拠に、彼にとっての最大の関心事は国内改革であり、奴隷制問題はあくまでもそれを実現させるための方策の一つに過ぎなかったのではないかと分析している。そして、アメリカ独立戦争を好機と見做した反奴隷制運動が成果を挙げられず、奴隷制廃止に向けた見通しが立たなくなる中でシャープは次第に奴隷制問題に対する関心を低下させ、国内の体制改革にその情

熱を移していったと結論付けている⁷⁸。だがこのブラウンの分析においては、後の奴隷貿易廃止運動の最盛期にシャープが奴隷貿易廃止運動委員会の議長を務めていたという事実はほとんど顧みられておらず、また「帝国統治改革」の一環としての奴隷制廃止運動に着目しながら、(詳細は第5章で後述するが) シェアラオネ植民地へのシャープの関与についてはほとんど重要視していないという問題点も抱えている。つまるところ、研究主題として第一次帝国から第二次帝国への「改革の時代」を扱ったシャープと帝国との関連性に注目しながら、ブラウンの分析対象は第一次帝国とシャープとの関係性にとどまっており、十分なままで終わってしまっているのである。

一方で近年改めて注目を集めているのが、初期の法廷闘争に関する再検討である。例えばエディンバラ大学教授のジョン・W・ケアンズ (John W. Cairns) は、法制史の観点から、18世紀当時のスコットランドにおける奴隷制の実態を分析した諸研究を公表している。この中でケアンズは、当時のスコットランドにおいて奴隷制は成文として存在する実定法ではなく、社会全般に漠然とながら受け入れられている慣習(法)によって容認されていたという事実を解明している⁷⁹。またアンドリュー・リオール (Andrew Lyall) は、これまで活字化・公刊さ

⁷⁸ Brown, *Moral capital*, pp. 160-201

⁷⁹ John W. Cairns, 'The Definition of Slavery in Eighteenth-Century Scotland, Not the True Roman Slavery', John Allain ed., *The Legal Understanding of Slavery*, Oxford, Oxford University Press, 2012, pp. 61-84, 'Freeing from Slavery in Eighteenth-Century Scotland', Andrew Burrows, David Johnston and Reinhard Zimmermann eds., *Judge and Jurist: Essay in memory of Lord Rodger of*

れていなかったシャープが携わった各種裁判関連の手稿を集積し、『グランヴィル・シャープの奴隷制訴訟集』（2017年）として出版し、18世紀当時のイングランドに奴隷制は確固たる制度として存在したと主張した先述のシャイロンの研究に対し、奴隷制はあくまでも容認されているに過ぎなかったとしてこれを批判している⁸⁰。総じて近年の研究においては、18世紀当時のイギリスにおける奴隷制が実定法ではなく社会的慣習（法）によって容認されていたという事実が明らかにされ、その状況を覆したシャープの活動の意義も再評価される傾向にあると言える。

さらに法廷闘争への注目を主軸に、先述したブラウンの見解に異議を唱えているのがカナダの英文学研究者ミシェル・フォウバート（Michelle Faubert）である。大英図書館（British Library）で史料調査中に偶然にも、ゾング号事件に関するシャープの清書された書簡の写しを発見したフォウバートは、これを基にした著書『グランヴィル・シャープの新発見の書簡とゾング号事件』（2018年）において、シャープが同書簡を活字化・公刊し事件の残虐性を広く知らしめて世論を喚起しようと計画していた可能性を指摘し、仮に同書簡の出版が実現してい

Earlsferry, Oxford, Oxford University Press, 2013, pp. 367-381, 'Maintaining slavery without a code noir - Scotland 1700-78', Felix M. Larkin and N.M. Dawson eds., *Lawyers, the law and history: Irish Legal History Society Discourses and Other Papers, 2005-2011*, Dublin, Four Courts Press, 2013, pp. 148-178. ジョン・W・ケアンズ, 溜箭将之訳「十八世紀スコットランドの慣習と奴隷制」『法制史研究』第69号, 2020年, 89-101頁.

⁸⁰ Andrew Lyall, *Granville Sharp's Cases on Slavery*, Oxford, Hart Publishing, 2017, pp. 1-87

ればシャープにとって1780年代に執筆した唯一の奴隷制に関連する著作になっていたのみならず、同事件が後の奴隷制廃止運動に与えた影響の重大性に鑑みるに、運動を大衆化させることに失敗したというシャープに対する後世の評価も変わっていた可能性があるとして、これまでのシャープ研究について再考を促している⁸¹。だが、これらの法廷闘争に関連する研究においても、その対象はあくまでもイングランド国内にとどまっており、帝国全体を俯瞰的に捉えていたシャープの言説・思想分析としては不十分な面が見受けられる。

このように、奴隷制廃止運動当時から現在に至るまでシャープの法廷闘争関連の業績を中心とするイングランド国内の活動については一貫した評価があり、またシャープと第一次帝国との関わりについてはかなりの程度研究の進展が見られている。しかしながらシャープと第二次帝国との関わりについては、初期の伝記作家だったホーアを除けばあまり注目されていないのが現状である。だが、ホーアの著作で示されているようにシャープは反奴隷制運動・奴隷貿易廃止運動、さらには第一次帝国・第二次帝国を通じて「国制・帝国統治改革運動」に関与しており、これらのムーヴメントの結節点としてのシャープの重要性は明らかである。そして、現在見落とされているシャープと第二次帝国との関わりを浮上させるカギとなるのが、次節で述べるシエラレオネ植民地建設計画である。

⁸¹ Michelle Faubert, *Granville Sharp's Uncovered Letter and the Zong Massacre*, Palgrave Macmillan, 2018, p. 122

第4節 シェラレオネ植民地建設計画研究史整理・批判

シェラレオネ植民地は、18世紀末に奴隷身分から解放された黒人たちの自由植民地（Province of Freedom）として建設された入植地（Settlement）という、数多ある大英帝国の諸植民地の中でも唯一無二といえるその建設経緯から、これまでも多方面から多角的な観点での研究⁸²が活発になされてきた。今世紀に入ってから発表されたものだけでも、下記の通り非常に多岐に渡っている。

まず平田雅博は、近世以降のイギリスにおける黒人（在英黒人）の歴史を扱った著書『内なる帝国・内なる他者』（2004年）の中で、困窮した在英黒人たちの救済策として立案されたシェラレオネ植民地について2章を割いて分析している。この内、入植計画について論じた「第二章 アフリカに送られる在英黒人」においては、入植者たちの実態や計画実行までになされた議論、そして入植計画遂行時におけるイギリス本国側の人種排除の意図の有無について詳細な分析が行われ、留保付きではあるものの入植に当たっては黒人たち自身の自主性も窺えること、並びに入植者たちの出身地の分析や国内の貧民を海外への植民とい

⁸² 代表的なものだけでも、下記の通り多岐に渡る。Christopher Fyfe, *A History of Sierra Leone*, London, Oxford University Press, 1962. Richard West, *Back to Africa: a History of Sierra Leone and Liberia*, London, Jonathan Cape, 1970. Folarin Shyllon, *Black people in Britain 1555-1833*, London, Oxford University Press, 1977. Stephen J. Braidwood, *Black Poors and White Philanthropists: London's Blacks and the Foundation of the Sierra Leone Settlement, 1786-91*, Liverpool, Liverpool University Press, 1994.

う形で救済するという手法などから、当時のイギリスにおいて国内問題と帝国とは密接不可分の関係にあったことを論証している⁸³。

次いで布留川正博は、イギリスにおける奴隷制廃止までの歴史を概観した著書『イギリスにおける奴隷貿易と奴隷制の廃止』（2020年）において、やはり2章を割いてシエラレオネ植民地について分析している。その中で、シエラレオネ入植計画の立案から19世紀半ばまでの同植民地の歴史を概観した第3章「アボリショニズムとシエラ・レオネ植民地において、入植地建設を主導し奴隷制の廃止やアフリカへのキリスト教布教を希求した博愛主義者たちについて、彼らの理念や行動が博愛主義と帝国主義との2面性を併せ持っていたことを解明している⁸⁴。

さらに井野瀬久美恵は、第2節でも挙げた著者『大英帝国という経験』（2007年）の中でシエラレオネ植民地の建設について言及し、同植民地の建設を第一次帝国から第二次帝国への移行という「帝国再編」の一環として位置付け、その存在は「慈悲深き博愛主義の帝国」というアイデンティティを支える要となったと分析している⁸⁵。このように帝国統治改革運動の一環としてシエラレオネ植民地建設を位置付けるという視点は、イングランドにおける奴隷制問題からシエラ

⁸³ 平田雅博、『内なる帝国・内なる他者 在英黒人の歴史』晃洋書房、2004年、54-85頁

⁸⁴ 布留川、『イギリスにおける奴隷貿易と奴隷制の廃止』、85-100頁。

⁸⁵ 井野瀬、『大英帝国という経験』、108頁。

レオネ植民地の創設まで半世紀余りを概観したサイモン・シャーマ (Simon Schama) の著書『荒涼たる航路』 (2005年) や、アメリカ独立戦争後に旧アメリカ植民地から大英帝国各地に移住した忠誠派 (Loyalist) について論じたマヤ・ヤサーノフ (Maya Jasanoff) の『自由の放浪者たち』 (2011年) においても注目されており、両書はシエラレオネ入植地の建設を「一国史 (National History)」の枠を超えた「環大西洋史 (Atlantic History)」や「グローバル・ヒストリー (Global History)」という観点から捉えて分析している⁸⁶。

しかし、上述したシエラレオネ植民地建設に関する先行研究の中では、詳細な分析が行われずにほぼ手付かずの状態となっている文書が存在する。それが、同計画の熱心な推奨者だったシャープが 1783 年 8 月 1 日時点で構想し、1784 年出版の著書『イングランド国民を百戸村及び十人組に分ける古来の分団についての記述』の中に収録した、「アフリカ沿岸に設けられるはずの新しい入植地のための先の提案に関する覚え書き」(第 4 章第 3 節で詳述)、及びシエラレオネ植民地建設計画が立案された 1786 年に初版が出版され、1788 年までに計 3 版を重ね『アフリカ穀物海岸・シエラレオネ周辺に計画された入植地のための、(より良い改善案が提案されるまでの) 暫定的諸規則の素描』(以後『シエラレオネ入植地素描』、第 5 章で詳述) である。これまで挙げた諸研究においても、シャ-

⁸⁶ Simon Schama, *Rough Crossings: Britain, the Slaves and the American Revolution*, London, BBC books, 2005. Maya Jasanoff, *Liberty's Exiles*, London, Harper Press, 2011.

プをシエラレオネ植民地建設計画初期段階における計画推進の中心人物だったことでは一致しているが、上述した入植計画に関する分析は、これまでほとんど行われてこなかった。

そのような中で数少ない例外的な事例と呼べるものが、デイヴィット・オルソガ (David Olusoga) の著作、『黒人たちの英国史 語られなかった 1800 年の歴史』(2017 年) である。ナイジェリア人の父を持ち、かつて人種暴動に際し自身も迫害の対象となった経験を有するオルソガは、BBC プロデューサーとしてテレビ番組『黒人たちの英国史 語られなかった 1800 年の歴史』⁸⁷の制作に携わり、その解説本として同書を出版した。古代ローマ時代からのイギリス (及び大英帝国) における黒人の歴史を概観した同書において、シエラレオネ植民地について言及した章の中でオルソガはシャープの『シエラレオネ入植地素描』に言及し考察を加えている。オルソガは同書の内容を青写真と高く評価する一方で、シャープの純粹無垢さや赤道直下に位置するシエラレオネの気候といった問題点も指摘し、後者の要素が組み合わさりあった結果として最初の入植に破滅的な結果がもたらされたと結論付けている⁸⁸。とはいえ、同書中でのオルソガの分析はあ

⁸⁷ デイビッド・オルソガ,2016, 『黒人たちの英国史 語られなかった 1800 年の歴史 (Black and British: A Forgotten History)』, 200 分, 木畑洋一字幕監修, 丸善出版, 2018 年, DVD 全 4 巻.

⁸⁸ David Olusoga, *Black and British: A Forgotten History*, London, Pan Books, 2017, p. 167, pp. 179-181

くまでも概説的なものにとどまっており、各版の差異についての詳細な分析はなされていない。

このように過去の研究においては等閑視されがちな傾向にあった『シエラレオネ入植地素描』であるが、前述した通りその内容は奴隷制廃止運動、そして何よりも「国制・帝国統治改革運動」と深く関連している。先述したホーアが著書中でシャープの5大業績の内の1つとして挙げているように、シエラレオネ植民地の建設は彼の生涯における一大事であり、これに携わったシャープがその根底に抱いていた理念を読み解く上で、同書は非常に重要な位置を占める著作である。加えて、奴隷制廃止運動とアフリカの植民地化とが不可分の関係であることがこれまで紹介した各種先行研究から明らかになっており、その端緒となるシエラレオネ植民地は、イギリス国内史と帝国史ひいてはグローバル・ヒストリーとを結び付ける上で高い重要性を保持しているといえ、さらには奴隷制廃止運動を「国制・帝国統治改革運動」の一環として捉え直す上で重要な位置を占めている。よって本論文では、奴隷制廃止運動・シエラレオネ植民地建設を共に「国制・帝国統治改革運動」の一環として位置付け、その一側面としてシャープの諸活動を分析する。

第2章 シャープと「奴隸制」—イングランドにおける法廷闘争—

前章においてはこれまでの研究史の批判的分析を行い、その結果として奴隸制廃止運動を「国制・帝国統治改革運動」の一環として位置付け、シャープの果たした役割をこの文脈において再検討する必要があるという結論に至った。これを受けて本章では時系列を遡って、シャープが初めて携わった反奴隸制運動となる1770年前後のイングランドにおける逃亡奴隸保護のための法廷闘争、特に1772年に行われたサマセット裁判 (*Somerset v Stewart*) について分析する。その目的は、シャープの業績においてその生前から最大の評価対象となってきた同活動を振り返り彼の思想的な原点を探ると共に、これまでイングランドの国内問題としての観点のみ分析されてきたこれらの法廷闘争を、国内法と植民地法の法域を巡る争いとして帝国という視座に立って論じることである。

本章の構成は以下の通りである。まず第1節では、シャープの前半生及び彼が奴隸制問題に関わっていく経緯を概観する、次いで第2節では、当時のイングランドにおける「奴隸制」の実態について各種先行研究を軸に分析する。続いて第3節では、シャープが奴隸制問題について論じた初著である、『奴隸制を容認することの不正と危険な傾向についての表明』(1769年)の内容を分析する。そして第4節では、彼の携わった2件の法廷闘争についてその裁判記録を軸に

法廷で展開された弁論を分析すると共に、判決の社会的な影響について考察する。なお本章においては、(第2節において詳述するが) 18世紀当時のイングランド本国において法的な裏付けを伴わないが実態として存在した「奴隷制」については、同時代の英帝国の諸植民地において明文法として規定された奴隷制と区別するために、前者の方に鍵括弧をつけて表記する。

第1節 シャープの前半生 — 「奴隷制」との遭遇 —

本節では、反奴隷制運動に関わっていくまでのシャープの前半生と、当時のイングランドにおける在英黒人の実態について外観する。これによって彼の思想的出発点と、イングランドにおける「奴隷制」の実情が示される。

シャープは1735年11月10日、イングランド北部のダラム(Durham)で出生した。彼の父トマス⁸⁹は、イングランド国教会・ダラム主教区のノーサンバーランド大執事(Archdeacon of Northumberland)を務めていた国教会中堅聖職者であり、さらに(共に既に物故していたが)伯父のジョン⁹⁰は庶民院議員、祖父のジョン⁹¹は国教会席次第2位のヨーク大主教(Archbishop of York)という、由緒正

⁸⁹ Thomas Sharp (1693-1758). (在任 1723-1758)

⁹⁰ John Sharp (1693-1721). (在任 1701-1714)

⁹¹ John Sharp (1644/5-1714). (在任 1691-1714)

しきジェントリ階級の出身⁹²だった。

しかし、トマス的一家は14人もの子供を抱える大家族であり、尚且つ上の兄たちが聖職叙任を目指してケンブリッジ大学に進学しているという状況下にあつて、末息子グランヴィルにまで大学や法学院等の高等教育を受けさせるような経済的余裕は、当時のシャープ家にはなかった。そのため、シャープは幼少期に短期間地元のグラマー・スクール及び私立学校で教育を受けた後、1750年に15歳でロンドンのシティー（City of London）のリネン商（Linen Draper）の下へ徒弟奉公に出された。ホアの伝記に拠れば、シャープは奉公期間中の余暇を専ら聖書の読解や他教派の奉公人たちとの神学論争に費やし、その余暇活動のためにはほぼ独学で新旧両約聖書の原語である古典ギリシャ語及びヘブライ語を習得したという逸話が残されている⁹³。後に見るように、シャープは新旧両約聖書の記述に依拠しながら奴隷制反対の理論を構築していくのだが、その思想信条の背景を考察する上で非常に興味深いエピソードである。

7年後の1757年に徒弟期間を満了しシティーの自由人（freeholder）となったシャープだが、そのまま商業の世界で独立することはなく、翌1758年に陸軍造兵局（Ordnance Office）に事務書記官として採用され官吏となった。七年戦争の

⁹² シャープに宛てられた書簡には、彼の名前の末尾に郷士（Esquire）を意味する Esq. の敬称が挿入されており、周囲の人間からもジェントルマンと見なされていたことが窺える。

⁹³ Hoare, *Memoirs of Granville Sharpe*, p. 29

最中にあった当時、世界規模にまで拡大したイギリス陸軍の活動を裏方から支える事務官の需要は増加していたのに加え、官吏は軍人や聖職者その他専門職等と並んで、ジェントリ階級の子弟にとって紳士的と見なされるメジャーな就職先の一つだった⁹⁴。その後シャープは造兵局勤務の傍らで、余暇は生涯のライフワークとなる聖書・古史の研究活動に励み、さらに時折兄弟姉妹たちと寄り集まって音楽会を開催⁹⁵するなど、ロンドン市民として洗練された平穏な生活を送っていた。そんな彼に 1765 年のある日、人生の転機となる出会いが生起した。同じシティー内に居住し、外科医 (surgeon) として病院に勤務する傍ら貧民受けの無料診療も行っていた兄ウィリアム⁹⁶の自宅を訪ねたシャープは、そこで主人から暴行を受け瀕死の重傷を負っていたジョナサン・ストロング (Jonathan Strong, 1747?-1773) という名前の黒人「逃亡奴隷」と出会ったのだった。

ここで、本章の時代背景を理解する上では不可欠となるイギリスにおける黒人・ニグロ (Blacks, Negro) ⁹⁷の歴史について概観する。現在のイギリスが、主として第二次世界大戦後に旧植民地 (コモンウェルス) から押し寄せた大量の移民 (及びその子孫たち) により、多人種・多文化社会となっていることは周知の

⁹⁴ ジョン・ブリュア, 大久保桂子訳『財政=軍事国家の衝撃』名古屋大学出版会, 2003年, 212-215頁.

⁹⁵ 参考図表1参照。

⁹⁶ William Sharp (1729-1810).

⁹⁷ 但し、18世紀当時の黒人・ニグロのおおまかな定義は「ヨーロッパ世界の外から来た肌の色の黒い人々」であり、北アフリカ系のムーア人 (Moors) や南インド系のラスカル (Lascar) なども含まれていたことに留意する必要がある。

事実である。その中には、カリブ海諸島及びアフリカ大陸のサハラ以南から移民してきた黒人たちもおり、彼らは2011年時点でおよそ190万人と、総人口の約3%を占めるまでに至っている⁹⁸。だが、実は今日我々が想像するよりも遥かに古くからブリテン諸島に黒人が居住していたことが、近年の各種歴史研究により明らかになっている。例えば、少なくとも3世紀頃には、古代ローマ帝国ブリタニア属州時代の国境だったハドリアヌスの長城 (Hadrian's Wall) に駐屯していたローマ軍団の中に、アフリカ出身の兵士たちで構成された部隊が存在したことが、考古学的調査により判明している。また、1511年にイングランド国王ヘンリー8世⁹⁹主催の下で行われた馬上槍試合に、ジョン・ブランク (John Blanke) という名前の黒人トランペット奏者が随伴していたことが、文献・図版両方の史料から裏付けられている¹⁰⁰。その後、16世紀中葉以降のイングランド人の海外進出により、ブリテン諸島の住民と黒人との接触の機会は増加した。「近頃ロンドンには黒人が多すぎるため、彼らを追放する」とした、16世紀末の女王エリザベス1世¹⁰¹の一連の黒人追放布告¹⁰²からは、既に一定数の黒人が当時のロン

⁹⁸ Office for National Statistics, '2011 Census: Ethnic group, local authorities in the United Kingdom', <http://www.ons.gov.uk/ons/rel/census/2011-census/key-statistics-and-quick-statistics-for-local-authorities-in-the-united-kingdom---part-1/rft-ks201uk.xls> (2020年7月1日閲覧)

⁹⁹ Henry VIII (1491-1547). (在位 1509-1547)

¹⁰⁰ Olusoga, *Black and British*, pp. 59-61

¹⁰¹ Elizabeth I (1533-1603). (在位 1558-1603)

¹⁰² デイヴィット・ダビディーン、松村高夫・市橋秀夫訳『大英帝国の階級・人種・性：W・ホガースに見る黒人の図像学』同文館出版，1992年，18-19頁。

ドンに居住していたことが裏付けられている。

しかしながら、在英黒人増加の何よりのきっかけとなったのは、17 世紀中葉のバルバドス島（1625 年）及びジャマイカ島（1655 年）を始めとする西インド・カリブ海諸島の征服・植民地化だった。スペインに遅れること 1 世紀余りを経てようやく同地に拠点を確認したイングランドは、ここに農業プランテーションを建設しようと試みた。だが、当初労働力として想定していた現地住民は征服者との衝突や疫病により瞬く間に激減し、次いで導入した本国からの年季奉公人は熱帯性気候下での重労働に根を上げ、より穏当な条件下にあったアメリカ大陸と比べ移住希望者は低迷した。そこで導入されたのが、アフリカ出身の黒人奴隷たちだった。折しも、1672 年に王立アフリカ会社（Royal African Company）¹⁰³が創設されたことでイングランド商人による大西洋奴隷貿易への参入は本格化し、同地のサトウキビプランテーションは軌道に乗り始めた。奴隷は初期投資こそ高くついたが、サトウキビ生産から上がる収益はそれを補って余りあるものがあり、また期限付きの奉公人と違って一度購入すれば終生使役することが出来、将来的な土地分与の必要性も生じないというメリットがあった。やがてバルバトス島の土地が枯渇し、同地のプランテーション経営者たちがカロライナ

¹⁰³ ロンドン商人を中核に、王弟ヨーク公（後のジェームズ 2 世,1633-1701）を代表として創設。1672~1698 年の 26 年間に渡って奴隷貿易の独占権を付与され、延べ 10 万人の奴隷を輸出した。

植民地に移住したことで、奴隷制プランテーションはアメリカ植民地でも拡大した¹⁰⁴。拡大する一途だった大英帝国各植民地のみならず、1713年にはユトレヒト条約によりスペイン領植民地への独占的奴隷供給権であるアシエント権も獲得したことで、奴隷の需要はうなぎ登りだった。それと同時に、これらの諸植民地に対する奴隷貿易も、ロンドン・ブリストル・リヴァプールの3都市を中核に空前の盛り上がりを見せた¹⁰⁵。

この奴隷貿易において、奴隷の大半は南北アメリカ大陸へと輸送されたがその中でごく一部ながら、植民地から帰国する主人に連れられるなどしてヨーロッパに渡ってきた奴隷たちが存在した。また彼等とは別に、自由人として自らの意思でやってきた黒人たちも少数ながら存在した。こうして、植民地と比較すればはるかに小規模ではあったものの、イギリスにおいても黒人コミュニティが成立することになった。その総数は各種言説によりばらつきがあり、正確な実数をはじき出すことは困難だが、18世紀時点のロンドンには「奴隷」・自由人を合わせて、およそ5000人の黒人が居住していた¹⁰⁶とされる。彼らの職業は、理髪師や楽士及び水夫など多岐に渡っていたが、その中でも最も一般的であり尚且つ「奴隷」の場合ほぼ唯一の生業だったのが、従僕（servant）だった。黒人の

¹⁰⁴ コリン・ウッダート、肥後本芳男・金井光太郎・野口久美子・田宮晴彦訳『11の国のアメリカ史 分断と相克の400年 上』岩波書店、2017年、135-150頁。

¹⁰⁵ 布留川正博『奴隷船の世界史』岩波新書、2019年、36、42-52頁。

¹⁰⁶ 布留川、同上書、111頁。

従僕は、高価な宝飾品や海外からの舶来品、猟犬や競走馬などと並んで、主人の富及び異国とのコネクションを誇示するための社会的地位の目印 (index of rank)¹⁰⁷として非常に魅力的な装飾品であり、当時の肖像画に主人に近侍する黒人の従僕の姿を描いたものが数多く存在することからも、その人気ぶりが窺える。そもそも、「奴隷」の従僕が自身の境遇に耐えかねて主人の元から逃亡しようものならば、彼らは「奴隷狩り」の対象となったのだった。この「奴隷狩り」の実態については、当時の新聞広告から窺うことが出来る。例えば、1665年から1704年までの期間に官報『ロンドン・ガゼット (*London Gazette*)』紙に掲載された「逃亡奴隷」関連の広告を分析した平田雅博の研究からは、広告には「逃亡奴隷」の性別・年齢・背格好・肉体の損傷・病気の跡などといった身体的情報、名前・出身地・服装・英語の上手下手・係累などといった個人情報、さらには主人の住所・氏名、発見時の連絡先住所・氏名、広告主からの懸賞金についての情報など、極めて詳細な内容が書き込まれていたことが明らかにされている¹⁰⁸。

さて、重篤な状態だったストロングはシャープ兄弟による応急処置の後、直ちに市内にあるセント・バーソロミュー病院 (St Bartholomew's Hospital) に担ぎ込まれ、片目や腕に障害は残ったものの一命は取り留めた。4カ月にも及んだ入院

¹⁰⁷ 川北稔「18世紀の黒いイギリス人たち」川北稔、指昭博編『周辺からのまなざし』山川出版社、2000年、19頁。

¹⁰⁸ 平田、『内なる帝国・内なる他者』、26-53頁。

期間中、兄弟はストロングの治療費・生活費一切を肩代わりしただけでなく、退院した彼に薬剤師の従僕という新たな就職先を斡旋した。しかし2年後の1767年に、ストロングは不運にもかつての主人でバルバドス島出身の弁護士デイヴィット・リズル (David Lisle) に見つかった。この思いがけない再会を期に、リズルは以前自身の不始末により喪失した「奴隷」を取り戻そうと画策した。リズルは手始めに (まだ自身の手元に確保していない状態だったにもかかわらず)、ストロングをジャマイカのプランテーション経営者ジェームズ・カー (James Kerr) に売却する契約を結び、次いで同年9月5日にロンドン市職員を使って彼の身柄を拘束し、監獄へと監禁した。ストロングは、監禁先からかつての恩人であるシャープに手紙で助けを求め、9月12日にそれを受け取ったシャープはこの件を令状無しでの逮捕で不当であるとして、ロンドン市長 (Mayor of London) のサー・ロバート・カイト (Sir Robert Kite) に提訴した。9月18日に市長らの御前で関係者一同が出席し開催された審問の結果、ストロングの拘束は不当であると認められ、彼の身柄は拘束状態から解放された。

しかし、この一件で購入したはずの「奴隷」を失ったカーは、自身の財産 (property) を侵害されたとして、代理人を通じシャープ兄弟に対して200ポンド¹⁰⁹の損害賠償を要求した。この要求に対処するために再びロンドン市当局を

¹⁰⁹ 当時の貨幣単位は、1ポンド=20シリング=240ペンスである。

頼ったシャープに対し、市側の事務弁護士は「ヨーク＝タルボット奴隷制意見 (Yorke-Talbot slavery opinion)」の写しを見せ、仮に裁判に訴えたとしても勝訴の望みは薄いとして、カーの要求を呑むように促した。この「ヨーク＝タルボット奴隷制意見」とは、1729年1月14日付で当時の法務長官¹¹⁰ヨーク¹¹¹と同法務次官 (Solicitor General) タルボット¹¹²の両名の連名により、「奴隷はイングランドに上陸するか、もしくは洗礼を受けることにより自由となるという誤解を正すという目的の下¹¹³」に提示されたもので、その内容は

西インドからイギリスもしくはアイルランドにやって来た奴隷は、主人の同伴あるなしにかかわらず、自由にはならない。(中略) ……

また、洗礼は彼に自由を与えるものでも、王国内における彼の現在の地位に変更を及ぼすものでもない。(中略) ……主人は再度彼(奴隷)をプランテーションへと連れ戻す権限を法的に主張し得る¹¹⁴。

として、西インドから連れて来られた奴隷の地位は、イングランドへの上陸や洗

¹¹⁰ Attorney General. 国王付法務官 (law officers of the Crown) と呼ばれる官職の1つ。内閣の一員。小山, 『英米法律語辞典』, 81頁。

¹¹¹ Philip Yorke, 1st Earl of Hardwicke(1690-1764). (在任 1724-1733)

¹¹² Charles Talbot, 1st Baron Talbot(1685-1737). (在任 1726-1733)

¹¹³ “In order to certify a mistake, that Slaves become free by there being in England, or being baptized”, Shyllon, *Black Slaves in Britain*, p. 26

¹¹⁴ “a Slave by coming from West-Indies to Great-Britain, or Ireland, either with or without master, doth not become free”, “and that baptism doth not bestow freedom on him, or any alternation it his temporal condition in these kingdoms”, “the master may legally compel him to return again to the plantations”, Ibid.

礼をもってしても変化することはなく、したがって彼らを奴隷として植民地に連れ戻すことにも法的問題はないとする司法的見解を示したもので、当時においては「奴隷狩り」を正当化する根拠として、広く受け入れられていたのだった。

だがシャープは、弁護士提案を拒否した。多くの同時代人たちと同様に、自身が自由に生まれしイングランド人であることを自明の理として誇りとしていた¹¹⁵彼にとって、その信条に真っ向から反する見解である「ヨーク＝タルボット奴隷制意見」は、決して受け入れることの出来ないものだった。そして、2年前のストロングとの遭遇より始まった一連の事件を通じて、「自由の国」であるはずのイングランド国内に「奴隷制」が存在するという事実をまざまざと見せつけられたシャープは、それまで只の一度も法律関係の本を手にとったことがなかったにもかかわらず、「ヨーク＝タルボット奴隷制意見」を覆すための法的論拠を求めて、各種裁判記録や判例の調査に乗り出した。

¹¹⁵ 同時代のイングランド人の「神に祝福された自由の民」という自己認識に関しては、リンダ・コリー、川北稔監訳『イギリス国民の誕生』名古屋大学出版会、2000年、33-58頁。また、アングロ・サクソンの「自由」の概念については、ウッダート、『11の国のアメリカ史』、88-89頁。

第2節 18世紀イングランドにおける「奴隷制」の実態

—実定法と慣習（法）の狭間—

前節では、シャープが奴隷制問題と関わりを持っていく経緯について概観した。これを受けて本節では、18世紀半ばに至るまでのイングランド及び大英帝国における「奴隷制」の歴史と実態について考察する。これによって、当時のイギリス本国における「奴隷制」の実情とその問題点が示される。

まず歴史的な前提として、イングランドにおいては中世以来、大陸諸国における農奴制 (serfdom) に相当する隷農制 (villeinage) と呼ばれる隷属身分制度が存在していた。しかし、15~16世紀に漸次的に進んだ封建制の解体に伴い隷農制は次第に形骸化してゆき、そして1660年の王政復古直後に制定された封建的保有廃止法 (Tenures Abolition Act) により、荘園 (manor) に従属する土地緊縛隷農 (villein regardant) が廃止された。その一方で、領主に従属する属人的隷農 (villein in gross) は制度上存続したものの、既に封建制自体が事実上解体している以上実態としては有名無実も同然の存在となっていた¹¹⁶。

一方で、イングランド本国における隷農制の解体とまるで軌を一にするかのように、同時代には大英帝国の各植民地において黒人奴隷制の発展が始まった。

¹¹⁶ 小山、『英米法律語辞典』, 494頁。

しかし、ここで特に留意しておくべき点がある。同時代のスペインやフランスと
いった他のヨーロッパ植民地帝国とは異なり、イングランドでは国王や政府が
直接植民を主導することは無く、代わりに彼らから特許を与えられた会社（例え
ばヴァージニア会社やマサチューセッツ湾会社等）や個人領主（例えばボルティ
モア卿¹¹⁷やウィリアム・ペン等）が主体となって、入植地の建設を進めていった。
そして、（1688年の名誉革命前後の数年間を除けば¹¹⁸）概ね七年戦争終戦後に至
るまで、本国側はいわゆる「有益なる怠慢」政策を取り、帝国各地の植民地はイ
ングランド（合同後はイギリス）王冠への忠誠と引き換えに、各々が独自の立法
権を保持することを容認されていた。その結果、各植民地は各々の植民地議会に
おいて、奴隷に関する法制度の整備を独自に進めていった。例えばヴァージニア
植民地においては、1667年植民地議会法において「洗礼をもって奴隷身分から
の解放とは見なさない」とされ、また1682年植民地議会法において「ヴァージ
ニアに上陸した黒人は、イングランドもしくは他のキリスト教国で自由人と証
明されるか、国王陛下と友好関係にあるトルコ人もしくはムーア人でない限り、
奴隷と見なされる」など、同植民地の主力産業であるプランテーション経営にと
って不可欠な奴隷制を維持するために、強固な立法体制が敷かれていった¹¹⁹。

¹¹⁷ Cecil Calvert, 2nd Baron Baltimore (1605-1675). 1632年、メリーランド植民地特許状を獲得。

¹¹⁸ ウッダート, 『11の国のアメリカ史』, 121-134頁。

¹¹⁹ Lyall, *Granville Sharp's Cases on Slavery*, pp. 66-69, p. 97. なお、その他の植民地の立法体

その一方で、奴隷貿易に関する各種の議会法を除けば、17~18 世紀当時の大英帝国にはフランスにおける黒人法典（Code Noir）¹²⁰に相当するような、帝国全体で奴隷制について規定した法は存在しなかった。そしてイギリス本国においては、「奴隷制」について言及した法は一切存在しなかったのである¹²¹。だが、この法の不在をもって当時のイギリス本国において「奴隷制」が存在しなかったとは言い難い。何故なら前節で述べた通り、当時の新聞には「奴隷」の売買や「逃亡奴隷」に関する広告が数多く掲載されており、尚且つストロングの一件からも明らかのように「奴隷狩り」が半ば公然と行われていたからである。この当時のイギリス本国における、「奴隷制」を巡る法制度と実態との乖離という問題について、我々はどう理解すればよいのだろうか。

その 1 つの答えとなるのが、前章第 3 節でも触れたエディンバラ大学教授ケアンズ（John W. Cairns）の一連の研究である。ケアンズは、18 世紀のスコットランドにおける「奴隷制」の実態について法制史の観点からアプローチを試みた結果、当時のスコットランドに明文化された実定法（成文法）としてではなく、社会一般に広く受け入れられている慣習（法）として「奴隷制」が存在していた

制については、青柳かおり「イギリス領アメリカ植民地における奴隷法（1）」、『大分大学教育学部研究紀要』第 40 巻 2 号，2019 年，213-225 頁。

¹²⁰ 同法典については、浜忠雄『カリブからの問い ハイチ革命と近代世界』岩波書店，2003 年，39-45 頁。

¹²¹ Seymour Drescher, *Abolition*, Cambridge University Press, New York, 2009, pp. 76-80

ことを、各種の事例から明らかにしている。ケアンズに拠れば、近世ヨーロッパにおける奴隷制は古代ローマ帝国のユスティニアス法典（Code of Justinian）にその法的な起源を持ち、歴代のローマ法学者たちによりその見解が踏襲されてきた。そして中世以来、ローマ法の流れを汲む大陸法（Civil Law）の影響を強く受けながら独自の法体系を形成してきたスコットランドにおいても、奴隷制は違法ではないとする見解が法曹関係者の間では受け入れられてきた¹²²。

例えば、17世紀後半にスコットランド民事上級裁判所主席判事（Lord President of the Court of Session）を務めたステア子爵¹²³は、著書『スコットランド法提要』の中で、「隷属は自然の自由には反するが、違法ではない¹²⁴。」とする見解を示していた。また、18世紀中葉に同裁判所判事を務めたバンクトン卿マクドゥアル¹²⁵も、著書『スコットランド法解題』の中で、「奴隷制は、各国で法もしくは慣習により導入されてきた。それは、万人が平等で自由であるという自然状態（state of nature）には確かに反する。しかしながら、自然法（law of nature）に矛盾するものではない¹²⁶。」との見解を示していた。加えて、同時代の治安判事（Justice of the Peace）を始めとするスコットランドのジェントリ・法曹関係者の多くが、

¹²² John W. Cairns, 'Maintaining slavery without a code noir - Scotland 1700-78', pp. 151-155

¹²³ James Dalrymple, 1st Viscount Stair (1619-1695). (在任 1671-1681, 1689-1695)

¹²⁴ James Dalrymple, Viscount Stair, *The Institutions of the Law of Scotland deduced from its Originals, and collated with the Civil, Canon and Feudal Laws and with the Customs of Neighbouring Nations*, ed. D.M. Walker, (Edinburgh, 1981), 1693, pp. 96

¹²⁵ Andrew McDouall, Lord Bankton(1685-1760). (在任 1755-1760)

¹²⁶ Andrew McDouall, *An Institute of the Laws of Scotland in civil right*, vol.1, R. Fleming, Edinburgh, 1751, pp. 66-67

植民地との交易もしくはプランテーション経営（しばしばその両方）に携わっており、彼らにとって奴隷制はごく身近な制度だった¹²⁷。

さらに同時代の各種史料からは、スコットランドにおいて「奴隷制」の存在が半ば公然のものとなっていたことを窺わせる証拠が、多数存在していることが読み取れる。例えば、当時の新聞には「奴隷」の売買や「逃亡奴隷」に関する広告が頻繁に掲載され、「奴隷」を統制するための暴力として肉体的暴行や海外売却などの懲罰が行われていた記録が残っている¹²⁸。そしてケアンズが重要な事として指摘しているのが、「奴隷」の解放を証明する解放証書がしばしば裁判所に登記されていた、という事実である。これら解放文書の書式は完全なハンドメイドのケースもあれば、植民地における文書の様式をそっくりそのまま流用したものもあった¹²⁹。これらの事実を根拠にケアンズは、18世紀のスコットランドは同時代の植民地のような奴隷制に立脚した奴隷制社会（slave society）ではなかったにせよ、少なくとも1778年のナイト裁判（第4節において詳述）の判決が示されるまでは実態として「奴隷」が存在する社会だったことは疑いないと結論付けている¹³⁰。

¹²⁷ Cairns, 'Maintaining slavery without a code noir - Scotland 1700-78', pp. 157-160

¹²⁸ John W. Cairns, 'Freeing from Slavery in Eighteenth-Century Scotland', p. 371; "Maintaining slavery without a code noir - Scotland 1700-78", pp. 168-170

¹²⁹ Cairns, 'Maintaining slavery without a code noir - Scotland 1700-78', pp. 173-175

¹³⁰ Ibid., p. 178. ケアンズ, 「十八世紀スコットランドの慣習と奴隷制」.

上述したケアンズの指摘は、法体系の差異¹³¹こそあれども、同時代のイングランドにおいてもそっくりそのまま当てはまるものである。何故なら、前節で述べたストロングの事例からも明らかな通り、イングランドでもスコットランド同様に「奴隷」に対する暴行や海外への売却という事例がしばしば生起し、ジェントリ・法曹関係者の多くが植民地との交易やプランテーション経営に携っており、さらに「ヨーク＝タルボット奴隷制意見」のように法曹関係者から「奴隷制」を容認する見解が示されていたからである。加えて、遺言(状)という形での「奴隷」の解放も行われていた。著名な例としては、下記の2例が挙げられる。ジャマイカ出身の黒人奴隷フランシス・バーバー¹³²は、幼少期に主人のリチャード・バザースト (Richard Bathurst) と共にイングランドに渡り、1754年に主人の死に際し遺言により解放された後、英語辞書編纂者として知られるサミュエル・ジョンソン¹³³に終生自由人従僕として仕えた。また、海軍軍人ジョン・リンゼー¹³⁴と黒人奴隷マリア・ベル (Maria Belle) の間に生まれた私生児ダイドー・エリザベス・ベル¹³⁵は、不在がちの父に代わって大叔父に当たる(そしてこの後論文中に

¹³¹ 先述のようにスコットランドでは大陸法の影響の下法制度が発展したのに対し、イングランドではアングロ・サクソン時代からの慣習法がコモン・ローとして発展した。1707年に両国が合同しグレートブリテン連合王国が成立した後も、両国は各々独自の法体系を維持し続けていた。木村雅俊・中尾正史編『スコットランド文化辞典』原書房、2006年、10-12頁。

¹³² Francis Barber (1745?-1801). Lyall, *Granville Sharp's Cases on Slavery*, pp.17-19

¹³³ Samuel Johnson(1709-1784). 英文学者。

¹³⁴ Sir John Lindsay (1737-1788) .

¹³⁵ Dido Elizabeth Belle (1761?-1804). 但し、彼女の身分が「奴隷」だったかそれとも「従僕」だったのかについては論争がある。Ibid., pp. 19-21

幾度も登場する) 王座法廷¹³⁶首席判事 (Lord Chief Justice of the King's Bench) マンスフィールド卿¹³⁷の庇護の下でその家政の一員として生活し、1793年に彼の遺言により自由人であることが保証された。これらの事実から18世紀当時のイングランドにおいても、慣習として「奴隷制」が存在したということが出来る。

しかし、ここで留意しておかなければならないのは、イングランド(及びスコットランド)における「奴隷制」は、あくまでも社会的な慣習によってのみ容認されているに過ぎないという点である。もしも、「奴隷」に関わる問題が訴訟となって司法の場に持ち込まれた場合、その時は慣習ではなく実際の法に則った裁定がなされる必要が生じた。その結果法廷においては、イングランドにおいて法律上「奴隷制」は認められていないとする司法判断が、過去に複数例示されていたのである。例えば1569年、カートライトという商人がロシアから連れてきた「奴隷」を鞭打ち暴行したカートライト事件 (Cartwright's Case) の判決では、当時の星室庁裁判所¹³⁸より「イングランドの空気は、奴隷が吸うには清浄過ぎる¹³⁹」とする見解が示された。また、1700年代初頭に複数回生起したロンドン市

¹³⁶ Court of King's Bench. 当時は人民訴訟法廷 (Court of Common Pleas)、財務府法廷 (Court of Exchequer) と共にイングランドの高等法院の一角をなし、その中でも最上位にあった。小山, 『英米法律語辞典』, 261 頁。

¹³⁷ William Murray, 1st Earl of Mansfield (1705-1793). (在任 1756-1788)

¹³⁸ The Court of Star Chamber. 当時のイングランドにおける最上位の高等法院。1641年廃止。松村尙・富田虎男編『英米史辞典』研究社, 2000年, 371-372頁。

¹³⁹ "England was too pure an Air for Slaves to breath in", Lyall, *Granville Sharp's Cases on Slavery*, pp. 22-23

内における「奴隷」売買に関する訴訟において、当時の王座法廷首席判事ホルト¹⁴⁰は、「法はニグロ（奴隷）について想定していない」が故に、「ニグロはイングランドに入国したら、彼は直ちに自由の身となる。彼はイングランドにおいては隷農と見なされるかもしれないが、奴隷とは見なされない¹⁴¹」との判決を下した。さらに、当時イングランド法解釈の決定版と称された『イングランド法釈義』（1765~1769、全4巻）を執筆した法学者ブラックストン¹⁴²は、同書の第1巻初版（1765年）において、

そしてこの自由の精神は、我々の国制に深く埋め込まれているばかりか、この国の大地そのものにすら根付いている。故に、奴隷もしくはニグロは、彼がイングランドの地を踏んだ時点で法の保護の下に置かれ、よってそれ以後は自由人となる¹⁴³。

との見解を示していた。もっとも、翌1766年に出版された第2版以降においては、上記一節の直後に「但し、主人が彼に対し奉仕を要求する権利は、おそらく

¹⁴⁰ Sir John Holt (1642-1710). (在任 1689-1710)。

¹⁴¹ “the law took no notice of a negro”, “as soon as a negro comes into England, he becomes free: one may be a villein in England, but not a slave”, Ibid., p. 24

¹⁴² William Blackstone (1723-1780). オックスフォード大学教授・法学者。

¹⁴³ “And this spirit of liberty is so deeply implanted in our constitution, and rooted even in our very soil, a slave or negro, the moment he landed in England, falls under the protection of the laws, and so far, becomes a freeman”, William Blackstone, *Commentaries on the Laws of England*, vol.1, First edition, Oxford, Clarendon Press, 1765, pp. 123

継続し得る¹⁴⁴。」との一文が加筆された。後に、ブラックストーンはシャープとの往復書簡で「第1版で述べた見解」は「誤り (misunderstood)」であり、誤解する人間が多かったために以降の版では改訂したと返答している。その背景についてブラックストーン自身は沈黙しているが、第1版を読んだ司法関係者から同箇所の記事と「ヨーク＝タルボット奴隷制意見」との相違を指摘されたブラックストーンが、増刷に当たって該当箇所をより穏当な表現に改めたという可能性が考えられる¹⁴⁵。

これらの判例や見解を参考に、シャープは「ヨーク＝タルボット奴隷制意見」に切り込む口を見つけ、自身の法の見解をまとめ理論化していくことになった。なお、シャープが奴隷制廃止運動に身を投じるきっかけとなったカーによる損害賠償請求の顛末であるが、結局カー自身はこの一件を裁判沙汰にすることを断念し、その後ストロングに対してさらなる人身上の危害が加えられることも無かった。しかしストロング自身は、かつてリズルから受けた暴行による傷病から完全には回復することなく、1773年4月17日に26歳という若さで早世した¹⁴⁶。

¹⁴⁴ “though the master’s right to his service may possibly still continue”, William Blackstone, *Commentaries on the Laws of England*, vol.1, Second edition, Oxford, Clarendon Press, 1766, pp. 123

¹⁴⁵ Lyall, *Granville Sharp’s Cases on Slavery*, pp. 38-41, pp. 395-396

¹⁴⁶ *Ibid.*, pp. 42-46

第3節 『奴隷制容認に対する表明』 —「奴隷制」に対する挑戦—

前節にて述べた先例や見解などを論拠として、イングランドでは「奴隷制」は違法であるとの見解を導き出したシャープは、自身の研究成果を1769年に出版した。これが、『奴隷制を容認することの不正と危険な傾向についての表明』（以後、『奴隷制容認に対する表明』）である。本節では同書の内容分析を行い、この時点でのシャープの奴隷制反対論がどのような論理に立脚していたのか解明することを目的とする。

『奴隷制容認に対する表明』は、全167頁で4章構成となっている。まず第1章は、「1729年に法務総裁及び法務次長により示された、イギリスに連れて来られた奴隷についての意見に対する所見（*Remarks on an opinion given in the year 1729, by the (then) Attorney and Solicitor General, concerning slaves brought to Great Britain*）」（pp. 1-33）と題され、「ヨーク＝タルボット奴隷制意見」に対する反対論が展開されている。同章では最初に「ヨーク＝タルボット奴隷制意見」全文が引用された後で、法学の権威である両名が上記のような「（コモン・ローの）疑いようも無き大原則」に反する見解を示したことを、シャープは非難している。シャープに拠れば、スコットランド高地地方に残存していた封建的特権が、1747

年の世襲的司法権廃止法（The Heritable Jurisdictions Act）¹⁴⁷により撤廃された現在、最早イングランドには自発的かつ明文化された契約に基づいたケースを除いて、「奴隷」の存在を正当化するような法は存在しないと主張し、その論拠として先述したホルト判事の判例を始め、各種裁判記録が挙げられている。また、奴隷制は反キリスト教的な慣習であるとの自論も述べられている¹⁴⁸。

その一方で、「奴隷」と主人との間で明文化された合意が存在する場合のみ、「ヨーク＝タルボット奴隷制意見」において容認されている、「奴隷」をプランテーションに移送するという行為が可能であることは、シャープも認めている¹⁴⁹。したがって、それ以外の場合ではいかなる理由であれ、彼らプランテーションから連れて来られた「奴隷」たちを私有財産として扱うことは見認められない、と著者は強調する。何故なら、何人であれイングランドの地を踏んだ者はその瞬間から、法的にはイングランド国王の臣民(subject)として扱われるからであり、その臣民を馬や犬のように扱う行為は認められないからである。なお、「奴隷は臣民には成り得ない」とする主張に対しては、シャープはイングランドへの入国者はこれまでになされた各種の布告や法令などから、国際法の保護を受ける全権大使ですら例外なく自動的に臣民として法の下に置かれるとまで述べて、こ

¹⁴⁷ 君塚直隆編『よく分かるイギリス近現代史』ミネルヴァ書房、2018年、43頁。

¹⁴⁸ Granville Sharp, *A Representation of the Injustice and Dangerous Tendency of Tolerating Slavery*, London, Benjamin White, 1769, pp. 3-7

¹⁴⁹ Ibid., pp. 9-10

れに反論している¹⁵⁰。結論としてシャープは、如何なる人間であれイングランド本土に上陸次第、彼は直ちに人身保護法（*Habious Copus Act*）の保護を受けることが出来ると主張し、そしてホルトの判例を再度引用した後、人身保護法全文を引用する形で結びとしている¹⁵¹。

次に第2部は「上述した所見に対しなされるであろう批判に対する返答（*The answer to an Objection which has been made by foregoing Remarks*）」（pp. 34-41）と題され、第1部で提示した見解に対して、読者の間から寄せられると思われる批判に対する反論を、予め論述している。この中でシャープは、ホルト判事の判決文中の「法律は“黒人”の存在を想定していない」とする意見を拡大解釈し「黒人にはコモン・ローの保護は及ばない」とする見解に対して、コモン・ローは出身や肌の色に関係なく全ての異邦人（*every alien*）に適応されるとして、これに反論している¹⁵²。

続いて第3部は「イングランドにおいて奴隷制を容認することの利点と欠点に関する試論（*An examination of the Advantages and Disadvantages of tolerating slavery in England*）」（pp. 42-106）と題され、このままイングランドで「奴隷制」を容認し続ける結果生じるはずの、数々の不利益について論述している。この中

¹⁵⁰ Ibid., pp. 20-22

¹⁵¹ Ibid., pp. 29-33

¹⁵² Ibid., pp. 34-36

でシャープは、西インドのプランターたちがイングランドにおいて「奴隷制」を擁護する目的は、彼ら自身の私有財産の保護というただ一点にあると断じ、彼らが本国に奴隷を連れてくる目的は奴隷を売却して利益を得る為ではなく、家事使用人として使役することでイングランド人従僕を雇う費用を節約するためであることを看破している¹⁵³。しかし実際のところ、「奴隷」に対して掛かる衣食住の負担を考慮すれば主人にとって「奴隷」は決して従僕よりも安価な存在とは言えない、とシャープは主張する。そればかりか、在英黒人の数は現状でも多過ぎこれ以上の「奴隷」の流入は、多くのイングランド人求職者の働き口を奪うことになるとの懸念をシャープは表明している¹⁵⁴。

さらにシャープは、イングランドにおける「奴隷」売買や「逃亡奴隷」に関する多数の新聞広告を引用し、現在のように「奴隷」を令状なしに逮捕するという法王教¹⁵⁵の異端審問（**Popish inquisition**）のような専制的な行為が黙認され、そして彼らを強制的に植民地へ送還する慣行が容認され続ければ、やがてはイングランド生まれの自由人ですら強制的に植民地に連れ去られ、奴隷にされてしまうことになるかと警告する¹⁵⁶。そればかりかいずれは本国においてすら、イングラ

¹⁵³ Ibid., pp. 43-45

¹⁵⁴ Ibid., pp. 74-76

¹⁵⁵ カトリックに対する蔑称。

¹⁵⁶ 加えて、アメリカでは既に白人とほとんど肌の色の変わらぬ先住民すら奴隷化されている例を挙げ、肌の色は奴隷化を免れる要因にはならないとも主張している。Ibid., pp. 87-92

ンド人をも対象とする「奴隷制」が成立する危険性を孕んでいるとさえ著者は断じている。総じて奴隷制は非人道的であり、これを容認し続けるならばイングランド人は最早文明人（civilized people）とは呼べない、とまでシャープは断言している¹⁵⁷。

最後の第 4 部は「古来の隷農制に対する所見（*Some remarks on the ancient Villenage*）」（pp. 107-167）と題され、「奴隷制」を隷農制と関連付けようとする主張に反論している。まずシャープは、現在のイングランドにおいて、「奴隷制」を正当化するための根拠として隷農制を持ち出そうとする意見が存在する事に対し、深い憂慮を表明している。何故なら、もしこの意見が認められイングランドにおいて「奴隷」が隷農として存在することになれば、それは「奴隷」当人ばかりか彼らとイングランド人との間に生まれるはずの混血児（Mulattoes）にまでも、半永久的な隷属という不幸をもたらすからである¹⁵⁸。続いてシャープは、イングランドにおいては封建制全盛期でさえ隷農制に対する批判が存在し、王政復古により現在では隷農制は実質的に廃止された状態にあることを、ブラックストーンなど各種法学者の見解を引用し論証している¹⁵⁹。そして、現在西インドにおいて行われている奴隷制は隷農制とは根本的に異なる外国由来の法制度であ

¹⁵⁷ Ibid., p. 104

¹⁵⁸ Ibid., pp. 107-109

¹⁵⁹ Ibid., pp. 110-132

り、隷農制を論拠に「奴隷制」を正当化することは出来ないと主張している¹⁶⁰。

また上記の主張に関連してシャープは、イングランドに入国すれば奴隷は法の保護の下に置かれるが永続的奉仕（perpetual service）義務は継続するとしたブラックストンの見解に対し、ブラックストン自身の著書の別の箇所引用を用いて、事前の契約や同意がなければ「奴隷」労働は元より単なる奉仕（service）でさえ強制することは不可能であるとして、明文化された契約以外は無効であると反論している¹⁶¹。なおこの際、植民地に居住していた時に主人が奴隷に衣食を与えていたことは、主人が彼に対してその対価としてイングランドにおいても奉仕を要求出来る理由とは成り得ない。何故なら、それは主人自身が奴隷を使役して利益を得る目的で行われた行為であり、例えるならば家禽を屠畜目的で肥育させるようなものだからである¹⁶²。加えて、「奴隷制」を徒弟制と比較することは不可能である。何故なら、後者は双方の自由な合意契約に基づく制度だからである¹⁶³。

そして、ウエストミンスター（の議会）で認可されたプランテーション関連の法がどうであれ、現在のイギリスおよびイングランドにおいて永続的奉仕について規定した法が存在しない以上、イングランドに来た奴隷はスコットランド

¹⁶⁰ Ibid., pp. 133-135

¹⁶¹ Ibid., pp. 136-145

¹⁶² Ibid., p. 150

¹⁶³ Ibid., pp. 163-164

で封建制から解放された人々と同様の扱いを受けると、シャープは改めて主張する。最後にシャープは、奴隷制は道徳と慈善にとって破滅的でありキリスト教信仰とは相容れないものであると主張した上で、再度ホルトの判例を引用しながらイングランドに入国した奴隷は完全な自由を保障されると結論付け、本書を結んでいる¹⁶⁴

本書の内容を再度整理してまとめると、以下の通りである。現在のイングランドには、「奴隷制」に類する制度を認めた法は存在しない。また、イングランドへの入国者はこの国に上陸した時点で、臣民として自動的にコモン・ローの保護の下に置かれる。故にイングランドにおいては、当事者同士の自発的且つ明文化された契約が存在しない限り「奴隷」の存在は容認されず、プランテーションから連れてきた奴隷を植民地に連れ帰ったり売り飛ばしたりする行為は違法である。現状、イングランド本国においては「奴隷制」を容認してもメリットはほぼ存在しないのに対し、現状のまま「奴隷制」とそれに付随する専制的な慣行を黙認し続ければ、いずれは白人ですら奴隷化されてしまうという重大な危険性が内包されている。また、「奴隷制」とかつて存在した隷農制を類似の制度と見なすことは不可能である。以上の事からも窺える通り、この時点でのシャープの奴隷制反対論の根幹には、「奴隷制」はコモン・ローに違反するという理解と、奴

¹⁶⁴ Ibid., pp. 157-158

隷制容認はやがて専制へと至るという強い懸念があったことが分かる。その一方で、コモン・ローの保護下に置かれるのはあくまでもイングランドに入国した臣民に限られるという主張からは、少なくとも本書執筆時点ではシャープは、国内法と植民法との境界線自体はまだ明確に区別していたことが窺える。

第4節 法廷闘争 ―国内法と植民法の相克、法域を巡る争い―

前節で分析したようにシャープは、イングランドにおいては双方の同意により明文化された契約が存在する場合を除き「奴隷」の存在は認められておらず、故に植民地から連れてきた奴隷を再度国外に連れ出すことは違法であるとする法的見解をまとめた。だが、この自身の見解を現実のものとするためには、これに沿う形の判決を裁判所から引き出すための法廷闘争が不可欠だった。以後シャープは機会を捉えては、イングランド国内で身柄を拘束された「逃亡奴隷」たちに対して、イングランドにおいて「奴隷制」は認められていないにもかかわらず彼らを拘束するのは不当であるとして、裁判所に提訴するという法廷闘争に乗り出していった。本節ではこれを分析することによって、当時の法廷で展開された反奴隷制（及び奴隷擁護）の弁論が、どのような法的論拠に依拠していたのかを解明することを目的とする。

これらの法廷闘争の内、まずはルイス裁判 (*King(Lewis) v Stapylton*) から分析する。これは、1770年7月2日にロンドン郊外のチェルシャー (Chelsea) において、トマス・ルイス (Thomas Lewis) という黒人が彼の主人であるロバート・スタフィルトン (Robert Stapylton) という人物の雇った男たちにより身柄を拘束され、ジャマイカ行きの船に拘禁されるという出来事がきっかけとなった事件だった。事件の一部始終を目撃したバンクス夫人¹⁶⁵はすぐさまシャープとコンタクトを取り、ルイスの人身保護令状を裁判所に請求した¹⁶⁶。令状が認可されたことを受けて、ルイスの身柄は一時的な保護下に置かれることとなり、彼の身柄拘束が妥当か否かに関して王座法廷で争われることとなった。

翌1771年2月20日に開始された裁判において、被告であるスタフィルトン側はルイスを自分の所有する「奴隷」であり、彼が勝手に主人の元から逃亡した以上その身柄の拘束は妥当であると主張した。それに対し原告であるルイス側弁護士のジョン・ダニング¹⁶⁷は、肌の色の違いを理由にルイスが人として法の保護を受けることの出来ない財産であるとする被告側の主張に反論し、次いでルイス自身が裁判官の尋問に答えた。ルイスは、自分は西アフリカの黄金海岸 (Gold Coast) で自由人として生まれ、英語を学ぶために自らの意志で商船に乗

¹⁶⁵ Mrs. Sarah Banks(1709-1804).植物学者ジョセフ・バンクス (Joseph Banks,1743-1820) の実母。

¹⁶⁶ Lyall, *Granville Sharp's Cases on Slavery*, p. 47

¹⁶⁷ John Dunning, 1st Baron Ashburton(1731-1783).

り込み自由人としてカリブ海に渡ったと証言した。そして同地でスタフィルトンを初めとする数人の主人に自由人の従僕として仕えるようになり、彼らからは賃金も貰っていたと証言し、自身は「奴隷」ではないと主張した¹⁶⁸。

1771年6月17日に言い渡された判決において、王座法廷首席判事マンズフィールド卿は、ルイスがスタフィルトンの「奴隷」であったという主張についてスタフィルトン側が裁判においてははっきりと立証出来ていないという事実を問題視し、またルイスが賃金を受け取っていたことを事実として認定した。さらにルイスとスタフィルトンの両名共に、七年戦争中に乗っていた船がスペインの私掠船に拿捕され捕虜となった事実を重視した。マンズフィールド卿は、仮に両者が主人と「奴隷」の関係だったとしても捕虜になった時点で一旦その関係は解消されたとし、その後両者が主人と「奴隷」という主従関係にあったことを証明出来るものが存在しない以上、スタフィルトンによるルイスの身柄拘束は不当であるとして、マンズフィールド卿はルイスの解放を命じる判決¹⁶⁹を下した。ルイス側の勝訴となったこの裁判は、しかしながらシャープにとっては不満の残るものとなった。何故なら、判決においてマンズフィールド卿が判決の理由に挙げたのは、先述のようにスタフィルトンがルイスを自身の「奴隷」であったことを証明出来ないという消極的な理由にとどまるものだった。そしてマンズフィー

¹⁶⁸ Ibid. pp. 106-121

¹⁶⁹ Ibid., pp. 136-138

ルド卿は、イングランドでは「奴隷制」そのものが合法か違法か、またもし仮に合法であるならば主人が「奴隷」に対して本件のような強制措置を取ることが認められるのか否かに関しては、法的見解を示すことを巧妙に回避したのだった。なお、何故マンスフィールド卿がこの問題を回避したのかに関しては、後述するサマセット裁判において、その理由が明らかになる。

ルイス裁判が結審した直後、今度は同年 11 月 26 日にジェームズ・サマセット (James Somerset, 1741~?) という黒人逃亡奴隷が身柄を拘束される事件が生じた。ヴァージニア出身の奴隷だったサマセットは、ボストン港の税関士だったチャールズ・スチュワート (Charles Stewart) に購入され、1769 年 11 月に主人と共にイングランドへ渡った後、スチュワートの元から逃亡した。その後スチュワートはサマセットの身柄を拘束し、ストロングやルイスの場合と同様に海外売却を企図したのだが、実はサマセットは逃亡中に受洗しており、その際に彼の代父母を務めた夫婦が人身保護令状を請求¹⁷⁰したことから、事件はまたもや王座法廷での裁判へ発展した。これが、通称サマセット裁判と呼ばれる一件である。前述したルイスの場合とは異なり、今回のサマセットは奴隷であることが明白だった。

翌 1772 年 2 月 7 日に開始された裁判において、最初に弁論に立ったのはサマ

¹⁷⁰ Ibid, p. 48

セット側弁護士のウィリアム・ディヴィー¹⁷¹だった。ディヴィーは冒頭で、「本件に関しまして、私が主張申し上げたいのは、閣下、今日のイングランドにおいて如何なる人間も奴隷となることはないばかりか、そもそも奴隷は存在さえしないのです¹⁷²。」と自身の主張を明確に述べた後、自説を展開した。ここからはこの裁判においてサマセット側、ひいては弁護団を取りまとめていたシャープが、どのような論拠でもってイングランドにおける奴隷制は違法であると主張しようとしたのかが示される。

まずディヴィーは、イングランドにおいては隷農制を除いて奴隷制は存在しないと主張し、その起源と衰退の歴史を概観する。ディヴィーに拠れば、ある人物が隷農であるかどうかを証明する術は公式記録 (Record) を確認するか、自身が隷農であると証言するかの 2 つであり、故に例えサラセン人や異教徒などの異邦人であったとしてもこの国に入国したというだけでは隷農にはなりえないと主張する¹⁷³。その隷農制が漸次的に廃止されていった一方で、これとは別にアメリカ植民地において新たな類の専制 (New Spices of Tyranny) である黒人奴隷制が出現したとディヴィーは論を進め、そして以下のような主張を展開する。

¹⁷¹ William Davy, (?- 1780)

¹⁷² “The proposition I shall endeavor to maintain before your Lordship upon this occasion is, that no Man at this Day is, or can be a Slave in England.”, Ibid, p. 159

¹⁷³ Ibid, pp. 160-170

では果たして、ヴァージニアの法が当地において彼らを束縛するものと見なせるでしょうか？この国においてヴァージニアの法は、日本の法よりも影響力や拘束力、権威を持ち得るものなのでしょうか？国王は、彼が望むならば、ヴァージニアの法を制定することができます。それはもし、彼が同地においてある特定の法を制定したいと望むにせよ、あるいは植民地議会が王の御名において法を制定するにせよ、国王が過去に認可した勅許状に記されている通り、ヴァージニアにのみ効力をもたらすものです。この国においては、彼は両院の同意と権威なしでは、法を制定することは出来ません¹⁷⁴。

すなわち、ヴァージニアで制定された法が効力を持つのはあくまでもヴァージニア植民地内であって、イングランドにおいてはウエストミンスターの議会で制定された法でなければ効力を持ちえないという論理である。これに続いてデイヴィーは、これまでのイングランドにおける奴隷に関する各種の判例を根拠に、イングランドにおいて奴隷制は認められていないと論じ、また公式記録への登記が行われていない以上、サマセットを隷農に相当する存在であるとは認め

¹⁷⁴ “Then with regard to the Laws of Virginia do they bind here? Have the Laws of Virginia any more influence, power or Authority in this Country than the Laws of Japan? – The King makes Laws for Virginia, alone if he pleases – if he thought proper to introduce a particular form of making Laws in that Country, or the Assembly makes them under the power of Crown – as he might have granted such a charter, or any other – that refers to the Virginia alone. He cannot make laws here without the consent and authority of the two Houses of Parliament.”, *Ibid.*, p. 171

られないと主張し、故に彼の身柄は解放されるべきであると主張した。

続いて弁論に立ったのは、同じくサマセット側弁護士のジョン・グリーン¹⁷⁵ だった。グリーンもまたディヴィー同様、奴隷制はあくまでその地域限定の制度であると主張し、例えば、ガレー船の漕ぎ手として拘束されているガレー船奴隷 (Galley slave) は、イングランドに逃れれば自由になることが出来るように、サマセットもまた自由になれると論じた¹⁷⁶。両名の弁論が終わった後、マンズフィールド卿は審理が長時間に及んでいることを理由に、裁判を次の開廷期に持ち越すことを決定し閉廷した。

次いで、5月9日に行われた第2回目の審理では、サマセット側弁護士のジェームズ・マンズフィールド¹⁷⁷が弁論に立った。マンズフィールドはグリーンと同様に、ガレー船の漕ぎ手の事例やフランスからドイツに逃亡した奴隷が自由人と見なされた事例を挙げ、イングランドの地を踏み次第奴隷は自由になると主張した。その後マンズフィールド卿は、サマセット側の残り2名の弁護士がまだ弁論の準備が整っていないとして、再び裁判を閉廷した¹⁷⁸。

続いて5月14日に行われた第3回目の審理においては、まずサマセット側弁護士のフランシス・ハーグリーヴ¹⁷⁹が弁論に立った。彼は、前述したディヴィー

¹⁷⁵ John Glynn(1722-1779).

¹⁷⁶ Ibid, pp.187-198.

¹⁷⁷ James Mansfield(1734-1808).

¹⁷⁸ Shyllon, *Black Slaves in Britain*, pp. 94-95

¹⁷⁹ Francis Hargrave, (1741?-1821)

の弁論を踏襲しつつも、古代以来の西洋世界の奴隷制の歴史を概観するというより広範な視点から論じ、更には契約法の規定にも踏み込みながら、奴隷制はイングランド国外からもたらされた制度でありこの国の法とは相容れないとする主張を展開した¹⁸⁰。

まずハーグリーヴに拠れば、イングランドの法において奴隷と認められるのは隷農のみであり、その人物が隷農であるか否かの証明には、記憶にない昔から祖先が隷農であるという事実と、合法的な婚姻により隷農身分が継承されてきたという事実を提示する必要がある。これらの証明が困難だったが故に、過去に行われた裁判においては自身が隷農ではないという主張が通り易くなり、結果として隷農制は消滅したのだとハーグリーヴは論を進める。その上で彼は、現在のイングランドの雇用契約法は、契約により奴隷となることを認めていないと主張する。何故なら現在の法律においては、雇用主（主人）は雇用労働者（従僕）に勝手に体罰を加えたり、彼を他人に譲渡したりすることは出来ないからである。また従僕には財産権があり、その雇用契約期間も長くて一代限りである。これに対して奴隷は、主人に半永久的に労務を提供しなければならず、それに付随して主人は彼にほとんどあらゆる種類の体罰を科することが出来る。また、奴隷は自分のために利益を獲得することは出来ず、主人は彼の身体を他人に譲渡

¹⁸⁰ Lyall, *Granville Sharp's Cases on Slavery*, pp. 200-204. 森建資『雇用関係の生成 イギリス労働関係史序説』木鐸社、1988年、319-332頁。

することが出来、そしてその身分は親から子へと継承される。つまり、奴隷の定義は雇用労働者のそれとは正反対であり、よって両者は対極の存在なのである。またハーグリーヴは、フランスにおいてスペイン大使の奴隷として連れて来られた人物が、自らは自由人であると主張しこれが認められた事例を挙げ、ある国の法律は別の国においては効力を持ちえないと主張した。そして最後に、「願わくば、かつて我々の祖先が古き奴隷制を廃止したことによって得たのと同様の名誉が、この新しい奴隷制を除くことで閣下にももたらされんことを¹⁸¹。」と述べて弁論を締め括った。

続いて、同じくサマセット側弁護士ジョン・オーレン (John Alleyne) が弁論に立った。オーレンもハーグリーヴ同様、スペインからフランスに逃亡した奴隷が自由人と見なされた事例を挙げ、サマセットは自由であると主張した。これに対し、スチュアート側弁護士のジェームズ・ウォーラス¹⁸²が反論に立った。ウォーラスは、奴隷制はアジア・アフリカ・アメリカの各地はもとより、ヨーロッパ世界においてもロシアやポーランドに存在する普遍的な制度であり、主人の奴隷に対する絶対的な権利は、例えイングランドにおいても継続して行使出来ると主張した。しかしマンズフィールド卿は、ヴァージニア植民地の法はイング

¹⁸¹ “And hope as much honour to your lordships from the exclusion of this new slavery, our ancestors obtained by the abolition of the old.”, Ibid, p. 205

¹⁸² James Wallace(1729-1783).

ランドでは効力を持ちえないとして、この主張を却下した。そして審理が長時間に及んでいることを理由に、再び閉廷を宣言した¹⁸³。

5月21日に行われた第4回目の審理においては、スチュアート側弁護士のジョン・ダニングが弁論に立った。先のルイス裁判においては逃亡黒人側に立ちながら、今件では一転して奴隷所有者側の弁護を引き受けたダニングは、サマセットはイングランドにいる間は奴隷ではないことは認めた上で、彼とスチュアートは従僕と主人の関係にあると主張した。この関係はヴァージニアでサマセットがスチュアートに購入された時点で成立したもので、それはイングランドにおいても継続しており、よってサマセットはスチュアートの命令に従う義務があるというのがダニングの主張だった。ダニングに拠れば、イングランドの法は主人に従僕の労務に対する権利を保証し私的な制裁権も認めているのだから、スチュアートはこれらの権利を守るためにサマセットに対して主人としての権限を行使しうるというわけだった¹⁸⁴。これに対してサマセット側弁護士のデイヴィーが反論に立ち、カートライト事件の判例を引用し「この国の空気は、奴隷が吸うには清浄過ぎる」として、サマセットの即時解放を改めて主張した¹⁸⁵。

これまでのサマセット側・スチュアート側双方の弁護士たちの主張を簡潔に

¹⁸³ Ibid, pp. 207-209

¹⁸⁴ Ibid, pp. 209-215. 森, 『雇用関係の生成』, 319-332 頁.

¹⁸⁵ Ibid., p. 218

まとめると、まずサマセット側はイングランドにおいては「奴隷制」について規定した法は存在せず、外国由来の奴隷法を適応することは出来ないと同様に主張し、サマセットを拘束から解放するように要求した。これに対しチュアート側は、当初は外国由来の法も効力を持ち得ると主張したが、マンズフィールド卿によりこの主張が却下されると今度は、主人と「奴隷」ではなく主人と従僕の関係の普遍性を訴え、サマセットに対する主人の権利は認められるべきであると主張した。これらの弁論に対し、マンズフィールド卿は裁判を通じて終始曖昧で慎重な態度を崩すことはなかった。その理由は、この日の審理を締めくくるに当たって、他でもない卿自身が下記のように説明している。現在、イングランドにはおよそ1万4千人から1万5千人の黒人「奴隷」が存在する。もし仮に判決の結果彼らを「解放」することになった場合は、1人当たりおよそ50ポンド、総額70万ポンド以上もの財産上の損失が発生するになる¹⁸⁶。この発言から、マンズフィールド卿は「奴隷制」に関する司法判断がもたらす経済的・社会的影響の重大性を強く認識しており、それゆえに判断を躊躇していたことが窺える。

そして1772年6月22日、1カ月にも及んだ沈黙の末にマンズフィールド卿は判決を下した。その判決内容の分析に入る前に、一つ指摘しておかなければならない史料上の問題がある。同判決はその社会的注目度の高さにもかかわらず、マ

¹⁸⁶ Ibid., pp. 218-219

ンスフィールド卿自身の手によるオリジナルの判決文が、実は現存していないのである。その理由は未だもって不明であるが、おそらくは1780年にロンドンで発生したゴードン暴動（Gordon Riots）¹⁸⁷で彼の邸宅が暴徒による焼き討ちに遭った際、書齋に所蔵されていた蔵書類と共にオリジナルの判決文も焼失してしまったという説が有力である。そのため本判決の内容は、判決言い渡し時に法廷にいた関係者の速記録に依拠する形となり、したがって各記録によりその内容・文言に差異が生じる結果となった¹⁸⁸。本論文では、これら諸記録の中で最も信用度が高いとされ、且つシャープ自身も後に出版した著書に転記¹⁸⁹しているスコッツ・マガジン（Scots Magazine）版¹⁹⁰を採用し、以下でその内容を分析する。

まず、判決文冒頭でマンスフィールド卿は「ヨーク＝タルボット奴隷制意見」、及びその後示されたヨーク判事の見解を引用した後で、本裁判の争点をあくまでも「イングランド滞在中に、主人に対する奉仕を拒み彼の元を去った奴隷を、主人が強制的に国外に売却することは認められるか否か？」に限定し、先例に拘

¹⁸⁷ 1780年6月2日から9日にかけて、ゴードン卿（Lord George Gordon, 1751-1793）率いる、政府によるカトリック教徒への差別撤廃政策に抗議する民衆が暴徒化した事件。鎮圧のため正規軍が動員され、死者300-500人、処刑者25人を出す大惨事となった。松村尅・富田虎男、『英米史辞典』，291頁。

¹⁸⁸ Lyall, *Granville Sharp's Cases on Slavery*, pp. 50-56, pp. 221-233

¹⁸⁹ Granville Sharp, *The just limitation of slavery in the laws of God, compared with the unbounded claims of the African traders and British American slaveholders*, B. White, London, 1776, Appendix 9 65-71.

¹⁹⁰ 34 *Scots Magazine* 297 (June 1772)

束されることなく判決を下すことを明言した。次いで、

外国人を、彼の出身国に存在する法律の権威でもって、イングランド国内で身柄を拘束することは出来ない。主人が自身の従僕に対して保持する権限は、全ての国々において大なり小なり差異があるものではあるが、その権限を実際に行使するに当たっては、それが行われる場所の法による統制がなされなければならない¹⁹¹。

として、外国人をその出身国の法を根拠にして、イングランド国内で身柄を拘束することは出来ないと明言した。これによって、ヴァージニア時代に構築された主従関係はイングランドにおいても継続するとしたスチュアート側の主張は否定され、故に本件はサマセットの出身地であるヴァージニアの法ではなくイングランドの法に則った裁定がなされるべきであるとした。続いて、奴隷制は判決や自然法さらには政治的決定ではなく、「人びとが制定の本来の理由やいきさつ、時期などをすっかり忘却してしまった後でも、その効力を維持する実定法¹⁹²」に拠ってのみ、正当化され得るとの見解を示した。それに加えて、「イングランド

¹⁹¹ “A foreigner cannot be imprisoned here on the authority of any law existing in his own country. The power of a master over his servant is different in all countries, more or less limited or extensive, the exercise of it therefore must always be regulated by the laws of the place where exercised.”, Lyall, *Granville Sharp’s Cases on Slavery*, pp. 222-223

¹⁹² “positive law [statute], which preserves its force long after the reasons, occasions, and time itself from whence it was created, is erased from memory”, *Ibid.*, p. 223

には主人が自身の奴隷を、強制的に国外に売却することを認めた法は存在しない」として、前述した「奴隷制は実定法に拠ってのみ正当化される」との見解と併せることにより、主人は奴隷を強制的に植民地に連れ帰ることが出来るとした「ヨーク＝タルボット奴隷制意見」を実質的に否定した。そして、

奉仕不履行などの如何なる理由があつたとしても、これまで主人が奴隷を強制的に国外へ売却することは認められていなかった。故に、本件はこの王国の如何なる法をもつてしても、容認もしくは承認することは出来ない。よつて、この男を拘禁から解き放つよう命じる

193。

として、サマセットの身柄を解放するよう命じる一文で判決を締めくくつた。

同判決の要点をまとめると、以下の通りである。まず、「主人が奴隷を強制的に国外に売却することは認められていなかった」という一節からは、双方の合意に基づいた場合の売却契約は有効であり、尚且つ「奴隷」の存在そのものは違法ではないと判断していることが読み取れる。その一方で「奴隷制を正当化できるのは“実定法”のみ」とする見解、「外国人を外国の法でもつてイングランド国内

¹⁹³ “No master ever was allowed here to take a slave by force to be sold abroad because he had deserted from his service, or any other reason whatever; we cannot say, the cause set forth by this return is allowed or approved by the laws of this kingdom, and therefore the man must be discharged.”, Ibid.

で身柄を拘束することは出来ない」とする見解、及び「イングランドに奴隷を強制的に国外に売却することを認めた法は存在しない」という見解からは、そういった法制度が存在していない以上現状イングランドにおいては、「奴隷」はグレーゾーンの存在であることを認めているととれる。また、「奴隷」は現在存在する法の中で一応合法の存在であると認められている隷農とは同一の存在であるとは言えないことも、判決文中では明言しないという形で言外ながら示している。総合するとマンスフィールド卿は、判決文本体においてイングランド国内で「奴隷制」が合法か否かの判断を巧妙に回避しつつ、実定法の欠如を理由にかつて「ヨーク＝タルボット奴隷制意見」で示された見解を否定し、サマセットの解放を命じたといえる。マンスフィールド卿自身も、同判決はあくまでもサマセット個人を拘禁から解放するよう命じるものだったと後に回想している¹⁹⁴。

では、この裁判における判決（通称マンスフィールド判決）が実際にイングランド国内（及び大英帝国）に与えた影響は、どの程度のものだったのだろうか。先述の通り同判決は、イングランドにおける「奴隷制」の合法性そのものには何ら言及せず、ただ実定法のみが奴隷制を正当化する論拠と成り得る、との見解を示したにとどまるものだった。その後イングランド（及びイギリス）国内において、「奴隷制」について規定した実定法は立法すらされることはなかった。だが

¹⁹⁴ Shyllon, *Black Slaves in Britain*, p. 165

一方で、「奴隷制」そのものを明確に禁止する実定法もまた、1833年成立の奴隷制廃止法（Slavery Abolition Act 1833）まで存在しなかった。その結果、判決以後もイングランドにおける「奴隷制」は合法とも違法ともつかぬグレーゾーンな状態のまま、少なくとも1833年までは実態として容認され続けたのだった。

「奴隷制」に関する曖昧な状態が判決以後も継続していた証拠として、1772年以後もイングランド国内において、「奴隷」の売買や国外への強制的な移送といった行為が行われ続けていたという事実が挙げられる。例えば1774年、ジョン・アニス（John Annis）という名前の黒人コックが、かつての主人だったウィリアム・カークパトリック（William Kirkpatrick）という人物の代理人に身柄を拘束され、セント・キッツ（St Kitts）島にある彼のプランテーションに強制的に送り返されるという事件が発生した。アニスの友人で事件の一部始終を目撃していた元奴隷の自由黒人グスタヴァス・ヴァッサ（オラウダ・イクイアーノ）¹⁹⁵は、カークパトリックを訴追することでアニスを救出しようと試み、シャープに支援を依頼した。だが、裁判所での審理の結果カークパトリックの行為は罪に問われることはなく、アニスの救出は叶わず彼は植民地で奴隷として生を終えることとなった¹⁹⁶。加えて、植民地における奴隷制関連法が本国において、その合法性

¹⁹⁵ Oludah Equiano or Gustavus Vassa (1745-1797). 元奴隷の水夫・従僕。

¹⁹⁶ オラウダ・イクイアーノ，久野陽一訳『アフリカ人、イクイアーノの生涯の興味深い物語』研究社，2012年，213-216頁。

を問われるような事態も生起しなかった。こういった観点から鑑みれば、マンسفールド判決が与えた直接的な影響はかなり限定的なものだったと言える。

だが、同時代の世論は全く異なった反応を示した。例えば新聞報道は、マンسفールド判決をイングランドにおける「奴隷」解放宣言であると喧伝し、イングランドの地を踏めば奴隷は自由になると報じた。他方、西インドにプランテーションを所持したり奴隷貿易に携わったりしていたいわゆる西インド利害（West India Interest）と呼ばれる集団は、本判決の効力を矮小化して喧伝したりあるいは政治的にこれを覆そうとしたりする行動に躍起になった¹⁹⁷。そして裁判の立役者であるシャープ自身、このサマセット裁判の判決をイングランドにおける「奴隷制」の廃止を宣言したものとして解釈し、以後の著作でもそう主張したのだった。

そして、このマンسفールド判決（及びそれに対する世論の反応）が直接の引き金となった裁判が、この直後にスコットランドで生起した。それがナイト裁判（Knight v Wedderburn）である。原告のジョゼフ・ナイト（Joseph Knight）はアフリカ出身で、10代前半の頃に奴隷となりジャマイカ島へ輸送された後、1765年にジョン・ウェッダバーン¹⁹⁸という人物に購入された。主人となったウェッダバーンは、父親が1745年のジャコバイト反乱に参加して処刑され、自身もまた

¹⁹⁷ Shyllon, *Black Slaves in Britain*, pp. 145-176

¹⁹⁸ Sir John Wedderburn of Ballinmean, 6th Baronet of Blackness (1729-1803)

反逆罪に問われその訴追を逃れるために、兄弟がプランテーションを経営していた同植民地に逃亡してきた亡命者だった。その後反乱のほとぼりが冷めた1769年に、ウェッダバーンは結婚のためスコットランドに帰国しパーズシャー（Perthshire）のバリンディーン（Ballendean）に居を構えたが、その時に彼はナイトを従僕としてジャマイカから伴ってきていた。引き続きウェッダバーン夫妻に仕えていたナイトだったが、1772年に彼は新聞でマンズフィールド判決について知った。同判決をイギリス全土の黒人奴隷を解放するものであると（誤って）解釈したナイトは、ウェッダバーンに対して自分は今や自由人であると主張して賃金の支払いを要求し、これが認められないとなるや逃亡した。ウェッダバーンは、翌1773年に自身の所領で開かれた治安判事たちの会合¹⁹⁹でナイトの逮捕令状を確保し、彼の身柄を拘束した。これに対しナイトはパーズ州のシェリフ裁判所（Sheriff court）に提訴し、審理の結果シェリフ裁判所は「ジャマイカでの主従関係はスコットランドにまで及ばない」事を明言し、「奴隷制はスコットランドの法に反する」としてナイトの解放を命じる判決を下した。これを不服とするウェッダバーンは民事上級裁判所に上告したが、1778年に同裁判所は上告を棄却し、ナイトを解放するよう命じた判決を下した。これにより、イングランド

¹⁹⁹ この会合に出席した治安判事ら3人は、全員がカリブ海諸島に権益を有するか、またはその関係者を親族に持つ立場だった。Cairns, 'Maintaining slavery without a code noir - Scotland 1700-78', pp. 163-165

と異なりスコットランドにおいては「奴隷制」が違法であるとの司法判断がはっきりと示された形となった²⁰⁰。

これらサマセット裁判及びナイト裁判は、イギリス本国において「奴隷制」は認められていないとする空気を形成する上で格好の材料となり、シャープを初めとする奴隷制廃止運動家たちはこれらの判決を、イギリスでは「奴隷制」は違法であるという自身の主張の根拠として大いに活用していくことになった。もともとサマセット裁判時点では、著作や法廷での弁論内容でも触れているように、シャープは植民地における奴隷制の現在時点での合法性までは否定していなかった。だが、植民地に確固たる合法的制度として奴隷制が存在し続ける以上は、植民地から本国へと連れてこられた奴隷が、本国においても植民地同様に「奴隷」として扱われる可能性は常に存在していた。これ以後、シャープの関心はイングランド国内から次第に大英帝国へと推移し、やがては植民地全体での奴隷制廃止をその政治目標として定めるようになっていった。

それでは、本章の内容を小括する。シャープは逃亡奴隷ストロングとの遭遇、及び元主人による彼の身柄拘束という事態を機に、イングランドにおける「奴隷制」と直面した。当時のイングランド（及びイギリス）においては実定法ではなく、社会全体に漠然とながらも受け容れられていた慣習として、「奴隷制」が容

²⁰⁰ Lyall, *Granville Sharp's Cases on Slavery*, pp. 59-61

認されていた。これに憤慨したシャープは法律や判例を独自に調査した結果、

「奴隸制」は違法であるとの結論に達し、コモン・ローに依拠した自身の法的見解を『奴隸制容認に対する表明』として出版した。その後、彼は逃亡奴隸のルイス及びサマセットの元主人による身柄拘束の妥当性を巡る 2 件の裁判に携わった。後者の裁判においてサマセット側弁護士たちは、シャープの調査等を論拠に

「奴隸制」はイングランド国外由来の制度でありコモン・ローでは認められないとする弁論を展開し、最終的に司法当局からイングランド国内においては実定法が存在しない以上、「奴隸制」は合法ではないと解釈出来る判決を引き出すことに成功した。このマンスフィールド判決を自身の法的主張を裏付けする根拠として、以後シャープはイングランド国内から「奴隸制」を完全に消滅させようと活動に邁進していくと同時に、帝国全体にも視野を広げ双方一体となった改革を構想するようになっていった。

第3章 アメリカ独立戦争、そしてゾング号事件

—シャープと帝国の転換点—

前章では、イングランド国内におけるシャープの反奴隷制運動を分析した。これを受けて、本章ではアメリカ独立戦争期における、大英帝国全体を対象を広げた彼の反奴隷制運動を分析する。その目的は、第一次帝国から第二次帝国への移行の端緒となった同時期におけるシャープの活動を分析することで彼の理想とした帝国像を探ると共に、前章で分析した法廷闘争時点から次章で分析する植民計画の構想に至るまでのシャープの活動の広がりとその思想的な変遷を分析することで、彼の思い描いた「国制・帝国統治改革」像を明らかにすることである。本章の構成は以下の通りである。第1節では、シャープにとって人生・思想の両面で大きな転換点となったアメリカ独立戦争勃発前後における、帝国の紐帯維持と奴隷制廃止を同時に模索した彼の活動を、主としてブラウンの先行研究を軸に分析する。続く第2節では、その独立戦争中に発生した奴隷投棄事件であるゾング号事件について、事件の経緯とシャープの反応をリオールの史料集やフォウバートの著作、そして栗原真人の先行研究²⁰¹を軸に分析する。

²⁰¹ 栗原真人「奴隷貿易と海上保険 —ゾング号事件とその保険金裁判—」『香川法学』第38巻1・2号, 2018年, 29-142頁.

第1節 アメリカ独立戦争とシャープ

—「国制・帝国統治改革運動」としての奴隷制廃止—

この節では、アメリカ独立革命へと至る一連の事件におけるシャープの活動とその思想について分析する。これによって、前章で詳細に分析したイングランド国内における法廷闘争の時点から彼の思想がどのように変化し、そしてどのような「国制・帝国統治改革」を試行していたのかが示される。

前述の法廷闘争、及びその理論武装のためのコモン・ローの独自研究を通じて、シャープは単に「奴隷制」のみならずイングランド人の自由と権利に関わる問題全般に対して大きな関心を抱くようになっていった。国内における「奴隷制」の容認が、イングランド人自身をも対象とする奴隷化のきっかけになりかねないとする彼の懸念²⁰²は、その証左である。そんなシャープが、課税問題を端緒として同じイングランド人であるはずの植民地人の自由と権利を巡る、巨大な政治問題へと発展していたイギリス領アメリカ植民地に関する議論に積極的に関与していくようになったのは、ある意味で必然的な帰結だったといえる。

とはいえアメリカに対するシャープの認識は、初めは決して好意的なものではなかった。奴隷制問題に関心を持ち始めた当初は、シャープは反奴隷制の立場

²⁰² Sharp, *A Representation*, p. 104

からアメリカに対して批判的であり、例えば前章第 3 節において分析した『奴隷制容認に対する表明』では、アメリカにおける奴隷制を「自由という崇高な名に値しない」行為であるとして非難していた²⁰³。しかしその後、アメリカ在住の反奴隷制運動家たちとの接触を通じ、シャープは徐々にその認識を改めていった。そのきっかけとなったのが、ペンシルヴァニア植民地・フィラデルフィア在住のアンソニー・ベネゼット²⁰⁴との交友だった。前章で述べた奴隷制に対する法廷闘争の折にシャープを支援したクウェーカーの内科医ジョン・フォザーギル²⁰⁵という共通の友人を通じて知り合った両者は、1772 年 6 月 22 日（奇しくもマセット裁判の判決と同日）に届いたベネゼットからの書簡をきっかけに、以後 10 年余りに渡って大西洋を越えた書簡のやり取りを続けた²⁰⁶。彼を通じてシャープはアメリカにおける反奴隷制運動の存在を認知し、次第に親アメリカ的な立場に立つようになっていった。

第 1 章でも述べたように、1760 年代以降クウェーカーは大西洋両岸において奴隷制への対決姿勢を強めていたがその活動は、商工業分野に関しては多大な影響力を有していた反面で総人口の 1%にも満たず、尚且つ非国教徒であるがゆえにイギリス本国では一切の公職から排除され、唯一主導権を握っていたアメ

²⁰³ Ibid., p. 57, p. 66, pp. 81-82

²⁰⁴ Anthony Benezet (1713-1784).

²⁰⁵ John Fothergill(1712-1780).

²⁰⁶ Hoare, *Memoirs of Granville Sharpe*, pp. 96-103

リカ・ペンシルヴェニア植民地においても政治的混乱を自力では收拾出来ずに支配権を手放さざるを得なくなったクウェーカーという、少数派内部の運動にとどまっていた²⁰⁷。こういった状況下にあった反奴隷制運動が植民地社会全体へと拡大し、政治問題化したきっかけがイギリス本国との政治的危機の勃発だった。周知の通り、1765年の印紙法（Stamp Act）制定を端緒にこれまでの「有益なる怠慢」政策を放棄し、植民地議会の同意を得ることなく課税や各種負担を押し付けるイギリス本国の方針に対し、アメリカ植民地ではこれを自分たちの権利や自由を侵害する専制であるとして反発が高まっていった。最終的には独立戦争へと至る一連の政治危機の最中、イギリス側・アメリカ側の双方が自身の政治的主張の正当性を訴えるべく、大西洋を跨いだ一大プロパガンダ合戦を展開した。その中で、主要な論題の一つとなったのが奴隷制問題だった。まずイギリス側は、植民地人たちは自分たちの自由を主張する一方で植民地内における奴隷制は維持しようとしているとして、彼らの偽善を嘲笑しその政治的主張の正当性を毀損するプロパガンダを展開した。これに対してアメリカ側も、奴隷制はイギリス由来の制度でありイギリスの専制の何よりの証明であるというレトリックを構築し、そして実際に（実現可能性はともかく）奴隷制に反対する行動を示すことで、本国側のプロパガンダに対抗していった。具体的には、まず 1772

²⁰⁷ 布留川, 『イギリスにおける奴隷貿易と奴隷制の廃止』, 43-49 頁. Brown, *Moral capital*, pp. 88-91

年にヴァージニア植民地議会（House of Burgesses）から、次いで 1773 年にペンシルヴァニア植民地議会から、共に国王ジョージ 3 世²⁰⁸に対して奴隷貿易廃止を求める請願がなされた。国王及び本国政府は、帝国の商業全体に与える影響の甚大性を鑑みこれらの請願を黙殺したが、植民地側にとってみればこの本国側の対応は、自分たちの声に本国が耳を傾けようとしないうる何よりの証左となった。そして、トマス・ジェファソン²⁰⁹らによって起草され 1776 年 7 月 4 日に発表された独立宣言には、イギリス本国との決別を宣言する根拠として列挙した国王の罪状の中に、当初の起草版において「奴隷貿易を推進した」という 1 節が含まれていた。大陸会議に出席していた南部諸邦の代表たちからの反発により、この記述は清書版では削除されたが、これらエピソードは当時のアメリカ側のプロパガンダやレトリックにおける奴隷制問題の重要性を物語る事実だった²¹⁰。

これらの奴隷制に関する植民地からの請願を黙殺するという本国政府の態度は、シャープにとって専制の表れに他ならなかった。彼にしてみれば、これは本国が植民地の立法権を完全に否認しているも同然の行為だったからである。例えば、1772 年 2 月に当時の首相ノース卿²¹¹に宛てた書簡の中でシャープは、植

²⁰⁸ George III (1738-1820). (在位 1760-1820)

²⁰⁹ Thomas Jefferson (1743-1826).

²¹⁰ Ibid., pp. 105-153. デイヴィット・アーミテイジ, 平田雅博・岩井淳・菅原秀二・細川道久訳『独立宣言の世界史』ミネルヴァ書房, 2012 年, 59-60 頁.

²¹¹ Frederick North, Lord North (1732-1792). (在任 1770-1782)

民地における奴隷制は悪名高いものではあるが、イギリス議会には植民地議会法を撤廃する権限は無いと主張していた。シャープの論理では、議会から代表権を認められていない植民地の奴隷制には本国議会は干渉することが出来なかったからであり、植民地における奴隷制の撤廃は枢密院²¹²を介して国王の名の下で行われるべき行為だったのである²¹³。この書簡からも窺えるように、この頃になるとシャープにとってアメリカ植民地における奴隷制は、植民地側が自主的に廃止するか本国側が国王大権の下に廃止を命じるべき制度となっており、そしてこのいずれも認めない本国側が非難されて然るべき事態となっていた事が分かる。なお、上述したような「奴隷制＝本国由来の制度」という言説は、シャープのみならずイギリス本国における親アメリカ派にとっても共通のレトリックとなっていた。彼らは皆、七年戦争を契機に商業交易を主目的とする海洋帝国から領土支配を主目的とする大陸帝国へと変容し、「有益なる怠慢」を改めて植民地支配に直接乗り出し始めた大英帝国に対し、一様に道義的な疑念と懸念を抱いた人々だった。但し、一見するとアメリカ支持という点で一致していてもその内実は、シャープと他の親アメリカ派の人々との間では本質から異なっていた。何故なら大多数の親アメリカ派の論客たちは、あくまでもアメリカ側を支持

²¹² Privy Counsel. 国王の私的諮問機関で、国王大権（議会招集・官職任免等）の行使に対し助言を行う。

²¹³ Hoare, *Memoirs of Granville Sharpe*, p. 79. Brown, *Moral capital*, p. 164

するという目的のために奴隷制を批判していたのに対し、シャープは彼らとは真逆に奴隷制反対という目的のためにアメリカ側を支持していたからだった²¹⁴。

そのシャープのアメリカ擁護論の集大成と呼べるものが、1774年に出版した『立法府において共有される人民の自然権についての宣言』だった。この中でシャープは、代表権はイギリス臣民の基本的権利であり、アメリカ植民地人もイングリッド人と等しく政治における代表権を持っていると説いた。その上で、現在ウェストミンスター議会で行われているような植民地からの代表無くして課税を押し付ける行為は、「イギリス臣民が生まれながらに保持する権利」の侵害であり専制に他ならないと断じた。そして「立法には、それに拘束される対象全員の同意が必要不可欠」であり、ゆえに現在植民地人たちから挙がっている不満や抗議は自由に生まれしイングリッド人として当然の権利であるとして、植民地側を強く擁護した。人民からの代表こそ政府の正統性保障の唯一の手段であると考えていたシャープにとっては、アメリカ人の立法権を否認した現在の議会主権こそ問題の根源であり、専制だったのである²¹⁵。本国・植民地間の対立を古代ローマの同盟市戦争になぞらえ、同様の惨劇を回避するためには植民地人に本国と同等の権利を付与すべきであるとする言説が力を持っていた当時²¹⁶、

²¹⁴ Brown, *Ibid.*, pp. 168-169

²¹⁵ Granville Sharp, *A declaration of the people's natural right to a share in the legislature; which is the fundamental principle of the British constitution of state*, London, B. White, 1774, p. 2, p. 4

²¹⁶ デイヴィッド・アーミテイジ, 平田雅博, 阪本浩, 細川道久訳『<内戦>の世界史』岩波書店, 2019年, 125-127頁.

同書は各方面から注目を集め翌年には改定の上増刷され、さらにアイルランドにおいても出版された。中でもペンシルヴァニア植民地の代理人として、戦争回避のための最後の努力を行っていたベンジャミン・フランクリン²¹⁷は同書 200 部を私費で購入し、1774 年 7 月に大陸会議に宛ててイギリス本国に対抗するための理論武装の材料として送付したほどだった²¹⁸。

しかしいくらアメリカ側に好意的であったとしても、シャープが望んでいたのは植民地が大英帝国に留まり続け本国との紐帯が維持されることだった。そのための両者間の仲立ち役としてシャープが期待していたのが、アメリカ植民地担当大臣（Secretary of State for the Colonies of America）のダートマス伯²¹⁹だった。敬虔な福音主義者として知られる一方、アメリカ側にも同情的だった彼ならば本国と植民地の間を取り持つだけでなく、奴隷制廃止も実現出来る力があるはずだった。1774 年、シャープはダートマス伯のカントリー・ハウスを訪問し、彼に奴隷制廃止の担い手となるよう力説した。しかし結局、ダートマス伯から色よい返事は得られなかった²²⁰。そして、1775 年 4 月 19 日のレキシントン・コンコードの戦いをきっかけにアメリカ独立戦争が勃発すると、シャープは同胞で

²¹⁷ Benjamin Franklin (1706-1790). 彼の英米戦争回避のための努力については、ゴードン・S・ウッド、池田年穂、金井光太朗、肥後本芳男訳『ベンジャミン・フランクリン、アメリカ人になる』慶應義塾大学出版会、2010 年、131-185 頁。

²¹⁸ Brown, *Moral capital*, p. 162

²¹⁹ William Legge, 2nd Earl of Dartmouth (1731-1801). (在任 1772-1775)

²²⁰ Ibid, pp. 176-177

ある植民地人を支持しようという信念と、前線に武器弾薬を補給し同胞殺しに関与することになる陸軍造兵局の事務書記官という職務との間で、深い葛藤に悩まされることになった。奴隷制廃止運動を通じて、前述のベネゼットやベンジャミン・ラッシュ²²¹を始め植民地側に多くの友人知人を抱えるようになったシャープにとって、彼らの生命に危害を加えるような職務を続けることは良心の呵責に堪えかねるものであった。結局シャープは自身の信念を貫くことを選び、2年間の休職の後1777年に陸軍造兵局に辞職を願い出たのだった。こうして在野の人間となったシャープは、以後は兄弟たちの物心両面に及んだ支援の下で以前にも増して精力的に奴隷制廃止運動と執筆活動に励むようになった。

その成果となるのが、1776年に立て続けに出版した4冊の著書である。その内容からは、この時期のシャープの反奴隷制思想が、それ以前のものと比較してより宗教的色彩を強めたものとなっていたことが示される。まず、『アフリカ人商人とイギリス領アメリカの奴隷所有者らの際限ない要求との比較としての、神の法における奴隷制の制限』では、「聖書の記述から奴隷は正当化される」とする奴隷制擁護論者らの主張に反論し、「アメリカ人奴隷所有者とアフリカ人奴隷商人の行為は、聖書に明確に反するもの」とであると主張した²²²。次いで『自由の法もしくは王法』では、奴隷制はキリスト教の根本教義である「隣人愛」と相

²²¹ Benjamin Rush (1746-1813).

²²² Sharp, *The just limitation*, pp. 2-3

容れない行為と断じた²²³。さらに『受動的服従の法、もしくは個人的不正に対するキリスト教徒の屈従』では、キリスト教徒は専制に服従する義務は無く、従って奴隷が主人に服従する義務はないと説いた²²⁴。そして『神罰の法』では、「速やかなる改革（奴隷制廃止）こそ、神罰を免れるために必要」であると主張した²²⁵。このように、シャープにとって大英帝国における奴隷制はコモン・ローからの逸脱のみならず、「神の法」つまりはキリスト教の教義そのものに対する逸脱となっていた。彼に抛ればその責任は奴隷商人や奴隷所有者個人に留まらず、国家（nation）全体に及ぶ大罪であった。この罪を悔い改めない場合は大英帝国そのものに破滅的な神罰がもたらされるはずであり、アメリカ植民地との戦争はその予兆に他ならなかった。

これら一連の著作活動や前章第 4 節で述べた一連の法廷闘争により一躍名を知られ、さらに休職（後に辞職）によって自由の身となったシャープは、志を同じくする様々な人々と交際するようになっていった。その中でも後の彼にとって重要となる出来事が、1776 年にジェームズ・オグルソープ²²⁶の知遇を得たこ

²²³ Granville Sharp, *The law of liberty, or, royal law, by which all mankind will certainly be judged! Earnestly Recommended To The Serious Consideration Of All Slaveholders And Slavedealers*, London, B. White, E. and C. Dilly, 1776, p. 33

²²⁴ Granville Sharp, *The law of passive obedience, or Christian submission to personal injuries*, London, 1776, pp. 11

²²⁵ Granville Sharp, *The law of retribution; or, a serious warning to Great Britain and her colonies, founded on unquestionable examples of God's temporal vengeance against tyrants, slave-holders, and oppressors*, London, B. White, E. and C. Dilly, London, 1776, p. 3

²²⁶ James Edward Oglethorpe (1696-1785). 軍人・庶民院議員。（在任 1722-1754）

とだった。かつて陸軍軍人および庶民院議員として奉職する傍らで、国内の貧民救済を目的とするジョージア植民地の建設（第4章第2節で詳述）に携わったオグルソープは、公職引退後は各界の名士たちが集うサロンの主催者となっていた。隠居後も以前と変わらずに貧民救済やアメリカ植民地に強い関心を抱き続けていたオグルソープは、知人からの紹介でシャープの『神罰の法』を知ってその内容に深く共感し、彼に書簡を送り面会を求めたのが交際のきっかけとなった²²⁷。2人の交友は1785年にオグルソープが没するまで10年近くに渡って続き、水兵の強制徴募（impressment）を巡る論争などで共同して活動した。なお、後に継嗣のいなかったオグルソープ夫妻の没後彼らの遺言執行人の一人となり、その所領の一部を遺贈されたという事実からも、両者の間に深い信頼（あるいはパトロネージ）関係が存在したことが窺える²²⁸。

これまで分析してきたようにシャープの反奴隷制思想は、前章第2節でも触れたように法的妥当性の観点からイングランド国内における奴隷制に否定的だったブラックストンや、著書『国富論』（1776年）中において経済的に非効率的且つ不合理であるとの観点から奴隷制を批判した²²⁹経済学者のアダム・スミス²³⁰ら同時代人たちとは、一線を画すものだった。その思想中において神罰への恐

²²⁷ Hoare, *Memoirs of Granville Sharpe*, p. 155

²²⁸ *Ibid.*, p. 385

²²⁹ アダム・スミス、水田洋監訳、杉山忠平訳『国富論』岩波文庫、2000年、第1巻、146頁、第2巻、119頁、第3巻、136頁、第4巻、360頁。

²³⁰ Adam Smith (1723-1790).

怖や悔悛の必要性を強調するという点では、むしろ彼にとっては一世代前に当たる 17 世紀末から 16 世紀初頭のニューイングランド植民地で精神的指導者として活動したピューリタン神学者のコットン・マザー²³¹や、18 世紀中葉の大覚醒期の論客たちの思想と、多数の共通点が存在した²³²。だが、これらの先達たちとシャープの思想信条との決定的な相違点が、徹底したイングランド国教会至上主義であった。奴隷制廃止運動においてシャープは、前述したベネゼットとの交友に象徴されるように決して他教派の人々との協調を拒絶したわけでは無かった。しかし、たとえ同じ反奴隷制という目的を共有している同志ベネゼットが相手だったとしても、シャープは書簡において彼のクウェーカーとしての信条は誤りであると指摘することを止めなかった²³³。ブラウンはこれらのエピソードを総合して、シャープの思想を「政治的急進主義 (political radicalism) と高教会²³⁴的偏見 (High Church prejudice) の混合物 (mixture) ²³⁵」と表現している。シャープの活動の主軸はあくまでも、国教会や政界の有力者たちに働きかけ彼らの影響力を通じて奴隷制の廃止を実現させるという方向性で一貫していた。

²³¹ Cotton Mather (1663-1728) .

²³² Davis, *The Problem of Slavery*, pp. 386-398

²³³ Brown, *Moral capital*, pp. 195-199

²³⁴ イングランド国教会内の派閥の 1 つ。典礼や主教制といった、宗教改革以前からの伝統を重視する立場を取る。聖書記述を重んじ、他教派と融和的な派閥である低教会派 (Low Church) とは対立関係にある。ノーマン・サイクス、野谷啓二訳『イングランド文化と宗教伝統』開文社出版、2000 年、266-267 頁。

²³⁵ Brown, *Moral capital*, p. 172

例えば、1779年に庶民院で奴隷貿易に関する調査委員会が開催されるとの情報を知ったシャープは早速、父の後を継いでノーサンバーランド大執事となっていた長兄ジョン²³⁶のパトロネージを活用し、貴族院議員（Lord Spiritual）でもあった国教会主教たちに面会し彼らに奴隷制廃止を働きかけた。1779年3月にジョンに宛てた書簡では「17人の主教たちと面会」したことが報告され、また同年春に執筆された覚書には「計22人の主教と面会²³⁷」したことが記述されている。当時の国教会主教はカンタベリー、ヨークの両大主教、並びにウェールズの主教4人含めても総勢26人だったことから、そのほぼ全員と面会したことになる。その結果、過半数の主教たちから同情的反応を獲得することが出来、特にセント・デーヴィッツ主教ジェームズ・ヨーク²³⁸とピーターバラ主教ジョン・ヒンクリフ²³⁹の両名からは、具体的な行動の約束を取り付けることに成功した。この内前者は、福音伝道協会²⁴⁰の会合において奴隷制を話題にすること約束し、また後者はシャープを事実上の秘書とし、一時期二人三脚で奴隷制廃止に向け

²³⁶ John Sharp (1723-1797). (在任 1762-1792)

²³⁷ Hoare, *Memoirs of Granville Sharpe*, pp. 186-187. Brown, *Moral capital*, pp. 192-194

²³⁸ James Yorke (1730-1808). セント・デーヴィッツ主教 (Bishop of St. David's) (在任 1774-1779)。後にグロスター主教 (Bishop of Gloucester) (在任 1779-1781) 及びイーリー主教 (Bishop of Ely) (在任 1781-1808)。

²³⁹ John Hinchliffe (1731-1794). ピーターバラ主教 (Bishop of Peterborough) (在任 1769-1794)

²⁴⁰ Society for the Propagation of the Gospel in Foreign Parts. 1701年、海外での伝道目的に創設。同団体については、青柳かおり「イギリス領アメリカ植民地における奴隷制とイングランド国教会：海外福音伝道協会年次記念大会の説教を中心に」『大分大学教育福祉科学部研究紀要』第37巻1号、2015年、89-90頁。

た活動を行った。その成果が、奴隷制を漸次的に廃止することを目的とした、植民地における「スペイン方式 (Spanish Regulation)」導入案の起草である²⁴¹。この「スペイン方式」とは、その名の通り当時各国の奴隷制の中では「最も寛大な処遇」との評判²⁴²を得ていたスペインの奴隷法をモデルとしたもので、奴隷自身の財産権を認めることで自力での解放を可能とするものだった。同時期、ジェームズ・ラムジーやエドマンド・バーク²⁴³などもこの「スペイン方式」に類似した奴隷制改革案を構想していた。これらの諸構想は当時日の目を見ることはなかったが、後に奴隷制廃止運動が興隆する折にその思想的下地を提供した可能性がある。1781年3月に、シャープはヒンクリフの引き立てで時の第一商務卿だったグランサム男爵²⁴⁴と面会し、自身の「スペイン方式」の導入を働きかけた。また、同年春には同じくヒンクリフの引き立てでケンブリッジ大学に招聘され、学者らと奴隷制廃止について意見を交換した。

またこれとは別に、チェスター主教ビールビー・ポーテウスの支持も獲得することに成功した。後に国教会席次第3位のロンドン主教に昇進することになるポーテウスは、貴族院における奴隷制廃止運動の推進者の1人となった。また

²⁴¹ Hoare, *Ibid.*, p. 190. Brown, *Ibid.*, p. 194, pp. 228-231

²⁴² S. エルキンズ他、山本新他編訳『アメリカ大陸の奴隷制 南北アメリカの比較論争』神奈川大学人文学会、1978年、20-34頁、143-148頁。

²⁴³ Edmund Burke (1729-1797). 庶民院議員 (在任 1765-1794)

²⁴⁴ Thomas Robinson, 2nd Baron Grantham (1738-1786). 第一商務卿 (First Lord of Trade) (在任 1780-1782)。後に外務大臣 (在任 1782-1783)。

第1章第1節で述べたように、志を同じくする海軍軍人チャールズ・ミドルトンとケント州テストンにあったミドルトンの地所バーラム・コート（Barham Court）においてしばしば会合を持った。彼らは、海軍船医時代にカリブ海の奴隷制を目の当たりにした後に国教会牧師に転じ、奴隷制廃止運動の牽引役となったラムジーをテストンに招き、彼を地元教区の助祭に任じそのパトロンとなった。バーラム・コートには後にハナ・モア²⁴⁵やクラークソンそしてウィルバーフォースらも招かれ、奴隷制廃止運動に携わる中心メンバーたちの一大拠点に成長した²⁴⁶。さらにシャープは、当時議会改革を訴えていたロンドンの急進主義者たちにも接近し、1780年創設の国制知識普及協会（Society for Constitutional Information）には、メンバーとはならなかったものの関与した²⁴⁷。同協会リーダーのジョン・カートライト²⁴⁸は、議会改革を訴えた著書中でシャープの著作に言及していることから、シャープの活動は一定の影響力を発揮したと言える。

では、このアメリカ独立戦争期におけるシャープの各種活動は、実際のところどの程度の成果を挙げることが出来たと言えるのだろうか。これまで見てきたように、シャープは国教会内部のいくつかのサークルにおいて、後の奴隷制廃止

²⁴⁵ Hannah More (1745-1833).

²⁴⁶ Brown, *Moral capital*, pp. 341-377

²⁴⁷ Brown, *Ibid.*, pp.188-192. H・T・ディッキンソン、田中秀夫監訳、中澤信彦他編訳『自由と所有 英国の自由な国制はいかにして創出されたか』ナカニシヤ出版、2006年、235頁。

²⁴⁸ John Cartwright (1740-1824). 海軍軍人、民兵隊大佐。

運動へと至るような衝動を結晶化（crystallization）させることには成功したと言える。しかし他方で、先述の主教たちへのロビー活動に象徴されるように、仮に同情的な反応を示したところで実際に行動してくれる人々は限られていた。この時点で（そしてこれ以後も）国教会内の大多数の聖職者たちは、奴隷制容認の姿勢を崩すことはなかった。ましてや国教会外ともなると、その厳格なまでの国教会中心主義も災いしてシャープ自身の影響力は非常に限定的なものとならざるをえなかった。一方急進主義者たちとの連携も、結果的には裏目になった。というのもこの時期の議会改革運動は、アメリカ独立戦争の終結と共に一旦下火になっていったからだった。総合すると、国教会や政界の有力者たちに働きかけ、彼らの影響力を通じて奴隷制を廃止するという活動の方向性をあくまでも貫いたシャープは、一定程度の賛同者を獲得することには成功した一方で、この時点では反奴隷制運動を大衆化して世論を興隆させ、社会的広がりを持った運動とすることには失敗したと言える²⁴⁹。

²⁴⁹ Brown, *Moral capital*, pp. 195-201

第2節 ゾング号事件

—その経緯、シャープの反応と社会的影響—

本節では、いわゆるゾング号事件 (Zong massacre) におけるシャープの活動について分析する。これによって、彼がアメリカ独立戦争以後も帝国と本国の間に垣根を設けることなく、双方の一体的な改革を試行していたことが示される。

前節で分析した、本国・植民地間の再融和を希求したシャープの望みは結局実を結ばず、1781年10月17日のヨークタウンでのイギリス軍降伏によりアメリカの分離独立はほぼ確定的となった。また、イギリスにおける奴隷制廃止運動も、広範な支持を取り付けることが出来ない状況が続いていた。そのような中で、一時は精力的だったシャープの反奴隷制関連の著作活動も下火となった。前述の通り1776年には4作もの著作を立て続けに出版したのに対し、それ以後は国内改革関連の著作が中心となり、反奴隷制運動を主眼とする著作活動は一旦途絶えた²⁵⁰。この事実をもってブラウンの先行研究では、独立戦争以後シャープは奴隷制に対する関心を喪失したと論じている。だが実際には、シャープはこの時期も一貫して奴隷制問題やアメリカ植民地への強い関心を保ち続けていた。アメリカ植民地に関しては、その独立以後もアメリカ監督派教会の創設に尽力した

²⁵⁰ Hoare, *Memoirs of Granville Sharpe*, pp. 487-496

のがその証左であるが、反奴隷制運動と関わるのが本節で取り上げるゾング号事件における彼の活動である。

ゾング号事件とは、1781年11月29日から12月1日にかけて、ジャマイカ沖を航行中の奴隷船ゾング号で起きた奴隷の海上投棄事件である。事件の舞台となったゾング号は、複雑な経歴を持った船舶だった。同船は元々オランダ船籍の奴隷船であり、ゾルグ (Zorgue) 号という船名だった。アメリカ独立戦争の最中にイギリスの私掠船に拿捕されたゾルグ号は、西アフリカ・黄金海岸沿岸のイギリス領交易地だったケープ・コースト・キャッスル (Cape Coast Castle) まで連行された後、リヴァプールのグレックソン・シンジケート (Gregson syndicate) に売却され、船名をゾング (Zong) 号と改めた。西アフリカ沿岸から集められた奴隷約 440 人を満載した同船は、ルーク・コリングウッド (Luke Collingwood) の指揮の下、9月6日にポルトガル領サン・トメ島 (St. Tomas) からジャマイカ島のブラック・リヴァー (Black River) へ向けて出港した。しかし、船長のコリングウッドは船医上がりで航海に携わった経験が浅く、尚且つ出航直後より病身で満足に航海の指揮も取れない有様だった。その結果ゾング号は、11月下旬には目的地であるジャマイカ島付近に到着しながら、同島をその東隣りにあるイスパニョーラ (Hispaniola) 島²⁵¹と勘違いしてこれを通り過ぎてしまい、航海

²⁵¹ 当時はフランス領サン＝ドマング植民地 (現ハイチ共和国) 及びスペイン領セント・ドミンゴ植民地 (現ドミニカ共和国) が存在し、共に交戦中のため寄港は不可能だった。

期間を当初の予定である 8 週間よりも大幅に超過してしまった。この航路ミスにより同船は積載していた真水が底を着きかけ、また積荷の奴隷たちはほぼ全員が脱水と病気で衰弱し、この時点で既に 60 人以上もの死者を出していた。こうした状況下において、生き残っていた黒人奴隷たちの中でも特に衰弱の激しかった 132 人を 11 月 29 日から 3 日間に渡って計 3 回に分け海に投棄したというのが、このゾング事件の概要である²⁵²。冷蔵設備などなかった当時、積荷の奴隷を含む航海中の死者を水葬することは船上における日常の一部と言ってもいい光景であり、さらには輸送中に反乱を起こした奴隷が見せしめのために生きのまま海中に投棄され処刑させられることも決して稀ではなかった。しかし、これだけ大量に且つ生きたまの奴隷が投棄されたという事実が公表されたという点において、この事件は前代未聞とっていい出来事だった。

但し、この事件を語るに当たっては注意しなければならないことがある。というのも、ゾング号は結局 12 月 22 日に残存していた奴隷 208 人と共にブラック・リヴァーに到着した後すぐに船名が変更され、尚且つ航海中から死病を患っていた船長のコリングウッドも直後に病死してしまったことなどから、サン・トメ島からジャマイカ島に至るまでの航海日誌が残存していなかった。そのため先述した事件の概要は全て、当時同船に乘客として同乗していたロバート・スタッ

²⁵² 児島秀樹「英国奴隷貿易廃止の物語（その 4）：ゾング号事件」『明星大学経済学研究紀要』第 44 巻 2 号，2013 年，27-29 頁。栗原，「奴隷貿易と海上保険」，37-44 頁

ブス (Robert Stubbs) という人物の証言のみに依拠して創り上げられたストーリーであるという事実である。故に、実際に船上で何が起きたかを物理的に検証することは、当時の裁判及び今日の歴史学のいずれの観点からも不可能となっているのである。このことから、海事史家のニコラス・ロジャー (Nicolas Rodger) はあくまでも私見と前置きした上で、当時アメリカ独立戦争において交戦中だった敵国のフランスもしくはスペインがカリブ海に領有していた植民地に対し、ゾング号が奴隷の密輸を行っておりその密貿易の事実を隠蔽するために、航路ミスと水不足により奴隷を投棄したという事件そのものをでっち上げたのではないかとする、半ば陰謀論めいた推論を提示している²⁵³。だがここで重要なのは、当時の法廷が事件自体は実際に起こった出来事であるという前提で審理を進め、またシャープを始めとする世論も事件を事実として受け止めていた事である。

ここからは、そのゾング号事件にシャープが関わるようになった経緯を概観する。今日的な感覚から言えば、ゾング号事件は大量殺人行為以外の何物でもないのは明白である。しかしながら同時代において、この事件は前述した奴隷の大量投棄という行為自体が罪に問われて表面化したわけではなかった。何故ならばあくまでも奴隷は積荷扱いであり、例えそれを生きたまま投棄して溺死させたところで物損事故にはなっても、殺人には当たらなかったのである。それでは

²⁵³ Lyall, *Granville Sharp's Cases on Slavery*, pp. 83-85

何故、ゾング号事件は社会的な注目を集めるに至ったのだろうか。そのきっかけは、船主であるグレックソン・シンジケート側が事件により生じた損失を補填するために、トマス・ギルバート (Tomas Gilbert) ら保険請負人らに対して、海上での危険 (perils of the sea) により奴隷を投棄せざるを得なかったとして、奴隷 1 人当たり 30 ポンドの保険金支払いを申請したことだった。この請求に保険請負人側は異を唱え、支払いの是非は王座法廷による裁判 (*Gregson v Gilbert*) によって争われることになり、1783 年 3 月 5 日にロンドンのギルドホール (Guildhall) にて審理が行われた。

この審理についての記録は残念ながら現存していないが、後述する 5 月 21 日及び 22 日の審理の内容から、概ね次のような議論が交わされたと推測することが出来る。この審理において争点となったのは、奴隷の投棄が絶対的に必要不可避 (absolute necessity) だったか否かに関してだった。原告のグレックソン・シンジケート側は訴状において、

上記の船舶 (ゾング号) は、ジャマイカ到着前に、海の危険によって、猛烈かつ逆行する風や海流及び他の不幸によって、危険かつ水漏れが生じ (foul and leaky)、航海を妨げられ、遅延させられた。それによって大量の水が消費されざるをえず、失われた。そして、上記の航海において、ジャマイカ島へ到着前に、すなわち 1781 年 11

月 29 日には十分な水の供給量が、航海の残りの期間、船長と船員達及び積載された奴隷達の生命を保存するために残されていなかった。船長と船員達は、彼ら自身の生命と残りの黒人奴隷達の不可欠な生存のために、そして水不足によって、150 人の黒人奴隷達を海上に投棄せざるをえなかった。そうしなければ、彼らは生存できなかつたであろう²⁵⁴。

として、真水の絶対量が不足していた以上、生き残っていた船員たちや健康状態の良かった奴隷たちを生存させるために、助かる見込みの無い衰弱した奴隷たちを投棄したことは正当化されると主張した。最終的に陪審は、グレックソン＝シンジケート側への総額 3960 ポンドの保険金支払いを認める決定を下した²⁵⁵。

この審理の結果は、1783 年 3 月 18 日に『モーニングクロニクル・アンド・ロンドン・アドヴァタイザー (*Morning Chronicle, and London Advertiser*)』紙に掲載されたのだが、この記事がグスタヴァス・ヴァッサという元奴隷の自由黒人（第 1 章第 4 節参照）の目に留まったことが、ゾング号事件が社会的な注目を集める転機となった。後に奴隷制廃止運動が興隆する最中の 1789 年に、幼少期に奴隷狩りに遭ってカリブ海に売り飛ばされたアフリカ人「オラウダ・エクイアーノ」

²⁵⁴ Ibid., pp.241-242. 栗原, 「奴隷貿易と海上保険」, 113-114 頁.

²⁵⁵ 栗原, 同上論文, 108-109 頁.

として、不遇な境遇から身を起こして自力で自身の自由を主人から買い戻し、そしてキリスト教信仰に目覚めていくという数奇で波乱に満ちた半生を綴った自伝『アフリカ人、イクイアーノの生涯の興味深い物語』を出版して一躍時の人となるヴァッサは、新聞記事ではごく簡潔に記されていた同胞たちの大量虐殺という事実に憤慨した。そして翌3月19日に彼は、かつて主人に拘束された友人の救出を依頼して以来の知己だったシャープの元を訪れ、新聞記事を見せ事件の存在を知らせた。ヴァッサと同様に事件の凄惨さに衝撃を受けたシャープは、すぐさまオグルソープやポータウスといった社会的影響力のある友人たちに面会し、ゾング号事件の存在を知らせ政治問題化しようと試みた²⁵⁶。

そうした最中、先の審理結果に不満を持つ保険請負人側が裁判所に異議申し立てをしたことにより、改めてこの事件の審理が王座法廷にて行われることになり、これを耳にしたシャープは保険請負人側弁護団と接触してその顧問に就任し、5月21~22日にウエストミンスター・ホール（Westminster Hall）で開かれた第2回目の審理を、速記者を伴い傍聴した。11年前のサマセット裁判に続き、またもや奴隷制絡みの裁判に判事として携わることになったマンズフィールド卿は、5月21日の審理の冒頭説示において、陪審が原告勝訴の評決を認定するに至った3月5日の審理を要約した。ここからは、マンズフィールド卿は本件

²⁵⁶ Hoare, *Memoirs of Granville Sharpe*, p. 236

をあくまでも損害賠償と保険金支払いに関する民事事件として扱っていたこと、事件の事実関係に疑念を抱いていたことが示される。

これは、アフリカ沿岸からジャマイカ島に向かうゾング号という船舶に関する保険証券の事件である。双方の側で尋問された証人は1人しかいない。それは非常に特異な事件であり、私は彼らが依拠した理由を理解できない。彼らは一人の証人、スタッブスという人物を召喚した。(中略) ……彼の判断によれば、船長は正しいことを行ったという。船長は危機的な必要性下に置かれ、奴隷達を残りの人達を保存するために海上に投棄しなかったならば、彼ら全員が水不足から死ぬであろうことを恐れていた。要するに、黒人達を投棄する絶対的必要性が存在した。そして、実際には、重大な不幸は、ジャマイカをヒスパニオラと間違え、航路外に彼らを運ぶという誤りから生じた。陪審は原告勝訴を認定し、残りの人達を救うために海上に投棄された数の奴隷達の価値を認めた。陪審に委ねられた問題は、それが必要性からであるのかどうかである。というのは、奴隷達の事件が馬が海上に投棄された事件と同じであることに、彼らは疑いを持たないからである。それは極めて衝撃的な事件であるが。

この問題は、奴隷達を残りの人達を救うために海上に投棄する絶対

的必要性があったのかどうかであり、陪審はそれが存在したという意見であった。我々は事件の新しさから理由開示命令を認めた。私には彼らが依拠した理由がわからない²⁵⁷。

グレックソン＝シンジケート（原告）側は、ゾング号が水不足によって黒人奴隷達を海上投棄せざるをえない絶対的必要性下に置かれており、黒人奴隷達の海上投棄は保険者が負担する海の危険によって生じた損失に当たると主張した。それに対し保険請負人（被告）側は絶対的必要性そのものを否定し、船長がジャマイカ島をヒスパニオラ島と間違えたことが航海を長期化させ水不足を生じさせた要因であったと主張し、保険者が負担する海の危険による損失に当たらないと反論していた。3月5日の審理では、ゾング号の乗客であったスタッブスが証人として召喚され、彼の証言だけが唯一の証拠とされた。スタッブスの証言が絶対的必要性下の船長の行動を容認するものであったので、マンスフィールド卿はスタッブスの証言を証拠として要約し、陪審も原告勝訴の評決を認定した。黒人奴隷を馬と同等の積荷と捉え、本件を財産損失とその保証に絡んだ民事裁判として扱うことは、マンスフィールド卿も陪審も共に異議はなかったことが窺える。

²⁵⁷ Lyall, *Granville Sharp's Cases on Slavery*, pp. 244-245. 栗原, 「奴隷貿易と海上保険」, 111-112 頁.

その一方で、マンスフィールド卿自身は3月5日の審理に問題点を感じていたことが、「私は彼らが依拠した理由を理解できない」と2カ所で言明されていることから窺える。その1つは、たった一人の証人の証言だけが事件の唯一の証拠とされたことである。コモン・ローでは「一人の証人であっても信用性があるならば、陪審にとっても個別的事実の十分な証人である」として認められており、陪審はスタブスの証言とその信用性だけに依拠して評決を認定したが、この審理において信用性に疑いのある証人を唯一の証拠として審理を進めたことについて、マンスフィールド卿は懸念を示していると思われる。もう1つは、マンスフィールド卿がグレックソン＝シンジケート側の勝訴を認定した陪審評決に疑問を抱いていたことを意味し、陪審評決を判決として確定する前に理由開示命令によって陪審評決が認められない理由を被告側に改めて申し立てさせ、審理することにしたわけである。これが5月21日、22日の2度目の審理の課題であった²⁵⁸。

マンスフィールド卿の冒頭説示の後、保険請負人側の弁護士たちは先の審理でのグレックソン＝シンジケート側勝訴の陪審評決に対して、証拠に反する陪審評決を理由に新たな陪審による新たな審理を要求した。中でも重要な争点となったのは、前回の審理に引き続き絶対的必要性をめぐってであった。

²⁵⁸ 栗原，同上論文，112-113頁。

前述のようにグレックソン＝シンジケート側は、海の危険によって生じた航海の遅れが水不足をもたらし、黒人奴隷達を他の人達の生存のために海上に投棄せざるをえない絶対的必要性下に置かれたとし、海の危険を訴訟原因として主張した。当時の海上保険法では、海の危険によって生じた損失は共同海損（*general average*）の慣習に基づき保険者が被保険者に対して負担する損失とされており、グレックソン＝シンジケート側はこの慣習に依拠したからであった。3月5日の審理ではグレックソン＝シンジケート側証人のスタッブスにより、衰弱した黒人奴隷達の海上投棄が他の奴隷と船員を救うため絶対的必要性下で行われたと証言がなされ、これを陪審は証拠として保険金支払いを認める判決を下した²⁵⁹。これに対し保険請負人側弁護士ダヴェンポート（*Mr. Davenport*）は

スタッブスが与えたその部分の説明や証拠は、彼らは不安定な天候、多様な風、なぎ状態によって長い航海をしたということであり、いかなる海の危険もなかった。船舶を危険かつ水漏れを生じさせる猛烈かつ逆行する風も、海の危険も存在しない²⁶⁰。

として、スタッブスが海の危険を示す客観的且つ具体的な事実や状況を証言していないとして、以下のように反論を展開した。その要点は主として、船側の判

²⁵⁹ 栗原，同上論文，114-116頁。

²⁶⁰ Lyall, *Granville Sharp's Cases on Slavery*, p. 248. 栗原，同上論文，115-116頁。

断ミス・証言の不確かさ・商売上の戦略の3点に集約出来る。

まずダヴェンポートは、積荷である黒人奴隷たちがアフリカ出航時には442人だったのに対し、その後の航海で62人が死亡したために11月29日時点では380人に減少していた事実に着目し、この人数減によって彼らの生命維持に必要な真水の量は当初の想定よりも減少していたはずであると主張した。また、水不足が懸念される場合には水の配給を少なめにすることが海の慣習とされたが、ゾング号では11月29日まで飲料水が少なめに配給されなかったという事実、並びに同日ゾング号はジャマイカの西30リーグ（約120マイル）の海上にいたと推定されているが、そうだとすれば同船は30時間以内にグランド・ケイマン諸島（Grand Camans）に到達出来る位置にいたことになり、進路を北に変えれば真水が尽きる前に同島に到着出来たという事実も指摘し、ゾング号が危機的状況に陥ったのは船長を始めとする乗組員側のミスであると強調した²⁶¹。

次にダヴェンポートは、グレックソン＝シンジケート側の証言が抱える問題点について指摘した。民事裁判において、原告側は訴状に記載された訴訟原因を構成する事実と状況を証拠によって証明することが重要となる。しかし、この裁判においてグレックソン＝シンジケート側は、ゾング号の航海日誌はコリングウッド船長の死後に失われたとし、また船位算出器具や羅針盤といった航海中

²⁶¹ Ibid., pp. 245-249. 栗原, 同上論文, 115-116頁.

に船の位置を測定するために使用される器具類も同船には装備されていなかったとして、ゾング号の航海の事実と状況を証明するために必要とされる書面証拠や物的証拠は一切提出されなかった。その代わりにグレックソン＝シンジケート側が依拠したのが、乗客だったスタッブスの証言だった。だが、航海日誌は原則として船名や船長が変更されても受け継がれるはずのものであり、またゾング号の一等航海士だったジェームズ・ケルサル（James Kelsall）は、イギリス本国に帰国していたにもかかわらず証人としては採用されず、保険請負人側弁護士たちとの接触も拒否された。これらの事実からダヴェンポートは、証拠の妥当性について疑問を投げかけた。

船長は死亡したが、多くの人達が生存している。航海士はリバプールから連れてこられ、審理の2,3日前にロンドンで目撃されていた。

彼は姿を隠したので、召喚令状が出されたが、ウォーレス（被告側アトニー）は彼に会うことができなかった²⁶²。

さらにダヴェンポートは、船長が奴隷達を海上投棄したのは絶対的必要性からではなく、ジャマイカを見失ったことで市場が失われたと考えたからであると指摘し、病気の奴隷たちが最初に捨てられたのは彼らが少ない金額で売られ

²⁶² Ibid., p. 250. 栗原, 同上論文, 121 頁.

るはずだからで、より健康で金銭的価値のある奴隷たちよりも前に捨てられたのは意図的な判断によるものであると主張した。何故なら海上保険法では、航海中の奴隷の死（自然死）は保険請負人達が負担する損失ではなく奴隷の所有者が負担する損失であるが、海の危険による損失であれば、その損失は保険者によって負担されるからである。よって、航海がさらに長期化することによって生じるであろう奴隷たちの損失（自然死）は、絶対的必要性の下に奴隷たちを海上投棄することによって海の危険による損失に変えられ、その損失を奴隷の所有者ではなく保険者によって負担させることが出来るというわけである²⁶³。

その中でも、保険請負人側弁護士たちが保険者によって負担されない損失の根拠として強く主張したのは、ゾング号が水不足に至った原因についてであった。保険請負人側弁護士たちは、黒人奴隷たちの海上投棄の原因とされる水不足は、ジャマイカ島をイスパニオラ島と間違えて西へ進んだことや、水不足が判明したときに補給のために近くの島に行かなかったことなど船長や航海士の人為的ミスによって生じたのであって、究極的にはゾング号が黒人奴隷達を海上投棄する以外に選択肢がない絶対的必要性下に置かれたという船長の状況判断そのものが船長の判断ミスであると指摘し、「生じたとされる水不足は、船舶が委ねられた人達の大失敗、誤り、無知に帰せられ、それは証券の範囲内の危険では

²⁶³ Ibid., pp. 251-252. 栗原, 同上論文, 116-117 頁.

ない。それは船舶の所有者に帰せられ、保険請負人に負わされない。」として、保険者が損失を負担する海の危険によって生じたのではないと主張した²⁶⁴。

続いて、同じく保険請負人側弁護士のパゴット (Mr. Pigot) が弁論に立った。彼の主張は、概ね前任者のダヴェンポートの述べた内容を踏襲したものだったが、その中で際立っていたのが積荷の奴隷たちもまた我々と同じ人間であると強調した、下記の一節だった。

ある人の生命は、肌の色がどうであれ、別の人の生命と同じである。

水不足が存在するならば、彼は残されたものに権利があり、彼の生命のための公平な機会が与えられている。当裁判所あるいは陪審の裁判所は、これらのジェントルメンがこのような状況下で生きている 130 人を次から次に引きずりだし、海に投棄する権利を有すると言うだけの覚悟があるのか？²⁶⁵

そしてパゴットは「私は、人類のために、裁判官閣下が別の陪審の訂正を受けるべきであるという意見であろうことを固く信じている」と弁論を結んだ。この事件におけるゾング号側の行為が器物破損ではなく殺人であることを強調したこの主張は、顧問として加わったシャープの影響を受けたものと推測出来る。

²⁶⁴ 栗原，同上論文，117 頁。

²⁶⁵ Lyall, *Granville Sharp's Cases on Slavery*, p. 259. 栗原，同上論文，119 頁。

最後に、同じく保険請負人側弁護士のヘイウッド (Mr. Heywood) が弁論に立った。彼は先述したウォーレスを通じて改めて証人のスタッブスを尋問した結果、以下のような新事実が明らかになったと証言した。

11月29日に、彼らは60人ほどの奴隷達を海上に投棄した。11月30日にも多くの奴隷達が海上に投棄された。60人がすでに病死し、11月29日には奴隷達はその数を減らしていたことを思い起こすことを裁判官閣下にお願ひする。2日後の12月1日に雨が降った。これは12月1日のことである。神からの雨が天から送られた²⁶⁶。私は、水不足がありえない降雨後に26人が投棄されたと述べたが、その数は36人であったと告げられ、10人は投棄されることを予想して自ら飛び込んだとされている。降雨後に36人が投棄されたのである。スタッブス氏はそれについて証拠を与えることを怠った²⁶⁷。

すなわち、奴隷の海上投棄開始から2日後の12月1日に降雨があったにもかかわらず、さらに26人の奴隷が投棄され、加えて10人の奴隷が自ら海に身を投げたというのである。これは3月5日の陪審評決後に、投棄された奴隷達の人数と状況の再調査をヘイウッドから依頼されたウォーレス (被告側アトニー) が、

²⁶⁶ Ibid., p. 262. 栗原, 同上論文, 125頁.

²⁶⁷ Ibid., p. 264. 栗原, 同上論文, 125頁.

スタッフスに質問したときに明らかになった新事実だった。この新証拠は法廷外で新たに採取された証言であるが、宣誓供述書も作成されたと思われる²⁶⁸。

ヘイウッドによって提示された奴隷の投棄中に降雨があったとする新証言は、この審理の行方を左右する重大な事実だった。何故ならこの新証言は、降雨によって水不足が解消された後に失われた 36 人が、グレックソン・シンジケート側が主張する絶対的必要性によって失われた犠牲であることを疑わせるものであったからである。特に、3 月 5 日の審理の裁判官であったマンズフィールド卿はヘイウッドによって示された新証拠に驚きを隠せず、5 月 22 日の審理において次のように発言した。

ヘイウッド氏によって述べられたことは、私は実際には知らされていない事実である。降雨後の 1 日に投棄された数を合算した結果、補償が求められる数に 36 人の奴隷達が加えられた。(中略) ……彼らが降雨から水を得たのちにどれだけの人達を海上に投棄したのかは、説明されていない重要な状況である²⁶⁹。

マンズフィールド卿はこの新証言を、これまでの審理の経過を覆しかねない新事実として認定し重要視する姿勢を示したのだった。そしてヘイウッドは前任

²⁶⁸ Ibid., pp. 264-265. 栗原, 同上論文, 125 頁.

²⁶⁹ Ibid., p. 283. 栗原, 同上論文, 126 頁.

者のピゴット同様に、本件を人道的見地から裁くよう希望して弁論を結んだ。

裁判官閣下がこれら所有者のために決定を下すならば、数百万の同胞が今後はその判決の犠牲になるであろう。いかなる理由を述べることなく、船長の誤りを述べることなく、裁判官閣下が新たな審理を認めるであろう種類の事件であるといっても言い過ぎではないと私は考える²⁷⁰。

以上のような保険請負人側弁護士たちの主張に対して、グレックソン＝シンジケート側の弁護士たちは以下のような反論を展開した。まず1人目のジョン・リー²⁷¹は、事件の非道さを人道的観点から強調した保険請負人側弁護士たちに対し、本件をあくまで財産に関わる民事訴訟として扱うべきであると主張した。

投棄された黒人という同胞の一部は我々の法によって財産の対象とされた。それについては疑いはない。裁判官閣下もご存知のように、西インドにおいて我々に属する植民地では、彼らは物的財産であり、法定相続産であるという事実を否定することはできない。この証券はそれを保証している。彼らが財産であると証券が保証することを

²⁷⁰ Ibid., p. 266. 栗原, 同上論文, 120 頁.

²⁷¹ John Lee(1733-1793).

争うまで議論が進んだことは奇妙なことである²⁷²。

そして、黒人奴隷達の海上投棄によって生じた損失はゾング号の保険証券に記載された海の危険によって生じた損失であり、保険者によって負担される損失であると繰り返し主張した。

裁判官閣下はご存知のように、これは動産の商品の事件であり、実際には保険のために商品を投棄した事件なのである。彼らは保険の目的では商品であり、財産である。それが正しいか間違いかは我々には関係ない。この事件には、避けられない必要性があったということほど説得させるものはない。この財産、すなわち同胞達が海上に投棄されたが、残りの人達の生存のためであるのか、そうでないのか、それが問題である²⁷³。

また、2人目のチャンブル (Mr. Chambre) は5月22日の審理において、投棄中に降雨があったとするヘイウッドの主張に対して、それだけでは海の危険を揺るがすような決定的な事実にはなりえないとして、以下のように反論した。

雨という天からの援助にもかかわらず、投棄された全ての数にもか

²⁷² Ibid., p. 268. 栗原, 同上論文, 128頁.

²⁷³ Ibid., p. 269. 栗原, 同上論文, 128-129頁.

かわらず、彼らを航海の目的地に運ぶためには、水の量は半分も 4 分の 1 もなかった。雨は 1 日か 2 日にすぎず、降雨量は船の供給に充分ではない²⁷⁴。

そして前任者のリー同様、本件を海の危険によって生じた不可避の事態であり、再び新たな審理を行う必要はないと主張した。

船長は慎重かつ注意深く行動した。彼は敵の港から距離を置いていた。彼は船の保存のために必要であると考えた。事件は、いつも以上に予想以上に激しく動く海流の結果として生じた。それが、スタブスが彼の証拠において海流によって明白に証明した事実である。船は海流によってヒスパニオラ島からはるか遠くまで運ばれ、その結果が 1 カ月近い航海の遅れであった²⁷⁵。

ここまでの保険請負人側及びグレックソン・シンジケート側双方の弁護士たちの弁論内容を簡潔にまとめると、保険請負人側はゾング号が奴隷を投棄するに至った原因は海の危険ではなく船側が犯した数々の判断ミスによるもので、保険金支払い義務はないと一様に主張し、さらに本件を殺人事件であると糾弾

²⁷⁴ Ibid., pp. 284-285. 栗原, 同上論文, 131 頁.

²⁷⁵ Ibid., pp. 288-289. 栗原, 同上論文, 132-133 頁.

した。これに対しグレックソン・シンジケート側は、あくまでも本件を物損事故であると強調し、そして海の危険により奴隷投棄は不可避だったとする従来からの主張を繰り返した。

双方の弁論が終わった後、主席判事のマンズフィールド卿はこの事件を改めて陪審を召集し直した上で、再度審理するように命じた。

(前略) ……私は(証人の)再尋問(Reexamination)に明白に値すると思う。今回に出され、審理の時には出されなかった異議には特別の重要性がある。すなわち、あなた達(原告側)は訴状の中で海の危険を主張し、それがこの必要性の理由であったと主張するが、それは事件の事実と反している。(中略) ……遅れの原因は、船長がヒスパニオラ島とジャマイカ島を間違えたことである。(中略) ……彼らが間違いをしなかったならば、何ら必要性もなかったであろう。もしも、陪審が評決を考えるときに、降雨後に非常に多くの黒人達が海上に投棄されたと考えていたならば、黒人達がどのようにして投棄されるに至ったのかについての説明がないので、ヘイウッド氏が述べたことは極めて重要な状況である。異なる事実が主張されているからである。(中略) ……再尋問の理由だけにもとづき、新たな

審理に入るべきであると私は考える²⁷⁶。

マンスフィールド卿が再審理を行うよう決定した理由は、以下の 2 点である、まず 1 点目は、航海の遅れと水不足を生じさせた原因は船長がヒスパニオラ島とジャマイカ島を間違えたことであると判断したことである。訴状ではグレックソン＝シンジケート側は、「海流と逆風によって、船舶が危険かつ水漏れが生じ、」それが航海の遅れに繋がり水不足を生じさせた原因であると主張してきたが、この 2 日間の審理の結果マンスフィールド卿はこれを妥当性に欠いているとし、むしろ保険請負人側の主張に軍配を挙げたのだった。次いで 2 点目は保険請負人側弁護士のヘイウッドにより提出された、降雨に関する新証言である。先述のように 3 月 5 日の陪審評決では、絶対的必要性によって海上投棄された 132 人の奴隷達に対する保険金の支払いが認められた。しかし、この 132 人には降雨後に海上に投棄された 36 人が含まれることがヘイウッドによって証明されたために、彼らが海上投棄された状況を改めて審理することが必要と判断したわけである²⁷⁷。しかし一方で、マンスフィールド卿は冒頭説示で述べたようにゾング号事件をあくまでも船舶の積荷物損事故として扱う姿勢を貫いた。これによって、奴隷の投棄という行為自体は今回の訴訟において訴追の対象とはなら

²⁷⁶ Ibid., p. 289. 栗原, 同上論文, 135-136 頁.

²⁷⁷ 栗原, 同上論文, 136 頁.

ないことが示される共に、奴隷制に対する司法判断を示すことをマンスフィールド卿はまたもや巧みに回避したのだった。

結果的に、当面の保険金支払いの回避に成功した今回の審理は、保険請負人側にとって十分に勝訴と呼べる内容だった。だが、生きたままの奴隷を海上に投棄されたという事実には憤慨し、保険請負人側に顧問として加わり裁判に携わったシャープにとっては、被告側弁護士に助言し事件の非人道性を積極的に強調する戦略²⁷⁸に打って出たにもかかわらず、裁定の場においてはそれが全くの不問に処されたことは強烈な不満を抱かせるに十分だった。これを受けてシャープは、まず7月2日に海事事件全般を扱う海軍本部 (Admiralty) 委員会に宛てて、本件は殺人事件であり船員たちを殺人罪で起訴するよう嘆願する書簡を、裁判での速記録を元に事件のあらましを記した付録の書簡と共に送付した。次いで7月18日に、首相のポートランド公²⁷⁹宛てに即刻奴隷貿易を廃止するよう嘆願する書簡を前述の海軍本部宛て書簡の写しを添付し送付した。この書簡においてシャープはポートランド公に対し、1772年に前任者のノース卿に植民地の奴隷制と奴隷貿易廃止を嘆願する書簡を送付したことを引き合いに出し、その後西インドを立て続けに襲ったハリケーン²⁸⁰と、北アメリカ大陸の大多数の植民地

²⁷⁸ Lyall, *Granville Sharp's Cases on Slavery*, p. 259, p. 266. 栗原, 同上論文, 119-120 頁.

²⁷⁹ William Henry Cavendish Cavendish-Bentinck, 3rd Duke of Portland (1738-1809). (在任 1783、1807-1809)

²⁸⁰ 1780年から1786年にかけて、カリブ海諸島を計5回にわたって襲ったハリケーンの

の離脱を、神からの深刻な警告と捉えるよう促した。続いて、このような惨事を引き起こす元凶となった腐敗と不正が一向に正されず、如何なる改革もなされていない現状に対しシャープは強い不満を表明し、その中でも（シャープに拠れば）国家的な悪徳で最大のものである奴隷貿易が今なお議会の権威の名の下に行われ、また奴隷制も維持され続けていることに特に憤慨し、そして奴隷貿易と西インドにおける奴隷制の廃止こそ絶対的に必要不可欠であると主張した²⁸¹。

だが、結局ゾング号事件関係者が殺人罪で訴追されることはなく、また奴隷貿易廃止に向けた具体的な政治行動もなされないままに終わり、いずれの書簡も実を結ぶことはなかった。前述のようにアメリカ独立戦争が終結間近だった当時、奴隷制問題への関心は薄れつつあった。加えて商業利害の上でも、問題のある奴隷の投棄が日常茶飯事だった当時、もし仮に本件を殺人事件として扱おうものならば、奴隷貿易全体に計り知れない影響を及ぼすのは不可避だったからである。加えて、当時のイギリス政界は 1782 年 3 月にアメリカ独立戦争敗北の責任を取りノース卿が首相を辞任してから、後に 20 年近い長期政権を率いることになる小ピットが首相に就任する 1763 年 11 月までのわずか 2 年足らずの期間に首相が 4 度も交代するという、憲政史上稀に見る混乱期にあった。尚且つ

事。特に 1780 年 10 月のハリケーンは、カリブ海全域に甚大な被害をもたらした。ジェームズ・ウォルヴィン、池田年穂訳『奴隷制を生きた男たち』水声社、2010 年、200-201 頁。

²⁸¹ Lyall, *Granville Sharp's Cases on Slavery*, pp. 297-305

当時のポートランド政権は、その実内相のノースと外相のフォックスが政権奪取目的で野合し成立した連立政権であり、その御飾りとして擁立されたポートランド公に実権はなかった。そのような事情を鑑みれば、彼の嘆願が実を結ばなかったのはやむをえなかったといえる。

このゾング号事件は、当初決して広範な社会的注目を集めたわけでは無かったが、同時代の奴隷制廃止論者の著作では度々取り上げられた。例えばジェームズ・ラムジー（第1章第1節参照）は、1784年出版の『イギリスの植民地におけるアフリカ人奴隷の境遇と改宗に関する試論』において事件に言及した²⁸²。またトマス・クラークソン（第1章参照）は、彼が奴隷制廃止運動に生涯を捧げる出発点となった1785年のケンブリッジ大学の懸賞論文「奴隷制と人類、特にアフリカ人の売買に関する考究」で、ゾング号事件とシャープの活躍について言及した²⁸³。そして奴隷船船長から国教会聖職者へ転身した異色の持ち主であり、讃美歌『アメージング・グレース (*Amazing Grace*)』作詞者として知られるジョン・ニュートン²⁸⁴は、かつて奴隷貿易に携わった自身の経験を元に、奴隷貿易の悲惨さ・非人道性・不利益について論じたパンフレット『アフリカ奴隷貿

²⁸² James Ramsay, *An Essay On The Treatment And Conversion Of African Slaves In The British Sugar Colonies*, London, James Phillips, 1784, p. 36

²⁸³ Thomas Clarkson, *An Essay On The Slavery And Commerce Of The Human Species, Particularly The African, Translated From A Latin Dissertation, Which Was Honoured With The First Prize In The University Of Cambridge, For The Year 1785, With Additions*, London, James Phillips, 1786, p. 131

²⁸⁴ John Newton (1725-1807).

易に関する考察』(1788年)において、下記のように述べている。

これよりももっとひどい話もあります。例えば、保険会社にその損害を補填させるために、船上の真水が少なくなったときに、100人以上の成人奴隷が船外に一度に放り出されたという——もしこれとは逆に、奴隷たちが船上で死んでいたら、その損害は船主にふりかかっていたに違いありませんが——あまりにも真実性があって否定しがたい、気がふさぎこんでしまうようなひどい話です²⁸⁵。

著書中では具体的な船名等には触れていないものの、原著に付属している脚注には「先日ギルトホールで開催された裁判」との記述があることから、この一節がゾング号事件を指すことは明らかである²⁸⁶。後に奴隷制廃止運動が大衆的な盛り上がりを見せるにつれ、同事件は奴隷制が内包する非人道性を象徴する事例として繰り返し引き合いに出されるようになっていった²⁸⁷。

また、1788年にイギリス議会で成立した奴隷貿易法 (Slave Trade Act, 1788) においては、トン数当たりの奴隷積載人数に制限が加えられたほか、第12条に

²⁸⁵ John Newton, *Thoughts Upon The African Slave Trade*, J. Buckland, London, 1788, p. 12 (邦訳: ジョン・ニュートン, 中澤幸夫訳『「アメージング・グレース」物語 ゴスペルに秘められた元奴隷商人の自伝 増補版』彩流社, 2012年, 244頁.)

²⁸⁶ Ibid. 但し、同注では事件について「新聞報道でしか知らない」と説明しており、実際にその記述中には「船外に一度に放り出された」という事実誤認が散見される。

²⁸⁷ James Walvin, *The Zong: A Massacre, The Law & The End Of Slavery*, London, Yale University Press, 2011, p. 207

において奴隷船における奴隷の死亡によって生じた損失は「海上での危険」を例外として保険金請求の対象外となることが明記されるなど、ゾング号事件の教訓が反映された内容となった。特に後者の保険金請求規定は、1793年及び1798年の同改正法にも踏襲された²⁸⁸。

これらの事実を鑑みるに、ゾング号事件に関するシャープの活動は直接的で即時性のある効果を及ぼすことは出来なかったものの、後世において無視出来ない影響を残すことにはある程度成功したとすることが出来る。なお、前述したシャープの海軍本部宛て書簡は、ホーアの *Memoirs* に転記された他、国立海事博物館 (National Maritime Museum) にも所蔵されていたことがこれまで判明していた²⁸⁹。しかし序論で述べた通り、清書版の写しが大英図書館で発見されたことから、シャープは同書簡の出版を計画していたのではないかとされる。もし書簡公刊が実現していれば、彼の同時代及び後世の評価も変わった可能性がある²⁹⁰。仮にシャープ自身は出版を意図していなかったとしても、ゾング号事件において彼が見せた以前の法廷闘争と変わらぬ熱心さは、彼が一貫して奴隷制問題への関心を失わずにいたことの証左であると言える。そしてこれとほぼ同時期、シャープは奴隷制廃止という自身の理想を実現するために、アフリカにおける

²⁸⁸ Lyall, *Granville Sharp's Cases on Slavery*, pp. 78-81, pp. 388-393

²⁸⁹ Hoare, *Memoirs of Granville Sharpe*, pp. 242-244, Appendix pp. xvii-xxi, Lyall, *Ibid.*, pp. 297-305

²⁹⁰ Faubert, *Granville Sharp's Uncovered Letter*.

植民地建設を構想し始めたのだった。

それでは、本章の小括に移る。シャープはアメリカ植民地を巡る政治危機において、反奴隷制という目的のためにアメリカ側を擁護した。その理由は、彼がイギリス本国における「奴隷制」と植民地における専制を同根のものとして捉え、それらによって神罰がもたらされることを深刻に懸念していたからだった。この時点の彼の反奴隷制運動は、奴隷制はコモン・ローに反する制度であるという当初の信念から、世俗の法のみならず「神の法」にも背くものであるという道徳的・宗教的な理念に基づくものへと発展し、イギリス国内のみならず大英帝国全体の改革を試行するようになっていった。アメリカ独立戦争勃発を契機に、シャープは大英帝国全体での奴隷制廃止のためこれまで以上に精力的な著作・ロビー活動に乗り出し、一定程度の賛同者獲得に成功した。しかし、彼の活動はあくまでも個人的なコネクションを基盤としたものだったために社会的な広がりや欠き、結果運動の大衆化には失敗した。独立戦争以後シャープの奴隷制関連の著作は減少するが、それは決して奴隷制への問題関心の喪失を意味するものでは無かった。その一つの証左となるのがゾング号事件である。同事件に絡んだ保険金訴訟への関与や、事件を殺人事件として政治問題化しようとする各種有力者への働きかけ等の積極的な行動からは、シャープが奴隷制問題に一貫して関心を持ち続けていたことが証明される。そして同事件により改めて奴隷制の非道さを

認識したことは、奴隷制廃止以後を見据えたアフリカにおける解放黒人たちのための入植地建設を計画へと繋がっていった。

第4章 シャープの自由黒人のための植民地建設構想

—他の植民地建設との類似性と相違点—

前章ではシャープの関心がイングランド国内から大英帝国全体へと拡大していき、「国制・帝国統治改革運動」の一環として奴隷制廃止を位置付けるようになっていった過程を分析した。これを受けて本章では、1783年にシャープが構想した植民地建設計画である「覚え書き」を分析する。具体的には、計画内容自体を詳細に分析しこれまでに見てきたシャープの思想がどの程度反映されているのかを考察することと共に、他の植民計画と比較する事で理想社会建設のための植民地建設という発想が何処に起源を持つのかを探り、同時にシャープの計画の独自性を明らかにすることである。本章の構成は以下の通りである。まず、これまでの植民地建設を振り返る。具体的には第1節において、大英帝国初期の主要な入植先となったニューイングランドで建設された社会について、植民地建設の背景となった近世イングランド社会の状況にも触れつつ各種先行研究に依拠しながら概観する。次いで第2節において、シエラレオネ植民以前では最も直近に行われ且つシャープの友人ジェームズ・オグルソープが深く関わったジョージア植民地について、主にその建設構想と挫折を軸に各種先行研究に依拠しつつ分析する。続いて第3節において、シャープの「覚え書き」につい

て分析する。転じて第4節において、『素案』とほぼ同時代に立案された、アメリカ独立宣言起草者にして後の第3代合衆国大統領であるトマス・ジェファソンの手による「黒人邦外植民計画」について分析する。そして第5節において、「覚え書き」と他の植民地建設（計画）との共通点・類似点について、シャープの植民地建設計画が何から影響を受け、どのような特異性を有していたのか分析することを目的に考察する。

第1節 近世イングランド社会と植民地建設 —ニューイングランド—

本節では、ニューイングランド植民地について、近世における植民地建設の背景と現地で成立した入植地社会の傾向を探ることを目的に分析する。まずは、入植の背景となった当時のイングランド社会の状況を概観する。

16世紀以降の近世イングランド社会を簡潔に表現するならば、1066年のノルマン・コンクエストを契機として同国において成立した中世封建的な社会構造が、絶え間ない変化の荒波に翻弄され変革していった激動の時代だったといえる。具体的には、まず宗教改革の結果イングランド国教会が成立し、農地の囲い込みにより余剰人口の農村から都市（とりわけ首都ロンドン）への流入が起こった。一方で奢侈品・嗜好品を中心とした内外の商業交易は増加の一途を辿り、そ

してスコットランド及びアイルランドを含めたいわゆる三王国（the three kingdoms）全体を巻き込みブリテン諸島全土に影響を及ぼした内乱が10年近くに渡って続き、それはやがて2度に渡る革命（ピューリタン革命及び名誉革命）へと帰結した。これらの変革の結果として近世イングランド社会は、まずジェントリとヨーマンを中核としたそれまでの伝統的農村社会が解体へと向かい、次いで商業化及び都市化が進展しさらに中央の地方に対する政治的・宗教的干渉が増加し、そして人の移動がより流動化する傾向が強まった。大西洋の諸入植地への移民は、この社会変化の延長線上で行われた行為²⁹¹だった。

このような社会状況下でなされたニューイングランド植民地の建設は、何よりもまず「神に選ばれた人々のコミュニティー」を建設するという、強い宗教的動機に起因するものだった。入植者であるピューリタンたちは、イングランド国内での宗教的迫害からの逃避という消極的な動機だけではなく、自らの手で「千年王国」を建設しようという積極的な情熱にも同時に突き動かされていた²⁹²。加えて彼らの植民活動は、農村共同体の解体や商業化と都市化の進展、さらには中央による地方に対する干渉の増加といった社会的変化の潮流に対する、「本質的

²⁹¹ ジャック・P・グリーン、大森雄太郎訳『幸福の追求 イギリス領植民地期アメリカの社会史』慶應義塾大学出版会、2013年、41-50頁。

²⁹² 岩井淳『千年王国を夢見た革命 17世紀英米のピューリタン』講談社選書メチエ、1995年、52-85頁。

に防衛的で保守的で反動的ですらある²⁹³」反応に基づいていた。初期の入植者たちの約半数は、イングランド東部のイーストアングリア地方の出身であり、家族・集団単位で入植以前の社会的地位をそのまま引き継いで移住した。彼らは、同地で農耕と牧畜を中心とする自給自足的経済体制の樹立を目指し、そして建設したタウン (town) が「平和の王国」となるように心掛けて行動するよう努めた。このことは、初代総督ジョン・ウィンスロープ²⁹⁴が執筆した『キリスト教的自愛の雛形 (*A Model of Christian Charity*, 1630.)』に、中世身分社会を前提とした入植地社会の理想像が描かれていたことから窺える²⁹⁵。

その具体的な事例は次の通りである。まず土地の分配は、「公正さ」と各家族の「分」を考慮した上で行われた。同様にタウン内の役職も「公正さ」を重んじ、過度の競争が生じ住民の不利益とならぬよう特定の家族の責任に委ねられるか、もしくは共同体成員全員の持ち回りで分担された。また、タウンの日常生活において個人の利益は公共の善に従属するものとされ、性的不道徳など共同体の秩序を乱す行為は厳しく罰せられた。そしてタウンにおける最高意思決定機関だったタウン・ミーティングは、多くの場合成人男性の過半数が参政権を保有し一見すると民主的な外見を有していたが、実際には共同体指導者層の権威に対す

²⁹³ グリーン、前掲書、30頁。

²⁹⁴ John Winthrop (1587-1649)。

²⁹⁵ 大西直樹、『ニューイングランドの宗教と社会』、23頁。

る深い敬意が存在し、尚且つタウン内における平和と秩序の維持が最優先の課題であったため、議題のほとんどは全会一致の合意の下で解決（妥協及び対立の回避）が図られ、上訴組織である郡法廷や植民地議会に持ち込まれることは稀だった²⁹⁶。結果としてニューイングランドは、家父長的で集住傾向の強く（相対的に）平等主義的である、共同体意識の強固で自立した安定した社会が成立した²⁹⁷。同時代のイングランド社会と比較しても相対的な社会的平穩の状態を、同地は以後数十年間に渡って持続させることが出来た。

しかし入植後数十年を経過した 17 世紀後半頃から、ニューイングランド社会は徐々に変質していった。まず、健康的な環境と入植者の結婚年齢が若かったことが相乗し、人口が急速に増加した。その結果、入植者の孫・曾孫世代が成人を迎える頃にはタウン内の余剰地がほぼ枯渇し、土地の分配を巡る争いが激化した。紛争調停の場であるはずのタウン・ミーティングでの議論も紛糾し、ついに全会一致の原則は放棄され多数決による決議が導入されるに至った。タウン・ミーティングでの決定に不満を持つ人々は郡法廷に直接訴え出るか、新たに内陸部に建設されたタウン、もしくは発展著しい沿岸部の都市に移住するようになった。また時を同じくして、宗教的情熱の沈滞が顕著となった。当初、ニューイ

²⁹⁶ 金井光太郎『アメリカにおける公共性・革命・国家 タウンミーティングと人民主権との間』木鐸社、1995年、24-61頁。

²⁹⁷ グリーン、『幸福の追求』、25-37頁。

ングランドにおいて正式な教会員として認められたのは、回心を体験しそれを告白した信徒に限られていた。しかし、母国イングランドで迫害に曝されながらも自身の信仰を貫き通した体験を有する入植第一世代はともかく、平和な植民地で生まれ育った第二世代以降は回心経験を有する住人が激減し、いわゆる半途契約（Half-way Covenant）²⁹⁸状態の者を準教会員として認めなければ、教会運営が成り立たないタウンが増加した。信仰心の低迷によりタウン内における調停者だった牧師の権威は低下し、前述の土地争議と相まってますます共同体自身の問題解決能力が損なわれていった²⁹⁹。

このタウンの分裂と並行して、ボストンをはじめ沿岸部諸都市の人口が拡大していった。元々これらの都市は、入植地で自給困難な工業製品の輸入とその代価としての余剰農産物の輸出港という位置付けだったが、創設当初から大西洋の商業ネットワークと直に結び付き、やがて漁業や造船業そして商業全般が著しく発展し、人口の流入や富の集中及び社会階層の分化が進展する結果となった。沿岸部における商業化と階層分化の潮流は徐々に内陸部へ伝播し、元々自給自足的性格が強かったタウンも次第に大西洋商業ネットワークの中へ組み込まれていった。こうしてニューイングランドは元来の凝集力の強い社会的・文化的

²⁹⁸ 「半途契約」の詳細については、グリーン，同上書，84-85頁。

²⁹⁹ 金井，『アメリカにおける公共性・革命・国家』，69-112頁。グリーン，同上書，84-89頁。

秩序が分解し、イングランド本国に類似した商業的で個人主義的な社会へと変化していった。それでもなお、この地域における共同体（意識）はイングランドと比べ強固であり、また入植地建設時の記憶や理念も完全に忘却されてはおらず、とりわけ牧師たちは信仰心の衰えを嘆く説教を頻繁に行っていた。そして入植当初の理念と現状の衰退との間に存在する大きな落差への反省と罪悪感は、ニューイングランドが18世紀中盤に大覚醒（信仰復興）運動の一大興隆地となる下地となった³⁰⁰。

それでは、本節の小括に移る。まず、近世イングランド社会では農村共同体の解体と商業化及び流動化が進展し、その延長として移民が発生した。その中で建設されたニューイングランド植民地は、イングランド社会の現状に対する反発とそこからの逃避欲求、そしてピューリタンの「千年王国」の建設という理想が混ざり合わさった結果成立した。同植民地は数十年に渡る相対的な社会的平穏を実現したものの、予想外の人口増加と商業化の進展によりその社会は徐々に変質していった。

³⁰⁰ しかし大覚醒運動は、覚醒した信徒と旧来の信仰を重んじる信徒の間に修復不能な亀裂を生じさせ、むしろ共同体の解体と社会の個人主義化を加速させた。金井，同上書，81-82頁，113-115頁。グリーン，同上書，89-99頁，109-112頁，128-150頁。

第2節 ジョージア植民地 —オグルソープの建設構想とその挫折—

続いてジョージア植民地の分析を行う。ニューイングランド以後、イングランド人によって数多の入植地が建設されたが、本論文においてその中でも特に同植民地に注目する理由は、ジョージア植民地がシエラレオネ植民以前では最も直近に行われた入植地建設であり、尚且つ入植に至るまでの事情がシエラレオネと類似性が強く、更にはシャープの友人ジェームズ・オグルソープが深く関わったという関係性に拠るものである。本節では、主にその建設構想と挫折を軸に、理想主義的な計画とその限界について考察することを目的に、各種先行研究に依拠しつつ分析する。

同植民地は1732年、国王ジョージ2世³⁰¹の特許状により委託を受けた非営利団体、アメリカにおけるジョージア植民地創設のための受託人会 (Trustees for the Establishment of the Colony of Georgia in America,以後受託人会と表記) が統治する「慈善植民地 (charitable colony)」という、独特な背景を持って創設された。この受託人会の理事には、創設当初18人が名を連ねていたが、その中でも主導的な役割を果たしたのがオグルソープだった。1728年に議会で設けられた監獄に関する委員会 (Goal committee) の委員長に就任した彼は、調査の過程で監獄の

³⁰¹ George II (1683-1760). (在位 1727-1760)

凄惨な状況³⁰²を目の当たりにした。中でも彼の強い関心を引いたのが、怠惰や賭博などの悪徳の報いではなく、不況など経済的な不運により破産した勤勉で善良な人々も数多く収監されているという事実だった。彼らは自堕落な囚人たちとは異なり、機会を与えれば更生可能なはずだった。オグルソープは、同委員会に所属していたパーシヴァル卿³⁰³ら志を同じくする人々と共に、彼らを救済するための植民地建設を構想した。やがてそれは、当時奴隷制プランテーション植民地として発展著しかったサウス・カロライナ植民地³⁰⁴防衛のために、同地とスペイン領フロリダとの中間に「緩衝植民地 (buffer colony)」を建設する計画として具体化していった。

受託人会は特許状の交付前後、寄付や支持獲得を目的に植民地建設の意義を宣伝するための各種パンフレットを発行し、内 1 冊はオグルソープ自身の手によって執筆された。これらの冊子中で主張されているジョージア植民地建設の目的は、まとめると以下の 4 点である。第 1 の目的は都市貧民の救済と自立であり、現在本国で慈善に依存し生活している彼らが入植者として移住し、自営農民として自立することで多大な利益がもたらされることが具体的な見積もりと

³⁰² 当時の監獄の様子については、ジョン・ハワード、川北稔・森本真美訳『十八世紀ヨーロッパ監獄事情』岩波書店、1994 年、235-296 頁。

³⁰³ John Perceval, 1st Earl of Egmont (1683-1748).

³⁰⁴ 西出敬一「南カロライナ黒人奴隷制の成立 —カリブ型奴隷制社会としての諸特徴—」『西洋史学』第 133 号、1984 年、21-23 頁。

共に何度も力説³⁰⁵されている。第2の目的は、サウス・カロライナ植民地の先住民及びフロリダのスペイン人入植者たちからの防衛である。第3の目的は、イングランド本国で栽培不可能な商品作物（具体的には生糸・ワイン等）の生産による輸入品の代替・自給化である。ここでも、ジョージア産生糸がイタリア・フランス産と比べ安価で調達可能であるとする具体的な見積もりが示されている³⁰⁶。そして第4の目的は、貧困や迫害に曝されているプロテスタント³⁰⁷、具体的にはスコットランド高地人や神聖ローマ帝国・ザルツブルク大司教領内のルター一派住民の救済³⁰⁸である。

総じてこれらの記述からは、ジョージアを独立自営の農村共同体植民地とするという理想像が謳われると同時に、入植地建設によってもたらされる実利が強調されている。その理由は、入植地建設における資金的問題に求めることが出来る。当初ジョージア植民地建設・運営の財源は、その理想に共鳴した人々からの寄付を前提としていた。しかしこれが見込みを大きく下回ったため、受託人会は財源の主軸を議会からの補助金に切り替えざるを得なかった。国家から慈善

³⁰⁵ James Edward Oglethorpe, *A New And Accurate Account Of The Provinces Of South-Carolina And Georgia*, 1733, pp. 40-44

³⁰⁶ Ibid, pp. 55-59

³⁰⁷ 三十年戦争以後のヨーロッパではカトリック領主によるプロテスタント領民の迫害・追放がしばしば発生し、その都度プロテスタント系諸国が協力して「同胞」の救済・移住受入れを行っていた。具体的な事例としては、西川杉子「プロテスタント・ネットワークの中のイギリス」近藤和彦編『長い十八世紀のイギリス その政治社会』山川出版社、2002年、115-149頁。

³⁰⁸ Benjamin Martyn, *Reasons For Establishing The Colony Of Georgia*, 1733, pp. 31-34

事業に資金を拠出する以上、その対象となった事業は社会や国家の実益と両立するものとなることが不可欠である。その結果として、事業の大義名分は重商主義的な性格を強く帯びていった³⁰⁹。こうしてジョージア植民地は、独立自営の農村共同体という理想を掲げつつ、植民地運営の成否を当初から政府や市場の動向に依存するという問題点を抱えながら出発した。

1733年に、オグルソープ率いる入植者114人が現地に到着し居住地サヴァンナ(Savannah)の建設を始めるが、当初計画では同所は十人組(tithing)³¹⁰を基本とした都市整備が行われ、居留地内に共有地として果樹園(garden)が設けられ、入植者たちは居住地外に自身の農地を保有することになっていた。さらに1735年には植民地内での奴隷の輸入・売却・使役を禁止し、違反者には50ポンドの罰金を科すとした奴隷禁止法令³¹¹が發布された。当時はイギリス領アメリカ植民地のほぼ全域で奴隷制が認められていた中で、同法令は入植地統治体制と同様にジョージア植民地の特異性を象徴する事例となった。

但ししばしば誤解されることであるが、この奴隷禁止法令は決して奴隷制と

³⁰⁹ 当時の慈善と実益の両義性に関しては、川北稔『民衆の大英帝国』、岩波現代文庫、2008年、195-215頁。

³¹⁰ アングロ・サクソン時代に起源を持ち、全自由民を10人単位の組に編成して連帯責任を課し、同様に全自由民を100人単位で編成し組織した百戸村(hundred)と共に統治の最小単位として機能させるという制度だったが、15世紀頃までには形骸化していた。松村尠・富田虎男、『英米史辞典』、267頁。

³¹¹ 西出敬一「ジョージア植民地の成立と黒人奴隷制 — 「ジェームズ・オグルソープの実験」 —」『札幌学院大学人文学会紀要』第59号、1996年、12-13頁。

いう制度そのものに反対したわけではなかったという点で、後の反奴隷制運動とは性質の異なるものだったことを念頭に置く必要がある。というのも、同法令を発布した受託人会側の意図は主として、辺境防衛のための「緩衝植民地」であるジョージアでの奴隷反乱の防止、そして自営農民たる入植者が奴隷の使役により墮落することや大土地所有者化することの防止にあったからである³¹²。この点ではむしろ、同年に発布された1家族当たりの土地所有を最大500エーカー（約200ヘクタール）に制限し開墾を怠ればこれを没収するとした土地法令、及び植民地内におけるラム酒の製造・輸入・販売を禁止したラム酒禁止法令などと同様に、入植者たちに入植時の理念を順守させそして彼らを統制する目的で運用することを企図したものだった³¹³。

しかしこうした理想とは裏腹に、植民地の発展は停滞した。その原因は、根本的には受託人会の慢性的な財政難に起因するものだった。先述のように受託人会は、その活動資金の大部分を毎年の議会により承認される補助金に依存するという、不安定な運営状態にあった。この状況下にあって、植民地へと送り出す入植者数は当初の想定よりも大きく低迷した。その結果入植者低迷は植民地の開墾の遅延に直結し、それが入植地から上がる税収の不足へと結び付き、ますます

³¹² オグルソープら受託人会の理事数人が王立アフリカ会社に関与していたことも、彼らがこの時点では奴隷制そのものの廃止を企図していなかったことを裏付けている。ダビデイーン、『大英帝国の階級・人種・性』、199頁。

³¹³ 西出、「ジョージア植民地の成立と黒人奴隷制」、10頁。

す「受託人会」の財務状況が悪化するという悪循環にジョージア植民地は陥っていった。加えて前述の慢性的な労働力不足や、入植者の大半が都市の労働者だったことから生じた労働需要と供給の不適合³¹⁴、そして入植地の土壌が主力産品と見込んだ生糸（の生産のため必要な桑）と葡萄の栽培に不適だったことなどが災いし、肝心の農業生産も軌道に乗らなかった。

こうした中で植民地内では、隣邦サウス・カロライナを見習い奴隷の使用を解禁すべきであるとする意見が、主として受託人会の援助を受けずに入植した自費移民（adventurer）たちの間で高まっていった。一方受託人会側は、あくまでも植民地建設時の理念を順守しようと譲らず、両者の間で奴隷解禁論争が勃発した。受託人会の拙い財政事情を察知していた奴隷制解禁派は、その資金の出所である議会に対し積極的なロビー活動を行い、一時は補助金予算を否決させるなどの成果を挙げた。こうした不満分子の横暴を統制出来なかった背景には、受託人会自身の植民地統治能力の不足があった。自営農民による自治に基礎をおいていたとはいえ、受託人会の現地出先機関は非常に小規模なものであり、結果として植民地の統治は「事実上」の総督だったオグルソープという個人に依存せざるをえなかった。そのオグルソープにしても、受託人会への報告や議会でのロビー活動のため度々本国に帰国を余儀なくされる有様で、いきおい植民地統治

³¹⁴ 西出，同上論文， 6-7 頁．及び参考図表 5 参照。

は不安定な体制とならざるをえなかった³¹⁵。

さらに、植民地建設直後に勃発した「ジェンキンスの耳の戦争」(1739~1748、ヨーロッパでの呼称はオーストリア継承戦争)がイギリス側の勝利に終わった結果フロリダからのスペインの脅威が退潮し、これを名目に植民地への財政支援を行ってきた議会の関心が低下した。同時に、植民地の理念に好意的だったロバート・ウォルポール³¹⁶が同戦争勃発の責任を取る形で首相辞任に追い込まれたことも、受託人会にとり大きな痛手となった。こうして八方塞がりの状況に追い込まれた受託人会は、ついに1750年に奴隷禁止法令を撤廃し、さらに1752年には特許状そのものを国王に返還し解散した。こうして王領植民地(Crown Colony)となったジョージアは以後、貧民救済の自営植民地という当初の理想像とはかけ離れた、奴隷労働に立脚し米作と綿花栽培を中心とするプランテーション植民地として急速に発展していった³¹⁷。

それでは、本節の小括に移る。ジョージア植民地は、イングランド本国で零落した貧民の救済と自立を目指す、独立自営の農村共同体植民地という理想の下に出発した。この点においては前節で分析した、同様に理想社会の建設を目指し

³¹⁵ 西出敬一「ジョージア植民地における奴隷解禁論争」『徳島大学総合科学部人間社会文化研究』第10巻, 2003年, 84-91頁.

³¹⁶ Robert Walpole (1676-1745). (在任 1721-1742)

³¹⁷ 西出敬一「ジョージアにおける奴隷制への転換 —土地給与政策と奴隷ヘッドライト—」『立命館文学』第597巻, 2007年, 92-100頁.

たニューイングランドと強い共通性が認められる。しかし、双方の入植の実態は大きく異なるものであった。ニューイングランドへの入植者が概ね理想と信仰を共有する同質性の高い集団だったのに対し、ジョージアへの入植者はそれまで特定の繋がりを持っていなかった都市労働者の集団か、もしくはイングランド外から来た異邦人だった。彼らはあくまでも入植という機会に惹かれて集まった人々であり、入植地建設における理想を共有していたわけではなかった。入植開始時点で既に、計画の提案者（受託人会）と実行者（入植者）の間には深い隔たりが存在していたのだ。さらに資金的な問題から、独立自営を理想に掲げながらその成否を政府や市場に依存せざるを得ないという矛盾を内包していた。これらの構造的問題点は入植後に様々な形で噴出したが、それらへの柔軟な対応力を受託人会が欠いていた結果、ジョージア植民地は入植後 20 年余りでその理想を放棄する事態に至ったのだ。

第 3 節 シャープの「覚え書き」 ―アフリカにおける植民地建設―

前 2 節では 18 世紀末までになされたイングランド人による入植地建設の中で、特にニューイングランドとジョージアという 2 つの事例を分析した。その結果、双方の事例共に建設時は理想主義的な構想が前面に押し出されていたと

いう点、また実際の入植以後に様々な事情が絡んで当初の構想が修正されていたという事実が浮き彫りになった。これを受けて本節では、先述の 2 事例同様に理想主義的な構想が前面に押し出されているという特徴を有するシャープの「覚え書き」の内容を、その理想と特色を考察することを目的に分析する。

前章第 2 節で見たようにゾング号事件を奴隷制廃止運動と絡めて政治問題化しようとしていた最中、これとほぼ同時並行してシャープはアフリカに解放黒人たちのための入植地を建設する構想を抱いていた。それが、1784 年に出版された著書『イングランド国民を百戸村及び十人組に分ける古来の分団についての記述』、以後『分団』) の中に収録された、1783 年 8 月 1 日付の「アフリカ沿岸に設けられるはずの新しい入植地のための先の提案に関する覚え書き」(以後、「覚え書き」) である。

以下、「覚え書き」の内容について分析する。まず、同論稿の冒頭においてシャープは、

入植者は、如何なる形であれ人身を財産すなわち奴隷として保持すること、また男女や子供の別なくこれを売却することを絶対的に禁じられる。誰かを自身の奴隷であると主張することですら、共同体に対する侮辱と考えられるべきであり、従って罰せられるべきであ

る³¹⁸。

として、入植地において奴隷制を「共同体そのものに敵対する行為」であるとしてこれを厳重に禁じている。また例外的な措置として、入植地の近隣コミュニティーから奴隷状態にある者を「救出するために奴隷を購入することが許される場合についても、以下の条件は慎重に厳守されなければならない」として、奴隷解放に至るまでの手続きが説明されている。それに拠ると、

奴隷購入時に与えられる対価は、支払いの際に単なる救出のための金銭的負担 (pecuniary debt for redemption) と見なされなければならない。そしてその費用は (家内奴隷制防止のため) 個人ではなく入植地政府が用意立てしなければならない³¹⁹。

として、奴隷解放の費用を支出出来るのは入植地政府に限定されている。同時に、解放された元奴隷は共同体内で売買されることはなく、救出時に課された負債を返済するかそれに相当する労働をこなせば自由となる事が規定されている。

次いで、入植地の土地制度に関しては

入植地の境界内において土地の独占 (monopoly of land) は禁じられ

³¹⁸ Sharp, *An account of the ancient division*, p. 263

³¹⁹ *Ibid.*, pp. 263-264

る。然るべき広さの土地の確保 (reserve of land) がそれぞれの町 (town)

で公の目的 (学校や宗教教育) のためになされなければならない³²⁰。

として、富裕者による土地の独占禁止と公有地の確保が定められている。

それに加えて、

共有地 (common land) もまたそれぞれの町や村から適当な距離を置

いて確保されなければならない。そこでは、全ての住民が豊かな者

も貧しい者も対等な個人の権利 (equal personal right) を保持するべき

である。故に、富裕土地所有者の主張は、その持つ土地の広さに対

応するものとしてなされるときには、不合理であり、不正である³²¹。

として、万人が平等の権利を持つ共有地確保の必要性が力説され、また当時イングランドにおいて大々的に実施されていた囲い込みを念頭に置いた非難がなされている。

続いて、入植地における統治体制について具体的な説明がなされている。この中では、入植地を形成する社会の資産を委ねられる管理者 (manager) について、

入植者に対しては総督や判事 (governors or judges) としての確固た

³²⁰ Ibid., pp. 264-265

³²¹ Ibid., p. 265

る支配権なり権威 (settled dominion or authority) は保持せず、あくまでも社会の代理人なり監視者なりとしての特別な信頼が自然に彼らに与えることになる、優位性や影響力を持つこと³²²

のみがその権限として認められている。管理者は、公的な商業 (official or public trade) により利益を得ることが認められる一方で、私的な商業に携わることは禁じられる。また、これ以外の公職者となる「総督や市長、治安判事その他の行政官、治安官などの内部の統治に当たる官吏は、すべての居住者によって、毎年、自由に選出されねばならない」として、彼らの任命は全住民による選挙制とすることが規定されている³²³。このような住民による自治を主体とする統治体制が上手く機能するのか、読者から疑問が生じることを見越してシャープは、

住民の防衛、立法、公の正義、統治、服従といった目的、及び共同体としての彼らの統合は、一般に認識されているよりもたやすく達成される事柄である。古代のアングロ・サクソンの政府は、十人組 (tithing) と百戸村 (hundred) からなる十人組制度 (Frankpledge) によって適切に運営されていた³²⁴。

³²² Ibid., pp. 266-267

³²³ Ibid., p. 267

³²⁴ Sharp, Ibid., p. 268

として、古代イングランドの例を引いてその根拠としている。なお、黒人たちが十人組制度を維持出来るのかという疑問には、「如何なる野蛮な異教徒であれ (even savage and heathen nation)」、十人組制度に類似する制度を保持しているという事実を挙げて反論している³²⁵。

なお入植に当たって、入植地の獲得は「イングランドの権利 (English claim)」ではなく「国王の御名の下 (in the king's name)」によってなされなければならない、従って入植者は国王に任命された総督 (governor or lieutenant) を拒むことは出来ないとされており、この計画が決して (アメリカのような) 独立ではないということが窺える。加えて、アフリカのいずれの場所でなされるのであっても、管理者は最初に現地の居住者の同意を獲得しなければならないとして、現地住民への一定程度の配慮も示されている。また、入植者の大多数は奴隷制と圧政から解放され故郷へ戻る黒人たちとなるだろうから、政府組織を必ずしもイングランド国制 (constitutional model of England) と寸分違わぬ形にする必要は無いとも述べている³²⁶。そして、夜警官 (watch and ward) もしくは軍役を含めたすべての公の業務 (all public works) は、輪番制によってなされ維持されることが規定され、さらに富裕者には通常の倍の税金 (double share) を課し、それを元手に信用

³²⁵ Ibid., p. 278

³²⁶ Ibid., pp. 273-275

(credit) を運用することなどが提案され、本稿は結ばれている³²⁷。

これまで見てきた内容からはシャープはアフリカの地において、奴隷制を禁じ各人が平等な権利を保持した入植者たちによる自給自足的共同体という入植地を樹立しようとして構想していたことが窺える。この内、奴隷制をイングランドの法と真っ向から相反する制度でありこれを絶対に認めないとする主張は、第1章第3節の『奴隷制容認に対する表明』及び同第4節の奴隷制法廷闘争で分析した、コモン・ローに依拠した著者の思想と一貫しているのは明らかである。また、周辺のコミュニティーから奴隷を解放のため購入し、その際の対価は元奴隷自身の労働により負担するというシステムは、アメリカ独立戦争期にシャープが奴隷制廃止案として構想していた「スペイン方式」を想起させる。そして、入植者たちの自治に基盤を置く統治形態は、前章第1節で彼が希求していた理想そのものである。総じて、シャープは自身の理想を新たな入植地の建設によって実現しようとしていたことが窺える内容となっている。

第4節 ジェファソンの「黒人邦外植民」提案 —平等と排除の論理—

前節では、シャープの「覚え書き」の内容を分析した。その結果同計画には、

³²⁷ Ibid., pp. 279-281

これまでの理想主義的の入植地建設と多くの共通点が見受けられることが明らかになった。しかしながら、双方の決定的な違いとして存在するのが、黒人を入植者としている点である。実は同時代、既にイギリスからの独立を達成したアメリカにおいても、同じく黒人を入植者とする計画が構想されていた。それが、ジェファソンの「黒人邦外植民計画」である。本節では、続く第5節で双方の比較検討を行う目的で、同計画を分析する。

この計画は、彼が1785年に出版した著書『ヴァージニア覚え書』の中で提案したものだった。本計画には、際立った特異性が何点か散見される。まず、何かしら既に具体的に計画が動き出している事業に対する提案ではなく、あくまでも彼自身の机上の私案に終始しているという点である。次にシャープの「覚え書き」とほぼ同時期に執筆されたという同時代性である。そして、入植対象を明確に黒人に限定している点である。執筆者のジェファソンは、周知の通りモンティチェロ（Monticello）を本拠とするヴァージニア有数の奴隷制プランテーション経営者だったが、第2章第1節でも述べたように独立宣言の草稿に奴隷貿易への非難を盛り込むなど、奴隷制そのものに対しては批判的だった。この計画は、彼の思想と理念の具現化であると理解することが出来る。

それでは、計画の内容を分析する。そもそも『ヴァージニア覚え書』は、ヴァージニア邦について寄せられた（と言う想定）質問に対し、ジェファソンがその

博識で以って詳細に解説するという体裁をとっていることで知られている。その中の「質問 14 法の施行と諸法律の性格については如何？」と題する章の中で、邦法の改正による奴隷制の廃止と共に、それによって解放された自由黒人たちを適切な教育訓練を施した上で邦外に植民させ、彼らの代わりに同数の白人移民を世界各地から募るという提案³²⁸がなされている。

この提案に対して、「わざわざ他所の地域から移民を募るよりも、彼らをそのまま邦内に居住させた方がより経済的なのでは？」とする疑問が読者の間から生じるのを見越し、ジェファソンはそれに対する回答も同時に記している。その中ではまず、白人側の根強い偏見と黒人側の忘却困難な虐待の記憶という政治的理由が挙げられている。しかしそれ以上に重視されているのが、兩人種間の優劣の差という生物学的・博物学的理由である。ジェファソンに拠れば、黒人は白人と比べて生物学的に単純で感情的、且つ向上心に欠ける野蛮な人種であり、その知性や想像力において白人は元より、より野蛮な環境に暮らすインディアンにすら明らかに劣っている。これは一般的な奴隷たちに限らず、フィリス・ウィートリー³²⁹やイグナティウス・サンチョ³³⁰などの当時知識人と見なされた黒人たちの文学作品すら、ジェファソンは白人のそれとは比べものにならない程劣

³²⁸ トマス・ジェファソン、中屋健一訳『ヴァージニア覚え書』岩波文庫、1972年、249頁。

³²⁹ Phillis Wheatley 元奴隷の詩人。1773年に詩集 *Various Subjects* を出版。

³³⁰ Ignatius Sancho, (1729?-1780).元奴隷の商店主。死後の1782年に書簡集 *Letters of the Late Ignatius Sancho, an African.* が出版。

っているとして切って捨てている。さらに同じ奴隷であるにもかかわらず、古代ローマの白人の奴隷たちの中には優れた知性の持ち主が数多く存在したという事実も、黒人が白人に劣る何よりの証拠であると述べている。このように、科学的・経験的に明白な事実を多数例証した上でジェファソンは、古代ローマでは白人の解放奴隷が主人たちと交わっても何ら問題はなかったが、劣等人種である黒人たちは彼らと異なり「主人の血を汚さ」ないように「血の交わりのできない所へ移されるべき」であると結論付けているのである³³¹。

それでは、本節の小括に移る。ジェファソンの提案は、白人と黒人は能力の異なる別個の人種であるという明確な見解に基づき、そして両者の共存は不可能であると結論付けるという、人種主義的な思想が顕著に表れたものだった。この思想は決してジェファソン個人に留まるものではなく、啓蒙思想に影響を受け奴隷制廃止を理想としながらも、現実として奴隷制に立脚した生活を送っていた、同時代の南部のプランテーション経営者に概ね共通の見解であり、いわば「当時のアメリカ社会全般の意識を代弁³³²」したと言えるものだった。なおこの提案のその後であるが、結局ヴァージニアにおける奴隷解放は南北戦争（1861~1865）以後まで頓挫し、よって邦外入植計画自体は実際に行われること

³³¹ ジェファソン、前掲書、249-260頁。

³³² 明石紀雄『モンティチェロのジェファソン アメリカ建国の父祖の内面史』ミネルヴァ書房、2003年、136頁。

はなかった。但しジェファソン自身は、この『ヴァージニア覚え書』の出版から約30年後にアメリカ植民協会（American Colonization Society）の主導で行われた、自由黒人のためのアフリカへの入植計画であるリベリア植民地の建設³³³を支持する立場に立った。その姿勢から、『ヴァージニア覚え書』の内容から窺える「両人種の共存は不可能」であるという彼自身の理念は、その執筆後30年余りを経てもなお変わることなく継続していたと推測出来る。

第5節 「覚え書き」と他の植民地建設（計画）との関連性

—国内問題解決と理想社会建設手段としての植民—

本節ではこれまで分析してきた各種植民地建設計画を総括し、シャープの「覚え書き」との関連性について考察する。まず、近世イングランドでは農村共同体の解体と社会の流動化が進展し、その延長として移民が発生した。この内、旧来の秩序への希求とピューリタンの「千年王国」思想に基づく理想社会の建設を目指したニューイングランド植民地は、入植以前とほぼ相違のない社会が成立し数十年に渡る社会的安定を実現したものの、予想外の人口増加と商業化の進展により徐々に変質していった。またジョージアにおいては、入植地での独立自営

³³³ リベリア植民の詳細については、P. J. Staudenraus, *The American Colonization Movement 1816-1865*, New York, Columbia University Press, 1961.

の農村共同体樹立を理想として各種施策が実行されたが、様々な理由が重なりあった結果最終的に入植当初の理想は放棄された。他方、アメリカ独立以後にジェファソンにより立案された植民計画は邦内における黒人という特定の集団を対象とし、その主目的は人種混濁（miscegenation）による「血の汚染」防止という政治的・社会的理由に基づくものだったが、同時に黒人と白人がアメリカ大陸において相互に混じり合うことなく平和裏に並存していく、という理想も盛り込まれていた。

これらの植民地建設計画とシャープの「覚え書き」には、国内問題の解決と理想社会の建設を同時に達成するための手段として、植民地建設を構想するに至ったという共通項が存在する。前章第1節で詳述したように、シャープは大英帝国全体における奴隷制の廃止という理想のために活動すると同時に、イギリス本国の議会が植民地に対し超越的な立法権を保持し、植民地の自治権をないがしろにしている現在の大英帝国における本国と植民地との関係のあり方、及び本国における議会主権体制にも強い不満を抱いていた。その中で、両方の問題を一挙に解決し「国制・帝国統治改革」を実現させる手段として、入植地建設計画を構想するようになっていったと推察される。彼の構想した入植地は奴隷制を固く禁じ、入植者の間での（とりわけ土地に関する）平等を重んじ、本国の専制支配ではなく入植者の自治を基盤とした社会だった。そして、本国と同様のコモ

ン・ローに基づいた法治を行き渡らせることを前提としていた。

本章で分析した諸計画の内まずニューイングランドとは、公職者選出のための入植者全員が参加する集会の存在や、土地分配における配慮などの類似点が見受けられる。だが、それ以上の類似性が見受けられるのがジョージア植民地建設計画であり、両者には植民地における奴隷制や土地独占の禁止など、より多くの共通点が見受けられる。前章第1節でも触れたように、シャープはジョージア入植の推進者オグルソープと親密な交友関係にあったがその中でかつて彼が携わった同計画を周知し、その「崇高な意図」を称賛していた³³⁴。これらの事実から、シャープの「覚え書き」にはこれまでなされた植民地建設計画、とりわけジョージア植民地建設計画との類似性が存在するということが出来、一定程度の影響を受けたとする推察も可能である。

その一方で、入植の主体として奴隷身分から解放された黒人を想定していたという点では、ジェファソンの植民計画との共通性が存在する。大西洋兩岸を隔てほぼ同時期に、奴隷解放以後を見据えた解放黒人たちのための入植地建設が計画されていたという事実は非常に興味深い。いずれにしてもシャープの入植計画は、国内問題解決という目的にせよ黒人のための入植地建設という目的にせよ、決して同時代の思想的潮流を逸脱した突飛な夢想ではなく、むしろ普遍的

³³⁴ Hoare, *Memoirs of Granville Sharpe*, pp. 155-164

な思想基盤に基づくものだったことが分かる。

とはいえこの「覚え書き」を執筆していた時点で、シャープ自身が入植計画の実現性をどの程度真剣に考えていたかどうかは不明である。アメリカ独立戦争終結直後は、イギリス本国では奴隷制廃止運動や議会改革運動を初めとする「国制・帝国統治改革運動」も、一時的に往時の熱を失っていった。そうした状況の中でシャープの構想もまた、ジェファソンの黒人邦外植民計画と同様に机上の空論のままに終わる可能性も十分にあり得た。しかし執筆から3年後、シエラレオネ植民地建設計画という思いがけない形で、シャープに構想実現の機会が訪れた。そのきっかけとなったのは、皮肉にもシャープにとって人生の一大転機となった（前章第1節参照）アメリカ独立戦争だった。

第5章 シエラレオネ植民地建設計画と『シエラレオネ入植地素描』

前章においては、シャープが構想した植民計画「覚え書き」について、これ以前や同時代の植民地建設計画との比較を軸に分析した。これを受けて本章では、この入植計画が思いがけない形で実現するきっかけとなったシエラレオネ植民地の建設と、その中でシャープが執筆した『シエラレオネ入植地素描』の内容について、当時のイギリスにおける奴隷貿易廃止運動の展開とも絡めながら分析する。その目的は、同植民地建設を通じて、シャープの構想した「国制・帝国統治改革運動」の一形態について考察することである。

本章の構成は以下の通りである。まずは第1節において、シエラレオネ植民地建設計画立案に至るまでに経緯を概観する。次いで第2節において、その中でシャープがまとめた『シエラレオネ入植地素描』初版の内容を分析する。続いて第3節において、植民計画の停滞とその中で出版された同書第2版について分析する。転じて第4節において、植民計画実行以後の混乱と奴隷貿易廃止運動の興隆の中で出版された同書第3版について分析する。そして第5節において、これら3版の内容を総括すると共に、この入植計画においてシャープが目指した「国制・帝国統治改革活動」の理想像について考察する

第1節 シェラレオネ植民地建設計画の経緯 —黒人貧民救済問題—

シェラレオネ植民地建設の遠因となったのがアメリカ独立戦争であることは前述したが、より具体的には戦争中のイギリス側の戦略に起因していた。本国から大西洋を隔て遠く離れたアメリカ大陸という主戦場で慢性的な兵力不足に悩まされたイギリス側は、兵員を補うべく黒人奴隷たちを味方に引き入れようと試みた。まず1775年11月14日、ヴァージニア植民地総督ダンモア伯³³⁵は、ヴァージニア植民地内において「…武器を取る能力と意思のある年季奉公人、黒人、およびその他の者たち（叛逆者に所有されている者）を国王軍に加わった時点ですべて解放する³³⁶。」という内容の「ダンモア宣言 (Dunmore's Proclamation)」を発表した。次いで1779年6月30日、イギリス軍北アメリカ総司令官のヘンリー・クリントン³³⁷は、ダンモア宣言の適用範囲を他の植民地にも拡大するとして「フィリップスバーグ宣言 (Philipsburg Proclamation)」を発表した。これらの宣言に呼応した奴隷たち、及びイギリス軍占領地域内から徴発された者も含め、戦争全体では少なくとも8万人³³⁸に上る黒人たちがイギリス軍に加わった。彼ら

³³⁵ John Murray, 4th Earl of Dunmore (1730-1809). (在任 1771-1775)

³³⁶ ベンジャミン・クアレルズ、小山起功・川成洋訳『アメリカ革命と黒人』国書刊行会、1979年、24頁.

³³⁷ Sir Henry Clinton (1735-1790). (在任 1778-1782)

³³⁸ 井野瀬、『大英帝国という経験』、106-107頁.

黒人忠誠派（Black Loyalist）は、兵士として前線で戦ったほか兵站や設営など後方での雑役に従事し、中にはスパイや水先案内人として働いた者たちもいた。

戦争終結時点でさえ、少なくとも 1 万 4 千人³³⁹の黒人たちがイギリス軍と行動をともにしていた。しかし戦争はイギリスの敗北と 13 植民地の独立という結末を迎えたため、黒人たちは自由を手にした代わりに他の忠誠派の人々（総勢約 10 万人）と同様に、国外への移住を余儀なくされた。この内、クリントンの後任でイギリス軍北アメリカ司令官ガイ・カールトン³⁴⁰率いるイギリス軍と共にニューヨークから撤退した黒人たち約 3000 人は、カナダのノヴァ・スコシア（Nova Scotia）植民地へと渡った。それ以外にバハマ（Bahamas）諸島などカリブ海の植民地へ渡った者もいたが、大部分の者たちはイギリス本国特にロンドンへと渡ったのだった。

こうしてイギリスにやってきた黒人たちだが、彼らの大部分は一切の財産を持たず、また移住先で安定した雇用を得ることも出来なかった。中には、戦闘による負傷や失った財産など戦争によって被った損失の補償を、忠誠派救済のため設置された政府のアメリカ人請求委員会に請求した人々もいた。しかし大半の事例では、自身がイギリス軍で働いていたことを裏付ける証明書や証人を確保することが出来ず、記録が残っている 47 人の内半数以上が請求を却下され、

³³⁹ 布留川、『イギリスにおける奴隷貿易と奴隷制の廃止』、88 頁。

³⁴⁰ Guy Carleton (1724-1808). (在任 1782-1783)

残りの人々もわずかばかりの補償を得られたに過ぎなかった。「奴隷化されることのない“自由の国”にやって来られただけでも幸運であり、それ以上の物を求めるのは分不相応」と門前払いされるのが、黒人たちの受けたごくありふれた対応だった³⁴¹。職も財産も無い黒人たちが従来から存在した黒人コミュニティーに合流し、そこに戦後不況も加わったことで、在英黒人たちの雇用状況は悪化した。そして1786年初頭には「飢えと寒さでロンドンの街角で朽ち果てたもの数十³⁴²」というような状況となり、社会問題化しつつあった。なお、後述する黒人貧民救済委員会に黒人貧民のリーダー格と見なされた8人の記録が残っており、そのうち半数がアメリカ出身と回答していることから、彼らの大半がアメリカからやってきた元黒人忠誠派だったことが推測出来る³⁴³。

このような境遇にあった黒人たちを救うべく、同年1月に半官半民の慈善組織として、黒人貧民救済委員会（Committee for the Relief of the Black Poor）が起ち上げられた。委員会創設の中核にあり初代議長に就任したのは、海外貿易に携わる傍らで、孤児救済のための捨て子養育院（The Foundling Hospital）や海洋協会（The Marine Society）など各種の慈善組織の創設にも関わった³⁴⁴、博愛主義者

³⁴¹ 平田、『内なる帝国・内なる他者』、62-63頁。

³⁴² 平田、同上書、65頁。

³⁴³ 平田、同上書、57頁。及び参考図表4参照。

³⁴⁴ 川北、『民衆の大英帝国』、195-215頁。

ジョナス・ハンウェイ³⁴⁵だった。委員会はまず、黒人貧民に対する食糧配給活動を開始した。だが、配給受給者は当初の 140 人から増加する一方であり、4 月時点では 400 人を超えた。これだけの人数の食糧を賄うのは困難だったため、同月に委員会は受給者 1 人につき現金 6 ペンスを支給するよう方針を切り替えた。それでもなお受給者の増加は留まるところを知らず、9 月末時点で 1000 人近くにまで膨れ上り、救貧活動のために掛かった費用は総額 2 万ポンドに達していた。これに対し民間から集まった寄付は 890 ポンドに過ぎず、残りは政府からの補助金によって賄われていた³⁴⁶。当座の生活費保障では無く、黒人貧民たちの境遇を抜本的に改善するような解決策の提案が必要なのは明らかだった。こうした状況の中でまず解決策として打ち出されたのが、黒人たちへの就職斡旋、特に海事関係の職探しだった。しかしアメリカ独立戦争後の戦後不況が続いていた当時、彼ら全員の需要を満たすような職探しは困難を極めた。そのため委員会内部では活動初期の段階で、彼らを海外植民地へ移住させる案が持ち上がっていた。当初は、既に多数の黒人入植者が居住していたノヴァ・スコシア植民地への移住案が有力視されていた³⁴⁷のだが、5 月に植物・昆虫標本採集家のヘンリー・スミスマン³⁴⁸という人物が委員会に持ち込んだ提案により、事情は大きく変化

³⁴⁵ Jonas Hanway (1712-1786).

³⁴⁶ 布留川, 『イギリスにおける奴隷貿易と奴隷制の廃止』, 89 頁.

³⁴⁷ 平田, 『内なる帝国・内なる他者』, 71 頁.

³⁴⁸ Henry Smeathman (1742-1786).

することとなった。

『アフリカ穀物海岸シエラレオネ近くになされる予定の植民の計画。黒人貧民委員会の指導とイギリス政府の庇護のもとに自由人として船出する黒人と有色者の奉仕と幸福な植民地建設をとりわけ意図した、かの地に4年間住んだヘンリー・スミスマン著（以後、入植計画と表記）』³⁴⁹と題されたその提案は、黒人貧民たちをシエラレオネに入植させ、同地に農業植民地を建設しようという計画であった。題名にもある通り、1771~1775年にかけて熱帯の動植物標本採集のためシエラレオネに滞在した経験を持つスミスマンは、これまで様々な相手に対してこのシエラレオネ植民地建設計画を提案してきたが、いずれの場合も支援を獲得出来ないまま立ち消えとなっていた。そのような中で、黒人貧民救済委員会が黒人貧民たちの海外植民を計画していることを知ったスミスマンは、これを絶好の機会と捉えて、自身のシエラレオネ植民地建設計画を委員会に熱心に売り込んだのだった³⁵⁰。

彼の『入植計画』は、全23項目が箇条書きに記述され、この計画が如何に魅力的であるかが言を尽くして解説されている。その概要は以下の通りである。

³⁴⁹ Henry Smeathman, *Plan of A Settlement to be made near Sierra Leona, on the Grain Coast of Africa, intended more particularly service and happy establishment of Blacks and people of colour to be shipped as freeman, under the direction of the Committee for relieving the black poor, and under the protection of the British Government. By Henry Smeathman, Esq. who resided in that country near four years.*, London, 1786.

³⁵⁰ Deirdre Coleman, *Romantic Colonization and British Anti-Slavery*, Cambridge, Cambridge University Press, 2005, pp. 28-62

「まず、入植希望者には航海中の十分な食料・金銭の供給が保障される。次いで、現地到着後共同体 (community) のために土地が購入され、その後町区 (township) が定められる。入植者は共通の同意により、耕作可能な限りの土地を保有できる。入植には建物建設と土地分配のための技術者 (artificers) の他医師や看護師が同行し、また共同体全体の負担で教師を雇う。入植者は自分のためだけでなく雇われて働くことが可能であり、その場合の賃金は現地通貨で支払われる。一日の労働は 8 時間で十分であり安息日が与えられる。イギリス本国同様市民的自由と信仰の自由が保障される。係争は町の集会で仲裁される。入植先の土地は豊饒であり、原住民との間での交易も期待できる³⁵¹」。

彼の計画は委員会に歓迎され、またシャープもこの計画を黒人たちが文明化された条件の下で生産的な生活を送ることが出来る青写真と高く評価した³⁵²。しかし、入植当事者である黒人たちは当初この計画にはそれほど乗り気ではなかった。というのもシエラレオネは 16 世紀以来、西アフリカにおける奴隷貿易の中核地の 1 つとなっており³⁵³、同地に移住すれば再び奴隷化される危険が高かったからだった。そんな彼らに対しミスマンは、自身の計画がいかに魅力的であるかを詳細に説明したパンフレットを配布し、さらに計画実行の際には自

³⁵¹ 平田、『内なる帝国・内なる他者』、72-75 頁。

³⁵² 布留川、『イギリスにおける奴隷貿易と奴隷制の廃止』、90 頁。

³⁵³ ディヴィッド・エルティス、ディヴィット・リチャードソン、増井志津代訳『環大西洋奴隷貿易歴史地図』東洋書林、2012 年、40 頁、91-101 頁。

らも現地に赴くことを約束するなど積極的に説得を行った。その熱意に動かされる形で、黒人たちも徐々にシエラレオネ入植計画に同意するようになっていった。

ところが、7月1日に当のスミスマンが急死してしまったため、計画は暗礁に乗り上げた。提案者の死を機に委員会ではシエラレオネ植民計画への反対が強まり、別の場所への植民が計画されるようになった。まず候補に挙げたのは、前述のノヴァ・スコシア同様に多数の黒人が流入していたカリブ海のバハマ植民地だった。しかしこの計画は、当の黒人たちにより拒否された。彼らにしてみれば、奴隷制の存在するバハマに送られればいつまた奴隷化されるかもしれず、さらにスミスマンへの信頼も彼が死去してなお生きていたのだった。次いで提案されたのが、忠誠派たちのための入植地として1784年にノヴァ・スコシアから分離して建設されたカナダのニューブラウンズウィック (New Brunswick) 植民地だった。議長のハンウェイ自ら、この入植地がシエラレオネに比べてどれほど安全であるかを述べたアピールを起草し黒人たちに再考を促した³⁵⁴が、彼らの意志は変わらなかった。最終的に、スミスマンの立案したシエラレオネへの入植計画が、彼の助手であったジョゼフ・アーウィン (Joseph Irwin, ?~1787) をリーダーとしてそのまま実行に移されることになった。このような状況下で執

³⁵⁴ 平田、『内なる帝国・内なる他者』、78頁。

筆されたのが、シャープの『シエラレオネ入植地素描』初版だった。

第2節 『シエラレオネ入植地素描』初版 —内容、出版背景—

始めに、『シエラレオネ入植地素描』初版の概要について整理する。同書は、1786年7月3日以降³⁵⁵に出版された。その内容は全7章・合計88頁で、各章の内訳は「十人組制度 (Frankpledge, pp. 1-8)」、「夜警官 (Watch and Ward, pp. 9-12)」、「自由労働 (Free Labour, pp. 13-21)」、「異邦人への自由と保護 (Freedom and Protection to Strangers, pp. 22-26)」、「奴隷制からの救出 (Redemption from Slavery, pp. 27-32)」、「土地利用に関する法 (Agrarian Law, pp. 32-53)」、「公的歳入及び減損無しの紙幣 (Publick Revenue and Paper Currency of Intrinsic Value, pp. 54-88)」という構成となっている。入植地の基本統治体制の叙述から始まっているが、文量ベースで鑑みるとむしろ後半の土地利用・歳入規則に関する2章に重点が置かれていることが分かる。

同書の内容分析に入るまえに、『シエラレオネ入植地素描』の執筆目的について考察する。同書の核となる執筆動機は、何よりもまずシエラレオネ植民地計画

³⁵⁵ Granville Sharp, *Short sketch of temporary regulations (until better shall be proposed) for the intended settlement on the grain coast of Africa, near Sierra Leona*, London, H. Baldwin, 1786, p. 88

の推進、及び建設予定の入植地における社会像の提案である。前章第 3 節で見たように、シャープは 1783 年時点で既にアフリカへの入植計画を「覚え書き」という形で構想していた。アメリカ独立戦争終結以後奴隷制廃止運動にも本国での改革運動にも全く進展が見られず、彼の目指した「国制・帝国統治改革運動」が大きく停滞する中で、偶然降って湧いたこのシエラレオネ植民地建設という機会に何としても自身の計画を実現させようという強い意図を、シャープが持っていたことが推測出来る。また出版時期から推察するに、同書は単に入植者たちにのみ宛てたものではなく、提案者スミスマンの急死により流動的になっていた植民地建設計画実施の意義を、黒人貧民救済委員会メンバーやその背後に在った政府関係者に改めて力説しようという思惑も、動機の一つとして存在したと推測される。

それでは、同書の内容分析に移る。同書第 1 章「十人組制度 (Frankpledge, pp. 1-8)」は、シャープにとって 1783 年の「覚え書き」執筆以来、自身の構想する入植地統治における基盤として温めていた「十人組制度」についての規定から始まっている。同章冒頭で著者は、「十人組制度」について「あらゆる共同体において平和・権利・相互保障を確保する最も確実にして効果的な方法³⁵⁶」であるとして、その効用を力説している。続けて、それが今や不幸にも忘却されているが

³⁵⁶ “The most certain and effectual mode of securing peace, right, and mutual protection, for any community”, Ibid., p. 1

故に昨今のイングランドでは「恐るべき“血の法典 (bloody laws)”の執行増加も犯罪抑制には至っていない」ばかりか、「現在では十人組制度の利点あまり知られていない」がために「多くの善良なる人々」が、「フランス政府の専制的統治体制 (arbitrary system) をモデルとしたいわゆる“警察”制度の導入を企図している³⁵⁷」のだと述べて、国内の社会状況への深い憂慮を表明している。著者はこの「警察制度」導入を、「イングランドの合法的政府の大原則からの完全なる逸脱」であるとまで述べて強烈に批判し、そして「如何に遠方の植民地であれイギリス王冠の下の住人達は、イングランドのコモン・ローにより定められたこの十人組制度と根本的に矛盾するような政策を採用してはならない³⁵⁸」と主張している。

次いで、現在「既に“12人単位”の組に編成されている」入植予定者たちの組織を活用し、現地到着後に「12人のうち2人が各々“十人組長 (headborough)”と“十人組副長 (assistant headborough)”となる「十二人組」8組に、「百戸村長 (hundreder)」1人・「五十人組長 (Chief of fifties)」2人・「タウン書記官 (Town-Clerk)」1人を加え、「家長 (householder)」100人により構成される「百戸村 (hundred)」を編成することが規定されている。この「百戸村」の組織構成を整

³⁵⁷ Ibid., p. 2

³⁵⁸ Ibid., pp. 2-3

理すると、以下のようになる³⁵⁹。まず、治安判事 (justice of peace) を兼ねる「百戸村長」が全体の長となる。次いで、上級治安官 (superior constable) を兼ねる「五十人組長」2 人が、「百戸村長」を補佐すると共に毎週末に開催される「十人組法廷 (Tithing-courts)」において主席判事を務める。加えて、有給職である「タウン書記官」が村内における全ての判決・債権等の記録・管理を行う。なお「タウン書記官」は、最大 2 人までを自身の補佐として雇うことが可能であるとされている。そして、常勤治安官 (constable in ordinary) を兼ねる「十人組長」8 人、及び非常勤治安官 (constable extrodinary) を兼ねる「十人組副長」8 人が各々の十人組構成員たちを監督する。「百戸村」の構成基本単位となる各家長たちは入植地において平等の義務と権利を有し、ニューイングランドにおけるタウン・ミーティングに相当し、家長全員が参加権を持ち入植地全体の運営を統括する「入植地議会 (common council)」においても平等の発言権を有する。なお将来的な人口増加により、「入植地議会」に入植地内の家長全員が一堂に会することが困難となった場合には、「代議制」の採用も認められている。但し、その場合は正確な「人数に比例」して選出が行われることが大原則であり、「さもなければ必ずや混乱と腐敗を招くであろう！」³⁶⁰ と強い調子で著者は警告している。

同時に、この「百戸村」を基盤に入植地防衛と治安維持のための「民兵隊 (corps

³⁵⁹ Ibid., p. 5 及び参考図表 6 参照。

³⁶⁰ Ibid., p. 6

of militia)」を組織することも併記されている。この「民兵隊」においては、前述した「百戸村長」・「五十人組長」・「タウン書記官」・「十人組長」・「十人組副長」がそれぞれ、「大尉 (Captain)」・「中尉 (Lieutenant)」・「兵員名簿記載担当士官兼兵站士官 (Muster master and commissary)」・「軍曹 (Serjeant)」・「伍長 (Corporal)」の役職を務め、それ以外の家長たち 80 人が「民兵 (Milites)」となる。この他、「16 歳以上の家長の子弟・徒弟・年期奉公人」200 人が「兵卒 (Private)」として動員される³⁶¹。続く第 2 章「夜警官 (Watch and Ward, pp. 9-12)」では、各「百戸村」につき前述した「民兵隊」の「民兵」3 人と「兵卒」6 人を一組として 3 交代制で夜警に従事すること、この際遅刻・欠勤者には罰金労働刑が、職務怠慢者には公益労働刑が科されること、年季奉公人の「兵卒」は夜警に従事する度に年季を 1 日控除することなどが規定されている。加えて、百戸村内の規律維持のため、可能であれば上記の 3 倍の人員を常時招集し、集合・解散時には「大尉」もしくは「中尉」による観閲を受けるべきという提案もなされている³⁶²。

第 3 章「自由労働 (Free Labour, pp. 13-21)」では、自由人労働を入植地の基盤とするという方針が明確に打ち出されている。同章冒頭において著者は、「新制入植地で自由人労働の下生産された農産物の価格が、奴隷労働の下生産された旧来の植民地のそれよりも劣るかもしれない」ことを予め認めたとうえで、「おぞ

³⁶¹ Ibid., p. 8

³⁶² Ibid., pp. 11-12

ましき不正・道徳的退廃・危険その他を常に伴う奴隷労働」に対する自由人労働の優位性を力説し、自由人労働を植民地におけるあらゆる価値判断の基準（standard）とするという原則を提示している。それに拠ると、例えば家畜や家禽はそれぞれ数日分もしくは数時間分の労働と同じ価格になるほか、分単位の労働もそれに見合うだけの現地発行の紙幣と交換可能であることなどが述べられている³⁶³。

続いて、入植地における一日の労働は公私の別なく一律の基準の下に行われるべきであり、そして 8 時間に制限されるべきである事が規定されている。労働内容の詳細は、以下の通りである。まず朝 5 時から 8 時までの労働の後、朝食のため休息する。次いで 8 時半から 12 時までの労働後、昼食及び午睡（sestoo）をとる。その後 13 時半～15 時までの労働の後、全員が「百戸村」の中心に集合し、「日々の労働に尊厳を加える」目的で「夕べの祈り（Evening Prayer）」を唱える。同時にその日の労働の記録を付け契約書及び代価の精算を終えた後、20 時までには就寝する。この他、日曜日（主日）は年 52 日と定められ、安息の禁を破った者には 7 週間の共有地労働刑が科せられることや、祝祭日が主の降誕日・主の受難日・「十人組制度」検査（View）日の 3 日のみとされることなどが記述され、また土曜日は労働が 6 時間に制限され、その後住民参加の下で村内の問題

³⁶³ Ibid., pp. 13-14

を解決するための法廷が開廷されることとされている³⁶⁴。

第4章「異邦人への自由と保護 (Freedom and Protection to Strangers, pp. 22-26)」では、冒頭で「奴隷が入植地の境界内に足を踏み入れたその瞬間から、彼は自由人と見なされ、他の全ての住民たちと同様に法の保護、及び自然権を享受出来る³⁶⁵」として、イングランドの場合と同様に入植地において奴隷制を禁じるという原則が明示されている。また、年季奉公については「11歳以上の人間については21歳まで、21歳以上の人間については26歳までに期間が制限される」こと、及び「もし主人に不満や不正があれば公庫 (Publick Exchequer) が残りの年季を買い取ることが可能である³⁶⁶」ことなどが規定され、奴隷制以外の各種不自由労働にも制限が加えられている。元奴隷の異邦人については、「イングランドの法」及び「神の法 (『申命記』23章16・17節)³⁶⁷」を根拠として、彼らが自活できるようになるまで公の「避難所 (asylum)」で保護することが規定されている。その一方で、彼ら異邦人といえども入植地の法秩序には服従することが求められており、まずは「公庫」への1年間の年季奉公契約と共に「家長 (成員)」の

³⁶⁴ Ibid, pp. 15-21

³⁶⁵ “As soon as a slave shall set his feet within the bounds of the new settlement, he shall be deemed a free man, and equally entitled with the rest of the inhabitants to the protection of the laws, and to all the natural rights of humanity”, Ibid., p. 22

³⁶⁶ Ibid., pp. 22-23

³⁶⁷ 「主人のもとを逃れてあなたのもとに来た奴隷を、その主人に引き渡してはならない。あなたの中に、すなわちあなたのどこかの町の彼が選ぶ場所に、望むがままにあなたと共に住ませなさい。彼を虐げてはならない」

4分の1分に相当する「区画 (lot)」が与えられ、その後「公庫」や個人への年季奉公を経て「成員」一人分の土地を獲得することで、「百戸村」の成員として正式に迎え入れるという「同化」の手順が記述されている³⁶⁸。

続く第5章「奴隸制からの救出 (Redemption from Slavery, pp. 27-32)」では、前述の異邦人奴隸の解放に関する具体的な手順が詳述されている。この中でまず大原則として「入植地内での奴隸の保有・売買・雇用は禁止」され、その上で「解放された結果、徒弟や年季奉公人と同様の短期奉公 (short limited service) の状態にある救出された奴隸 (redeeming slave) に対して、救出に掛かった費用を請求することは、実際に掛かった金額に加えて利息が10%以内の範囲であれば違法ではない」とされている。但し同時に、「家内奴隸制 (domestic slavery) や私的隷属 (private oppression) の発生を防止する」ため、「救出費用を用立てることが出来るのは“公庫 (Publick Exchequer)”に限られ、そして救出された者自身が労働によって返済する」という規定もなされている。この「短期奉公状態にある救出された奴隸」については、それ以上の具体的な言及がないため詳細は不明である。前章では「入植地に逃げ込んだ奴隸は自由人と見なす」と記述していることから、ここでは入植地外から奴隸を（救出するために）「買い取る」ケースを想定している可能性がある。しかし後述するように、元奴隸を「成員」と見な

³⁶⁸ Sharp, *Ibid.*, pp. 24-26

すまでの手順が前章で提示されたものとほとんど変わらないことから、入植地で解放された元奴隷全般に対して適応されるものとしている可能性もある。本論文では後者の可能性が高いと判断し、これを入植地内に入ってきて自由人となった元奴隷全般に対する規定として考察する。

この「救出された奴隷」は、まずは公有地の中から「成員」の4分の1分の「区画」を与えられ、次いで「公庫」との5年間の年季奉公契約を結びその終了時に「成員」分の「区画」が与えられることで、正式に入植地の一員として認められ迎え入れられる。なお、この過程で掛かる費用は、利息も含めて11ポンド（2640ペンス）前後と見積もられているのに対し、元奴隷の一日当たりの労働価値は金額にして6ペンスと仮定されており、5年（1550日）分の労働は38ポンド15シリング（9300ペンス）に相当するとされている。その結果「公庫」には、救出費用と差し引き27ポンド15シリングの利益（profit）があるとされている³⁶⁹。これらの見積もりに具体的な根拠は皆無であるが、この直後に著者は「奴隷制の代弁者どもに、強制的な隷属が同等の利益を上げるかどうか試算させてみよう！³⁷⁰」と述べていることから、奴隷労働に対する自由人労働の優位は経済的観点からも明らかであると読者に印象付けるため、あえて過大な数字を提示しているものと推測される。

³⁶⁹ Ibid., pp. 27-31

³⁷⁰ Ibid., p. 31

第6章「土地利用に関する法 (Agrarian Law, pp. 32-53)」では、土地利用一般に関する諸事の規定がなされている。この中でまず入植地獲得の諸条件として、「現地首長に相応の対価を支払うこと」や「入植地が“自由人の土地”であり、そこに逃げ込んだ奴隷の返還要求は不可能であると現地首長に説明し了承を得ること」などが挙げられている。そして、私有されていない土地は全て「公有地」とされ、これを私有化する際は入植者多数の同意が必要とされること、及び16歳以上の住民は全員が「公有地」名簿に登録されることが規定されている。また、入植者たちを率いる「代理人 (agent-conductor)」に対しては、最初の居住地を入植者たちの同意の下決定した上で土地の分配・区画は各人に平等となるよう細心の注意を払って行うことなどが要求されている³⁷¹。

土地所有については、原則として入植者1人につき居留地内の1「タウン区画 (town lot)」、及びそれに比例した1「野外部画 (out lot)」の所有が限度とされ、それ以上は「結婚や相続などの場合を除き没収の対象となる」他、「野外部画」の面積についても最大200エーカー（約80ヘクタール）までに制限される³⁷²。また9つの区画が成立するごとに、隣接して設けられる10番目の区画が「代理人」の所有地もしくは公債発行時の元本として保持され、それに続く2区画は

³⁷¹ Ibid., pp. 34-39

³⁷² 例外として、「代理人」は後述のように「10番目の区画地」の所有が認められている。但し提案者スミスマンが死去している以上、これも見直すべきと提案されている。Ibid., pp. 40-42

宗教教育・救貧等の公益目的に供される他、これらとは別に私有地が 100 区画成立するごとに公有地 10 区画をその隣接地に設定することが定められている。その用途は、①貧困男性用「避難所」・②貧困女性用「避難所」・③貧困家族用または「異邦人」用「避難所」・④病院・⑤監獄・⑥教会附属地・⑦教会事務書記官、同補佐保有地・⑧タウン書記官保有地・⑨タウン書記官補佐保有地・⑩予備地である³⁷³。

また、徒弟・奉公人及び入植者の子弟は 21 歳までに「成員」の 4 分の 1 分の「区画」を無償で獲得出来、この内入植者の子弟についてはその後 465 日（半年分の労働（155 日）×3 年分）の公的な奉仕を終えた後「成員」分の区画所有が認められる。徒弟や奉公人の場合は、年季明け後に「公庫」との 1 年分の労働契約により 4 分の 1 分の「区画」を獲得し、そして素行優良と認められれば「成員」分の「区画」獲得のための労働契約が許可される。さらに入植地建設後にヨーロッパから移住してきた奉公人に対しては 21 歳で 2 分の 1 分の「区画」が与えられ、その後 2 年間の公的奉仕の後成員分の「区画」所有が認められるなどの優遇措置が講じられている³⁷⁴。

第 7 章「公的歳入及び減損無しの紙幣（Publick Revenue and Paper Currency of Intrinsic Value, pp. 54-88）」では、入植地における公的歳入の調達方法が規定され

³⁷³ Ibid., pp. 44-49

³⁷⁴ Ibid., pp. 50-53

ている。この中でまず入植地においては、全ての税金及び罰金は一日分(8時間)の「労働」に対し課されることが大原則とされる一方、富裕者及び要職者は自由人の代理人を立てて日々の労働を代替させることも認められている。また、公私を問わず全ての契約書は「不正を防止するため」に「公庫」の帳簿に登録することが定められている。具体的な徴税内容については、18歳以上の男子全員から年62日分の「労働」を徴収するというもので、この内半分は各教区内における教育・救貧業務に、残り半分は入植地の一般歳出にそれぞれ充てられる。

先述のように、この「労働」は代理人を立てての代替が可能で、その際の奉公手形は現金の代わりとして使用出来る。なお、入植地での納税義務は原則平等だが、例外的に社会的上位者たちに対しては「高慢と怠惰に関する税 (tax on pride and indolence)」と称する税の導入が提案されている。これは、上位富裕者30人に通常の「労働」の3倍分、彼らに次ぐ富裕者60人に同2倍分を課税するというもので、これらは代理人による代替での徴収が前提となりその奉公契約書は紙幣の代わりとして使用出来ることから、三王国内で職を得られぬ貧民たちを入植地へと引き付ける特典となる。なお、「厳密な契約書の管理が可能か？」という疑問は不要である。何故なら、入植地における全ての契約書は「百戸村」の要職者立会いの下で発行された後「公庫」での記録が義務付けられ、これに違反

した者は「1年分(310日)」の労働刑という厳罰に処せられるからである³⁷⁵。さらに、第1章で述べた「十人組制度」が契約不履行を防止させる抑止力となる。この「十人組制度」の存在により、徴税や罰金が容易になるだけでなく些細な違反や不道德行為も見逃されることはなくなり、それによって民生および軍事に携わる巨大官庁は不要となり、入植地をより完璧な社会にすることが出来るのだと再度その優位性を強調して著者は本書を結んでいる³⁷⁶。

これまで見てきたように『シエラレオネ入植地素描』初版の内容は、第1・2章の「十人組制度」を基盤とする統治体制や、第4・5章の入植地における奴隷制禁止と奴隷解放の手順、第6章の個人の土地所有制限や共有地の設営、第7章の富裕層に対する通常の数倍の重税など、3年前に著者が執筆した「覚え書き」で構想されていたものをベースとして、それらをより精緻且つ具体的な形に発展させたものとなっている。唯一例外的なのが第3章の労働に関する規定であるが、これに関しては本論文第4章第2節で触れたスミスマンの『入植計画』の内容³⁷⁷に影響を受けているものと推察され、また同章中における安息日厳守の姿勢は、著者自身が重視する「神の法」からの反映だと推察出来る。いずれにせよ、基盤となるものは既に出来上がっていたとはいえ、5月にシエラレオネ植民

³⁷⁵ Ibid., pp. 56-77

³⁷⁶ Ibid., pp. 78-88

³⁷⁷ 平田, 『内なる帝国・内なる他者』, 72-75頁.

地建設計画の存在を認知してからわずか 2 カ月余りの期間でこの『シエラレオネ入植地素描』を書き上げたという事実は、著者の同計画に対する尋常ならざる熱意の証左であると言える。

第 3 節 シエラレオネ植民計画の停滞と入植計画の深化 —第 2 版—

こうして、『シエラレオネ入植地素描』初版の公刊を終えたシャープだったが、当のシエラレオネ植民地建設計画の実行に至るまでは更に一悶着があった。植民地建設が本決まりとなった 1786 年 10 月時点で、入植に同意し出発の準備が整うまでの生活費として一時金 14 ポンドを受け取った黒人貧民は 700 人以上にも達したのに対し、入植者を載せた船団が出発するはずだった翌 1787 年 1 月に実際に集まったのは半数の 300 人前後に過ぎなかった。その理由は、そもそも一時金のみが目当てで署名しその後行方を晦ましてしまった黒人たちが少なからずいたほか、ちょうど同時期に進められていたオーストラリアの囚人植民地（後のニュー・サウスウェールズ植民地）への入植とシエラレオネ入植とを混同したことなどがあった³⁷⁸。また、計画実行者の間でも騒動が勃発した。第 1 章以

³⁷⁸ 入植同意書に署名しながら、入植実施までの間の生活費を受け取った後行方不明となった黒人貧民が全体の半数近くに上ったという事実も、これを裏付けている。平田，同上書，69-70 頁。

来しばしば本論文に登場しているグスタヴァス・ヴァッサは、1876年11月に本入植計画の食糧・備品管理担当代理人に任命され、入植に携わることとなった。だが、入植者不足のため船団出航が順延される中で、乗船のまま待機させられた黒人貧民たちが食料や防寒具等を満足に支給されず、飢えと寒さに苦しむ様を目の当たりにした彼は、アーヴィンら植民指導者たちが予算を横領していると委員会に訴えた。計画実行者間での不和を嫌った委員会はヴァッサの側に非があると見做し、結局1877年3月に彼は解任されてしまった³⁷⁹。

このような混乱の最中に、シャープは『シエラレオネ入植地素描』の第2版を、初版から間を置かず同年中に出版した。同版の内容は、初版の7章の後に「追加諸規則 (Additional Regulations, pp. 89-126)」が加筆され、さらに「付録I: (主としてイングランド国教会典礼から抽出された) さまざまな状況における訓戒付きの祈祷書書式短編集 (Appendix I Short forms of Prayer (*Extracted chiefly from the Liturgy of the Church of England*) for various occasions, with previous Exhortation, pp. 128-178)」、及び「付録II: 断食もしくは節制について (Appendix II On Diet or Temperance, pp. 179-184)」の2項が付け加えられており、分量は初版から一挙に倍以上増え184頁となっている。長く見積もっても半年弱の期間で当初の倍以上の分量を加筆したことから、シャープのシエラレオネ植民地建

³⁷⁹ イクイアーノ、『アフリカ人、イクイアーノの生涯の興味深い物語』, 282-290頁。

設計画に対する熱意の程が改めて窺える。また、各項目の内訳から、同版においては初版では書ききれなかった入植地統治に関する細目、そしてとりわけ入植者たちの宗教生活に関する指針に力点が置かれていることが分かる。そしてこの短期間で版を重ねたという事実からは、『シエラレオネ入植地素描』（ひいてはシエラレオネ植民地建設計画）が社会的な注目を集めていたことも推測出来る。

それでは、まず「追加諸規則 (Additional Regulations, pp. 89-126)」について整理する。同項では最初に、各「百戸村」の有給公職者に関する規定が追加されている。これに拠れば1「百戸村」につき、「タウン書記官」及び同補佐（2人）、
「校長兼教区事務書記官 (Schoolmaster and parish clerk)」及び同補佐（2人）の計6人の有給公職者が新たに選出され、その給与は「百戸村」より支払われるとされている。彼ら公職者たちの主な職務内容は「契約書作成・土地登記・訴訟への対応」であり、小規模な訴訟案件は彼らの合議による決裁が認められている。その権限の強大さ故に、「百戸村長」や「五十人組長」などの「民兵隊」の指揮権を持つ人間が、これら有給職を兼任することは固く禁じられている。彼らの手に余るような案件は、村内の「十人組法廷」にて審議される。同法廷は原則として毎週土曜日に開催されるが、例外的に各月の最終土曜日の内3の倍数の月には入植地全体にかかわる訴訟を扱う「四季法廷 (Quarterly Session)」が、それ以外の月には個々の「百戸村」内における訴訟を扱う「百戸村法廷 (Hundred Court)」

がそれぞれ開催され、そして入植地全体の問題を協議する「入植地議会 (common council)」は年 2 回以上開催することが規定されている³⁸⁰。

続いて、入植地全体に関わる職種についての規定が追加されている。ここでは、入植地全体に関わる業務に携わり全「百戸村」より給与を受け取る資格を有する職として、契約書の管理と土地の登記を総括する「主席タウン書記官及び銀行頭取 (Town clerk of the first hundred or principle bank)」及び同補佐 (2 人)、測量や橋梁建設等に従事する「測量技師 (Land surveyor)」、「病院付外科医 (Surjeon)」及び同助手 (4 人)、治安維持を総括する「タウン・マーシャル (Town Marshal)」などの役職が新たに設けられている。彼らはその職務上個々の「百戸村」に対してではなく、「入植地議会」に対してその責任を負うことになっている³⁸¹。

この他、入植地の宗教体制についての規定が追加されている。同地に赴任する初代牧師は、イングランド国教会の海外福音伝道協会 (Society for the Propagation of the Gospel in Foreign Parts) より選出すべきとされ、彼は入植地の全住民の魂を救済する責任を負う。一方で後から赴任する牧師たちは、各々が担当する「百戸村」の住民に対してのみ責任を負い、将来的に入植地の人口が増加し 15 の「百戸村」が成立した折に、「入植地議会」で選出された牧師 2 人がイングランドに

³⁸⁰ Granville Sharp, *A short sketch of temporary regulations (until better shall be proposed) for the intended settlement on the grain coast of Africa, near Sierra Leona*, The Second Edition, London, H. Baldwin, London, 1786, pp. 91-97

³⁸¹ Ibid., p. 98, pp. 104-110

赴き主教 (bishop) に叙任される。彼ら牧師たちは商業など世俗の事柄から収入を得ることを禁止される代わりに、「労働」税及び夜警義務が免除される³⁸²。

さらに、入植地の財源確保と交易促進のためにイングランド在住の出資者からなる会社を設立するという提案がなされている。同社は入植者や現地政府に対しては如何なる影響力を保持することもなく、ただ入植地に対する投資のみを目的とする。具体的には、同社経由で 31 ポンドを提供した者には入植地の 1 「区画」の権利が 2 年間与えられ、投資者は同「区画」から上がる「労働」税分を引いた農産物収入を享受する。この 31 ポンドは、渡航費を自弁出来ない入植希望者を援助する元手となる³⁸³。このほかには、入植地在住者・非在住者を問わず 28 ポンドを提供した者に 1 公有地「区画」の「割り当て (share)」を与えるという「公有地割り当て制」が提唱されている。この制度において「割り当て」扱いとなった公有地は、あくまでも抵当扱いでその所有権は公有のまま変更されず、銀行により一括管理される。但し、もし同制度により複数の公有地の「割り当て」を所有し、且つ入植地外に居住している人間が入植地への移住を希望した場合は、彼が権利を保持する「割り当て」扱いの公有地の中から 1 か所を選んで自身の所有「区画」とすることが出来るとされている。その他、将来的な入植を希望するヨーロッパ在住の黒人は、28 ポンドを前払いすれば現地到着後即時

³⁸² Ibid., pp. 99-104

³⁸³ Ibid., pp. 112-115

に成員と認められることや、同じくヨーロッパ出身の新教徒入植者に対しては、入植地成立後 2 年以内であれば優遇措置を講じることも提案されている³⁸⁴。そして結びには、有給公職者の給与表と入植地の歳入見通し、及び奉公契約書の見本が添付されている³⁸⁵。

次いで、「付録」の分析に移る。まず「付録I：(主としてイングランド国教会の典礼より抽出された) さまざまな状況における訓戒付きの祈祷書書式短編集 (Appendix I Short forms of Prayer (*Extracted chiefly from the Liturgy of the Church of England*) for various occasions, with previous Exhortation, pp. 128-178)」は、入植地において適時詠唱されるべき祈祷文をまとめたものである。表題に「主として国教会の典礼より抽出」と記されていることから、当時国教会礼拝にて用いられていた 1662 年版の『統一祈祷書 (Book of Common Prayer)』³⁸⁶を下敷きにして作成されたことが窺える。その内訳は、「入植地議会 (もしくはより小規模な民会及び委員会) において議事に取り掛かる前の、家長 (もしくはその代表者) たちの会衆に向けた、祈祷前の説教付きの祈祷文 (第 1 式) (A First Form of Prayer for the general assembly of householders, (or their Representatives) before they proceed

³⁸⁴ Ibid., pp. 115-123

³⁸⁵ Ibid., pp. 124-127

³⁸⁶ Church of England, *The Book of Common Prayer, and administration of the sacraments, and other rites and ceremonies of the church, according to the use of the Church of England: Together with the Psalter or Psalms of David, pointed as they are to be sung or said in churches*, Oxford, Oxford University-Printers, 1701.

to business in Common Council, or before any other lesser *Folkmote* or *Council*, with a previous Exhortation, pp. 129-137)」、「続・上述時の祈祷文(第2式)(A Second Form of Prayer for the same occasions, pp. 137-141)」、「続々・上述時の祈祷文(第3式)(A Third Form of Prayer for the same occasion, pp. 141-144)」、「法廷において、裁判を始める前に判事・公職者・陪審員及び人民の傍聴者たちに向けて詠唱されるべき、祈祷前の説教付きの(聖書から抽出された)祈祷文(A Form of Prayer, with a previous Exhortation, (extracted from the Holy Scriptures) to be read at the opening of the Court of Justice in the presence of the Judges, officers, impaneled Jurymen and the whole Assembly of the People before they proceed to any Business of the Court, pp. 144-148)」、「自由人労働者・自由人農夫たちの共同体、もしくは個々の家族のための朝の祈りの書式(A Short Form of Morning Prayer for a Community of Free Labourers, or Husbandman, or for a Private Family, pp. 149-165)」、「自由人労働者・自由人農夫たちの共同体、もしくは個々の家族のための夕べの祈りの書式(A Short Form of Evening Prayer for a Community of Free Labourers, or Husbandman, or for a Private Family, pp. 149-165)」となっている。

これらの内、前者3つは入植地議会(もしくは同様の意味合いを持つ集会)開催に先立って詠唱されることを目的としたものである。その内容は、まず祈祷前の説教部分においては悪に傾きやすい人間の本性について『新約聖書』各章の一

節を引用³⁸⁷しながら警告し、真摯な信仰心なくしてキリスト教共同体はなりたないことを説いた上³⁸⁸で、「良きキリスト教徒」として正しい判断に基づく裁定がなせるよう神に対し誓約することを主題とし、いずれの祈祷文でも最後に「主の祈り (Lord's Prayer)」を唱えることで締め括っている³⁸⁹。続く法廷における祈祷文では、説教部分において『旧約聖書』各章から裁判に関連する一節を複数引用し³⁹⁰、古代イスラエルの民が順守出来たことを我々が出来ぬはずがないとして、出席者一同に対し神に誓って公正な裁きを下すことに務めるよう誓約させた後、「第1式」と全く同一内容の祈祷文を唱える³⁹¹。

一方後者2つは、第3章の労働に関する規定の中でも触れられている³⁹²毎朝と毎夕の祈りに関するものである。国教会祈祷書にも同名の項目が存在³⁹³しているが、下記のようにその細部は異なった内容となっている。まず、双方共に『聖書』各章の一節を引用しながら神への真摯な信仰心の重要性を説いた³⁹⁴説教から始まっているが、引用箇所は両書間でそれぞれ異なっている³⁹⁵。次いで国教会祈祷書と同一の文言の「信仰告白 (General Confession)」を唱えるが、それに続

³⁸⁷ 『ヤコブの手紙』2章10節、『ヨハネの手紙 一』3章8・10節。

³⁸⁸ 『ルカによる福音書』12章48節、『テサロニケの信徒への手紙 一』4章6-8節。

³⁸⁹ Sharp, *A short sketch*, The Second Edition, pp. 129-134, p. 136, pp. 139-140, p. 143

³⁹⁰ 『申命記』16章15-20節、『レビ記』19章15節、『歴代誌 下』章6-7節。

³⁹¹ Ibid., pp. 145-148

³⁹² Ibid., pp. 15-21

³⁹³ Church of England, *The Book of Common Prayer*, pp. 23-32, pp. 33-38

³⁹⁴ 『ヤコブの手紙』2章10節、『ヨハネの手紙 一』3章8・10節、『ルカによる福音書』12章4-9節、『テサロニケの信徒への手紙 一』4章6-8節。

³⁹⁵ Sharp, *A short sketch*, The Second Edition, pp. 149-154

く「赦しの祈り (Pray of Absolution)」は国教会祈祷書のそれとは異なる一節が用いられているほか、さらに 3 番目に唱える祈りは曜日毎に異なっており、それぞれ国教会祈祷書の別の箇所から引用されている³⁹⁶。4 番目の祈祷文は国教会祈祷書からそのままの引用であり、5 番目も国教会祈祷書と同様に「王族に対する祈り (Prayer for Royal Family)」であるが、王族の個人名が省略されており尚且つ「毎夕の祈り」では祈りそのものがなくなっている。とはいえ、最後に「主の祈り (Lord's Prayer)」を唱えて終わるところは共通している³⁹⁷。なお全ての祈祷文において、時間的制約がある場合は説教や祈祷の一部を省略可能であるなど、臨機応変な対応が認められている。

これらの内容と分量からは、入植地の秩序維持のためには入植者が良きキリスト教徒としての生活を送ることが不可欠である、とシャープが考えていたことは明白である。加えて、これら祈祷文を「国教会の典礼」から抽出したことは、第 2 章第 1 節でみたように著者自身の国教会至上主義の発露であると言える。その一方で両書の内容や文言には差異が見受けられることから、著者自身は完全な典礼原理主義という訳ではなかったことも窺える。また、国教会祈祷書と比較すると分量・内容共にかなり限定されたものとなっている³⁹⁸ことから、「付録

³⁹⁶ Ibid., pp. 154-160, pp. 168-174

³⁹⁷ Ibid., pp. 161-163, pp. 175-177

³⁹⁸ 例えば、本論で比較対象とした 1701 年版は 398 頁にも及び。Church of England, *The Book of Common Prayer*.

I] はあくまでもシャープが入植地において重要であると考える事柄に関する礼拝書式のみをまとめたものであるということが出来る。

もう一方の「付録II：断食もしくは節制について（Appendix II On Diet or Temperance, pp. 179-184）」では、「節制（Temperance）」という徳目についての小論が記されている。シャープに拠れば、「節制」とは「あらゆる快樂への欲求を抑制する」事がその本意であり、そして「キリスト教徒にとって守るべき最上位の徳目」の一つであり、それは『聖書』などの記述からも明白だとして該当箇所を引用³⁹⁹している。一見入植計画とは関連性の薄いような内容であるが、「付録I」において入植者たちにキリスト教信仰に立脚した共同体生活を送るよう説いていたことから鑑みるに、「付録II」においても同様にシャープはキリスト教徒として守るべき徳目として、良きキリスト教徒たるべき入植者たちにも「節制」を心掛けさせようと意図していたものと推測される。

第2版において追加された内容を簡潔にまとめると、まず「追加諸規則」部分は前半部分では入植地の公職者に関する事細かな規定が成され、後半部分では入植地への投資呼び込み策が考案されている。特に後半の銀行や投資に関する提案は、自給自足的な農村共同体要素が濃厚だった「覚え書き」や初版ではほとんど見られなかった、商業的な要素が色濃くなっている。一方の「付録」部分は

³⁹⁹ Sharp, *A short sketch*, The Second Edition, pp. 181-184

入植者たちの宗教生活の具体的な指針を示しており、キリスト教信仰こそが入植地共同体における基盤であり、彼らに良きキリスト教徒としての信仰生活を厳守させようと意図している。ここからは、コモン・ローと並んで「神の法」がシャープの思想的根幹にあったとする推測が裏付けられる。加えてその内容の大半を国教会祈禱書に依拠していることから、シャープの頑迷なまでの国教会至上主義が窺われる。総じてこれら追加された諸項目からは、初版で詳述した入植地の統治体制をさらに精緻なものに整え、入植地をより安定した社会にすることを目指そうとするシャープの強い熱意が窺える内容となっている。同時に、読者と想定しているジェントルマンたちに対して、「国制・帝国統治改革運動」の中の一つのプランとして、同計画の魅力を積極的にアピールすることでさらなる支援を獲得しようという意図も垣間見ることが出来る。

第4節 植民地の危機、奴隷貿易廃止運動の興隆 —第3版—

前節冒頭部分で述べたような紆余曲折を経て、1787年4月によく総勢人の入植者たちはイギリスを出立した。だが、現地では出立以前とは比較にならない程の苦難が待ち受けていた。入植者たちは、イギリス出立が当初計画より3ヶ月も遅くなったことが災いして、雨季の最中である6月にシエラレオネに到着

した後瞬く間に熱帯性の疫病に罹患し、続々と死亡していった。翌 1778 年初頭時点では生存者は 130 人にまで激減⁴⁰⁰し、植民地の存続そのものすら危ぶまれる事態となっていた。

一方で同時期には、イギリスにおいて奴隷貿易廃止運動が全国的な興隆を見せるようになっていた。第 1 章第 1 節でも述べたように、1787 年 5 月 22 日に奴隷貿易廃止運動協会が創設され、シャープがその議長となった。同委員会は奴隷貿易廃止を求める全国的な請願運動を展開し、これを受けて 1788 年 2 月 11 日には庶民院に奴隷貿易の実態調査のための委員会が設けられた⁴⁰¹。しかしながら、シャープは委員会の方針に全面的に賛同していたわけではなかった。委員会結成時、シャープは政治的目標を奴隷制そのものの廃止と定めるように主張した。だが、委員の大半は奴隷貿易のみ廃止に限定するように主張し、結局こちらの方の意見が採用された。以後議長として委員会の決議に最終的な承認を与えるという形で、奴隷貿易廃止法成立まで終始職責を全うし続けたシャープだったが、その胸の内には複雑な感情を抱いていたことが推測される。

そのような状況の中で前版から 2 年の間を置いて、1788 年に『シエラレオネ入植地素描』の第 3 版が出版された。同版の内容は、第 2 版の冒頭部分に「序文 (Preface, pp. iii-XL ii, 計 40 頁)」が加筆されており、合計 224 頁である。同版に

⁴⁰⁰ 布留川, 『イギリスにおける奴隷貿易と奴隷制の廃止』, 92 頁.

⁴⁰¹ 布留川, 同上書, 42-43 頁. 60-63 頁.

て追加された序文は、後述するように入植者たちに宛ててというよりはむしろ、イギリス国内の読者に向けたアピールとなっている。この時期になって同書が再版されるに至った理由としては、先述の通りシエラレオネ植民地が当時深刻な危機に陥っていたという事実が挙げられる。彼らの窮状を救うためには、再度シエラレオネ植民地への世論の注目を集め植民地救済のための物心両面での社会的広範な支援を獲得することが、シャープにとって喫緊の課題だった。同時に、シャープ自身が協会の議長として関与していた奴隷貿易の廃止という政治目的達成のために、世論を興隆させようという意図も今回の加筆再版に繋がったと推測出来る。

それでは、第3版で追加された「序文」について分析する。まずシャープは、本書において提示されている諸規則は「生まれたての状態にある新生入植地の幸福 (happiness of the new settlement in its infant state)」のために考案された、あくまでも暫定的な性格のものであるとしている。故に将来的には、「入植地議会」における多数決での同意の下で入植地の事情に精通した入植者たち自身の手によって、彼らの安全と福利のために臨機応変に廃止や改訂が可能であることを認めている。

その上でシャープは、

仮に入植者たちにとって如何に必要性があるように思われたり、彼

ら自身の幸福や利益に結びついたりするものであったとしても、(今後入植地において) イングランドのコモン・ローの大原則に矛盾するような制度を導入しないよう、くれぐれも肝に銘じなければならぬ⁴⁰²

と、入植者たちに強く警告する。何故ならば、入植者たちの大半はイギリス政府の支出により移住するからであり、故にどれほど本国から遠方の地域に入植しようとも、「その教会と政府にとり完璧である国制 (its own excellent constitution either church or state)」に反する制度の導入はまかりならないからである。また、シャープは同様の理由で入植者たちに対し、私的な場での完全な信仰の自由を認める一方で「イングランドの宗教体制に反する如何なる宗教も導入しないよう、これまたくれぐれも肝に銘じなければならない⁴⁰³。」と主張する。その理由は、コモン・ローも「イングランドの宗教体制」も共に我々が考える以上に、「造物主 (The Lord of the Universe)」が人間に与え賜うた「本性の、そして啓示された教え (Natural and Revealed Religion)」と密接に関連していると、シャープは考え

⁴⁰² “whenever alternations they may hereafter think necessary, or conducive to their happiness or profit, they must be careful not to adopt any regulations that at all inconsistent with the fundamental principles of the *Common Law of England*”, Granville Sharp, *A short sketch of temporary regulations (until better shall be proposed) for the intended settlement on the grain coast of Africa, near Sierra Leona*, The Third Edition, London, H. Baldwin, 1788, pp. ii-iii

⁴⁰³ “they must be careful also not to establish any Religion that is inconsistent with religious Establishment of England”, Ibid., p. iv

るからである。なお、このような崇高な理念を果たして「卑しく且つ無知な新制入植地の住民たち」が理解出来るのかどうか、読者は疑念を抱いてはならない。何故なら著者に拠れば、「造物主」が「被造物たる人間」に与え賜うた「善と悪を峻別する能力」は、「人類の共通の始祖である両親（first common parents of mankind）」であるアダムとイヴから民族や居住地域そして肌の色に関係なく、「万人に平等に」受け継がれているからである⁴⁰⁴。

この『聖書』の記述に依拠した全ての人類は一組の夫婦より生じたとする「人類同一起源説」に対し、真っ向から反すると著者が主張するのが人類は異なる起源から生じたとする「人類の複数の種（several species of men）」という、「邪悪なバラモン教的教義（wicked Braminical doctrines）」である。このような言説は「本性の教え」にも「啓示された教え」にも反するものと著者は主張し、同様の説を唱える「イングランド人懐疑論者、“小”哲学者、“自称”博物学者（English sceptics, petty philosophers, superficial naturalists）」や「インドのバラモン（Bramins of India）」に対し激しい非難を浴びせている。その中で著者は、こういった「人種主義（Gentoo-ism）」的な言説の代表例として、サミュエル・エストウィック⁴⁰⁵の著書『ニグロの大義に関する考察』中の一節を引用している。バルバドス出身の法律家で庶民院議員も務めたエストウィックは、奴隷制廃止論者への反論を目的と

⁴⁰⁴ Ibid., pp. v-vii

⁴⁰⁵ Samuel Estwick (1736?-1795).

した同書の中で、黒人はその「道徳的感性の欠如 (*incapable of moral sensation*)」などから「獣の中の最上位の種 (*highest species of brutes*)」と考察すべきであるとの主張を展開していた⁴⁰⁶。シャープは上記のエストウィックの主張を、「反キリスト教的な教義 (*unchristian doctrine*)」であると断じ、その起源をデイヴィッド・ヒューム⁴⁰⁷ら懐疑論者たちの「野蛮な無神論的概念 (*wild atheistical notion*)」に求めている。そしてこういった類の論説が、エストウィック同様に奴隷制擁護を目的とした『ジャマイカ史』の著者⁴⁰⁸により見境なく採用され、その結果「黒人の尊厳を貶め、西インド諸島の奴隷所有者が彼らを“獣のように扱う”ことを正当化するために用いられている」現状を激しく非難している。シャープにとってみれば、これらの言説は「万人に平等な権利が存在する」としたコモン・ローからの逸脱であり、奴隷制を正当化する輩はその「道徳的感性」から察するに「彼ら自身が“獣の中の最上位の種”ではないのか？」とまで辛辣に述べて、この節を結んでいる⁴⁰⁹。

前述したコモン・ローと共に、奴隷制を否定する根拠としてシャープが挙げているのが「啓示された宗教」、すなわち『聖書』の教えである。その理由を説明

⁴⁰⁶ Samuel Estwick, *Considerations on the negroe cause commonly so called, addressed to the Right Honourable Lord Mansfield, Lord Chief Justice of the Court of King's Bench, &c.*, The second edition, London, 1773, p. 79

⁴⁰⁷ David Hume (1711-1776).

⁴⁰⁸ ジャマイカのプランテーション経営者エドワード・ロング (Edward Long, 1734-1813) を指す。

⁴⁰⁹ Sharp, *A short sketch*, The Third Edition, pp. vii-xii

する過程で、いわゆる「ハムの呪い (The Curse of ham)」についても言及と解説が加えられている。これは、旧約聖書・『創世記』の中で預言者ノア (Noah) が自身を辱める行為を働いた息子ハムに立腹し、その息子 (ノアにとっては孫) カナン (Cannan) の子孫が将来従兄弟たちの子孫の「奴隷 (servant of servants)」となると預言した逸話⁴¹⁰に由来するもので、『聖書』に依拠した奴隷制擁護の論拠として同時代はしばしば取り挙げられていた。シャープは『聖書』の記述自体は事実と認めた上で、この時ノアが将来奴隷になると預言したのは、ハムの息子たち全員ではなくその内の「カナンの子孫たちのみ」であり、紆余曲折の後で彼の末裔とされるカルタゴ人たちがローマに征服され奴隷化されたことで預言は成就しており、それ以後は効力を持ち得ないとしている。加えて、「カナン以外のハムの息子たちの末裔」であるとされるアフリカ人には元々「呪い」は及ばないと指摘し、以上の論拠から「ノアの預言」は奴隷制擁護の根拠に成り得ないのは明白であるとしている⁴¹¹。その上でシャープは、『使徒言行録』中で福音宣教者フィリポ (Philip the Evangelist) がエチオピア人宦官 (Ethiopian eunuch) を回心させた逸話⁴¹²などに言及し、これらの事例からも福音が民族や肌の色の別なく万人に平等なのは明白であり、故に「全ての人間は平等に作られている (all men

⁴¹⁰ 『創世記』9章20-27節

⁴¹¹ Ibid., pp. xxiii-xxvi

⁴¹² 『使徒言行録』8章26-39節。なお、『聖書』中における「エチオピア人」は、黒人とほぼ同義である。

are created equal) のは自明の真理である⁴¹³。」と、まるで『アメリカ独立宣言』を想起させるような言い回し⁴¹⁴で訴えている。

そして、現在政府の認可の下「他のあらゆる合法的な貿易よりも推奨」されている「我が同胞たちの許し難き移送 (= 奴隷貿易)」、及び過去に歴代の国王と枢密院顧問官により裁可されてきた植民地での奴隷に対する残虐な処罰を定めた諸法はこの原則に対する重大な違反であり、シャープはこれらを「究極的な国家の墮落 (extreme national depravity)」とまで糾弾し今すぐ廃止すべきであると、かつてノース卿やポートランド公に宛てた書簡を思わせるような強い調子で主張し、本項を結んでいる⁴¹⁵。

このように第 3 版で追加された内容は、入植地そのものに関係するというよりはむしろシャープ自身の奴隷制廃止論に重点を置いたものとなっており、その中では黒人が白人と同等の存在であるという事が、特に『聖書』の記述を論拠に何度も強調されている。既に第 3 章第 1 節で分析し、そして「序文」中で繰り返し述べられている通り、シャープにとって「神の法」はコモン・ローと並んで奴隷制反対の根幹をなす論拠だった。それを今回の再版に当たって、改めて強調

⁴¹³ Ibid., p. xxxv

⁴¹⁴ 独立宣言は、その発表から間を置かず 1776 年 8 月にはロンドンの新聞各紙に掲載されており、第 2 章第 1 節で論じた著者のアメリカ問題への関わりの深さに鑑みれば、読了済みと考察するのが自然である。但し、直接影響を受けたか否かは、現時点で断定出来る根拠は無い。アーミテイジ、『独立宣言の世界史』, 81 頁。

⁴¹⁵ Ibid., pp. xxxvi-xxxviii

した理由は何故だったのだろうか。その背景には奴隷制問題が国政を揺るがす政治問題となり、それに伴って奴隷制擁護論者陣営からの激しさを増す各種の言説攻撃の中でも、序文中でも引用されているエストウィックの言説のような、黒人を自らの欲望を制御出来ない自堕落な人種と見做し白人に劣ると主張した「黒人劣等人種論」が、当時においては植民地のみならずイギリス本国においても思想的な主流として広く受容されていたという事実が深く関係していたと思われる。この「黒人劣等人種論」は、より優れた人種たる白人が彼らを支配するのは当然であるとして、エストウィックら西インド諸島に利害を持ち議会に対し強力なロビー活動を行っていた西インド利害を代表する人物たちにより、奴隷制を容認し正当化しようとする言説に利用されていた。同じ箇所で言及されている『ジャマイカ史』の著者こと、エドワード・ロングもその1人だった。ジャマイカのプランテーション経営者だったロングは、自身の経験を元に「黒人＝劣等人種」であるとの言説を展開⁴¹⁶し、さらに別のパンフレットの中では、「人種混淆」による「(血の)汚染」を防止するためにも黒人たちに「イングランド人の諸権利」を与えるべきではないと主張⁴¹⁷していた。

加えて、同時代の高名な啓蒙思想家たちもまた、「黒人劣等人種論」に与する見解を示していた。例えば、「分類学の父」として知られるスウェーデン人生物

⁴¹⁶ 平田、『内なる帝国・内なる他者』， 170-171 頁。

⁴¹⁷ 平田，同上書， 152 頁。

学者カール・フォン・リンネ⁴¹⁸は、1735年出版の『自然の体系』において人類を4つの人種に分類し、その中で「アフリカ系黒人 (*Africanus niger*)」を「狡猾、なまけもの、ぞんざい……黒い、無気力……。自分の主人の恣意的な意思に基づいて統治されている⁴¹⁹」であると記述していた。また「イギリス経験論」哲学の大家で、当時は『イングランド史』の執筆で歴史家としても著名であり、既述の通り「序論」で人種差別的な言説の元凶としてシャープから激しい非難の対象となっているヒュームは、1742年出版の『国民的性格について』において、「私は、黒人は当然白人より劣っていると考えるようになった…… (中略) 白くない皮膚を持つ文明民族は存在したことは決してない」⁴²⁰と記述していた。こうした言説は、奴隷制擁護論者たちによって自分たちの主張を裏付ける格好の「論拠」として、広く引用されていた。

シャープがこれらの言説を周知していたことは、本書だけでなく第3章第1節で触れたオグルソープとの往復書簡の中からも窺い知れる。例えば、1776年10月13日付のオグルソープからの書簡には

「…… (前略) あなたは、“アフリカ人は自由に不適合 (*incapable of*

⁴¹⁸ Carl von Linné (1705-1778).

⁴¹⁹ レオン・ポリアコフ, アーリア主義研究会訳『アーリア神話 ヨーロッパにおける人種主義と民族主義の源泉』法政大学出版局,1985年,214頁.

⁴²⁰ “I am apt to suspect the Negroes, to be naturally inferior to the whites”, “There never was any civilized nation of any other complexion than white”, ポリアコフ, 同上書, 235頁.

liberty) であり、それゆえにこれまで統治能力を持った人間はアフリカから生まれることはなかった (*no man capable of government was ever produced by Africa*) ”というヒューム氏の主張について言及しました。いやはや、なんという“歴史家”でしょう (*What a Historian*) !

..... (中略)。おそらく彼は、今日まで残っているあの巨大なピラミッドに言及したヘロドトス(の『歴史』)を読まなかったのでしょう。

..... (後略)」⁴²¹

という内容の記述が存在する。奴隷制廃止論者として、当時強固な思想的裏付けを伴っていたこれらの「黒人劣等人種論」に反論するためにも、シャープは「黒人」が「白人 (イングランド人)」と同等のことを実現出来ると主張し、且つそれを「実証」する必要性に迫られていた。そうであるからこそ、ますますシエラレオネ植民地建設計画の推進に駆られていったものと推測することが出来る。

また興味深いのは、著者が「人類の複数の種」という思想を「邪悪なバラモン教的教義」に例え、このような言説を唱える輩として「イングランド人懐疑論者、“小”哲学者、“自称”博物学者」と並んで「インドのバラモン」を非難している箇所である。東インド会社の「腐敗」追求に端を発したインド統治問題、並びに会

⁴²¹ Hoare, *Memoirs of Granville Sharpe*, pp. 157-159
214

社支配地域におけるキリスト教伝道問題は同時代の「国制・帝国統治改革運動」の中でも主要な議題の一つとなり、ウィルバーフォースやチャールズ・グラント⁴²²など奴隷制廃止運動家の内複数人がこれに関与していた⁴²³。文中でわざわざこのような表現を用いた背景には著者自身もインド問題に関心を抱いていたこと、そして何より「国制・帝国統治改革運動」の対象が特定の地域や議題に囚われない幅広い分野に及んでいたことの証左である。

その一方で注目すべきことは、「序文」において直接の批判対象とされているのが「黒人劣等人種論」・奴隷貿易・植民地における非人道的な刑罰法の3つであり、奴隷制そのものに対しては直接的な非難の言葉を向けていないという点である。もちろん、本書全体に目を通せばシャープが反奴隷制思想を抱いていることは一目瞭然であるが、「序文」において敢えて「トーンダウン」した背景には、彼が議長を務める奴隷貿易廃止運動委員会の政治目標が、奴隷貿易のみの廃止であることと関わっている可能性がある。

そして「序文」で繰り返し強調されているように、シャープの主張の根拠となるのがコモン・ローと『聖書』であった。本文において述べられていたように、入植地が古来のイングランドの統治体制とキリスト教信仰を基盤とする社会と

⁴²² Charles Grant (1746-1823). 庶民院議員 (1802-1818)、シエラレオネ会社取締役、アフリカ協会取締役。

⁴²³ Brown, *Moral capital*, pp. 202-206. 井野瀬, 『大英帝国という経験』, 63-65頁.

なることは、シャープにとっては必然的な帰結だったとすることが出来る。

第5節 『シエラレオネ入植地素描』の歴史的位置

— 「国制・帝国統治改革運動」の一形態 —

これまでの3節に渡って分析したように、『シエラレオネ入植地素描』においてシャープが理想とした入植地社会は、3年前に執筆した「覚え書き」で構想していたものをより精緻に発展させた、住民たちによる自治とキリスト教信仰に立脚した生活を基盤とし、常備軍や官僚機構及びそれらを維持するための複雑な徴税制度は保持しない農村共同体社会である。この理想像は、度重なる対外戦争遂行のために巨大な常備軍とそれを支える財務・徴税官僚機構からなる「財政軍事国家」へと変貌し、税収の主体を直接税である土地税から消費税を始めとする間接税と国債へと転換し、そしてその社会も囲い込みと国内外の交易の発展により商業化・都市化・階層分化・流動化が進展していた当時のイギリス社会⁴²⁴とは、正しく対極に位置するものだった。本国における奴隷制と植民地における専制を共に同根の事象として激しく非難し、「国制・帝国統治改革運動」に深くコミットしていたシャープの事跡に鑑みるに、彼が理想とした社会が同時代の

⁴²⁴ ブリュア、『財政＝軍事国家の衝撃』。

イギリスの置かれた現状とは大きくかけ離れたものとなるのは必然だったといえる。

加えて、イングランド国内で困窮した自由黒人をアフリカに入植させ、独立自営の農村共同体社会の入植地を建設しようというシャープの『シエラレオネ入植地素描』は、国内問題解決と理想社会建設を同時に達成するための手段として植民地建設を構想するに至ったという点で、第 4 章で分析した各種植民地建設（計画）との関連性が見受けられるということが出来る。この内まずニューイングランドに関しては、イングランド社会の現状への反発として理想化されたイングランド的農村共同体社会を建設しようとしたという点、及び『聖書』の記述に依拠したキリスト教信仰を核とする共同体統治体制樹立を目指したという点で類似性が認められる。

次にジョージアに関しては、貧民の救済と自立を目的に独立自営農民による共同体の建設を目指し、大土地所有者出現防止のために個人の土地所有に制限を課し、ヨーロッパ大陸出身のプロテスタント住民の移住を推奨し、そして植民地内での奴隷制を禁止したという複数の点において、ニューイングランド以上に強い類似性が認められる。第 3 章第 1 節で述べたようにシャープはオグルソーと 10 年来の交友関係にあり、両者は共にイギリス本国・大英帝国の現状に不満を持つ者同士だった。さらに双方でやり取りされた書簡の中でオグルソー

プが自身の関わったジョージア植民地建設構想について言及し、その詳細を調べたシャープが同計画の「崇高な原則 (noble principle)」を称賛する記述が散見されることから⁴²⁵、シャープが同植民地建設構想を周知していたことは確実であり、そこから影響を受けた可能性は高いと推察することが出来る。

しかしながら、これらの事例と『シエラレオネ入植地素描』の間には、入植者という重要な相違点が存在する。『シエラレオネ入植地素描』以前の植民地建設において、入植の主体と想定されていたのはイングランド人だったのに対し、『シエラレオネ入植地素描』はイングランド化した黒人を入植の主体として構想されているのである。この点において同書と共通性が認められるのが、ジェファソンの黒人邦外植民計画である。奇しくもほぼ同時期に共に黒人主体の入植計画を提案し、後に実際にアフリカへの植民地建設を支援したシャープとジェファソンであるが、その提案の根底にある動機は正反対のものだった。ジェファソンの提案は白人と黒人の共存や同化は不可能であるとする見解に基づき、政治的且つ人種的偏見に満ちた動機に立脚していた。対してシャープの『シエラレオネ入植地素描』は、黒人であろうともイングランド的な農村共同体を建設し、そして白人と共存出来るという想定に基づく、理想主義的且つ平等主義的なものだった。これまで分析してきたように、シャープは大英帝国における奴隷制そ

⁴²⁵ Hoare, *Memoirs of Granville Sharpe*, pp. 155-164

のものをコモン・ロー及び「神の法」に対する重大な違反と断じ、黒人もまた自由に生まれしイングランド人としての権利を享受出来るという理念の下で、奴隷制廃止運動に従事していた。黒人がイングランド的な農村共同体植民地を樹立出来る、という前提の下で立案されたシャープの『シエラレオネ入植地素描』には、前述した理念及び黒人観がそのまま反映されていると見る事が出来る。

しかし、ジェファソンの提案が人間平等及び奴隷解放という理想の下に立案されながら、現実として人種分離という政策を推進するという矛盾を抱えていたのとは対照的に、シャープの『シエラレオネ入植地素描』は理想を貫徹しようとするあまり、現実との間に大きな齟齬が生じるという重大な問題を抱えていた。まず、入植の主体となる黒人貧民たちは、出身・生い立ち共に極めて多様な集団であった。黒人貧民救済委員会の記録に残るリーダー格と見なされた 8 人のみをとっても、その出生地はアメリカ・カリブ海・アフリカ・インドと多岐に渡っており、元々の職業も農民・水兵・職人・従僕とバラバラだった⁴²⁶。つまり、彼らは委員会の救貧を受けているということ以外はほとんど共通点を持たない集団であり、決してシャープが構想していた独立自営農業植民地の労働者としての適正が高かったわけではなかった。また、入植に同意し一時金を受け取っておきながらそのまま行方を晦ませたものが半数近くにも上ったという逸話に象

⁴²⁶ 平田、『内なる帝国・内なる他者』, 57 頁. 及び参考図表 4 参照。

徴されるように、彼らが入植計画に同意したのはその理念に賛同したというよりも、どんな手段であれ生計を立てる方法に縋るといふ実利的な生存欲求に基づくものだった。従って当初から、入植者たちがシャープの構想通り行動するかどうかは不透明であるという、不確定要素を多数抱え込んでいた。

加えて問題となるのが、植民地建設において必要不可欠となる資金及び技能者の存在である。シャープの『シエラレオネ入植地素描』においては、前者は当面イギリス政府からの援助により、その後は入植地外から投資という形で勧誘することが想定され、後者については初版第1章のタウン書記官や第2版の「追加諸規則」にて規定されている各種公職就任者が該当するが、入植当事者である黒人貧民たちがこれらを自ら用立てるのは当然のことながら不可能だった。したがって入植に当たっては、上述の要素を持つ白人の提供者への依存が不可避となるはずだった。これは、植民地の運営が彼ら白人の意向に左右されることになる可能性、ひいては事実上の白人支配に陥ることになる危険性を当初から内包していたことを意味する。だが『シエラレオネ入植地素描』中において、このような問題意識は完全に欠落していた。これはシャープが、白人が上位で黒人が下位という社会的な上下関係がそのまま人種関係に転化し、そして支配・被支配関係として固定化されるという可能性に対して無頓着だったか、あるいは無意識のうちに白人（イングランド人）が指導的立場に立つことを当然視していたも

のと推測することが出来る。

まとめるとシャープの『シエラレオネ入植地素描』は、入植地に理想社会を建設しようというこれまでのイングランド(人)の植民地建設活動の系譜に連なるものであり、その中でもオグルソープのジョージア植民地建設構想から強い影響を受け、国内の貧民を植民地に移住させ独立自営の農民として自立させ救済するという同構想の核となった理念を、場所(アメリカからアフリカへ)と人種(白人を黒人に)を変えて実行に移そうとしたものだったということが出来る。同時に彼の構想には、奴隷制はコモン・ローと「神の法」に反する制度であり、黒人はイングランド人と平等の存在であり、そして本国と植民地は独立対等の存在であるという、シャープが「国制・帝国統治改革運動」の中で目指した理想像が浮き彫りになっていた。しかしその一方で、入植者の実像が必ずしも理想と合致せず、また資金提供者に植民地運営を左右される危険性を内包していたなど、かつてのジョージア植民地建設構想の抱えていた問題点も、同時に継承してしまっていた。さらに、入植者間の平等を理想としながらも、実際には入植地における白人優位が固定化する可能性を、その構想時点で内包していた。

では、実際のシエラレオネ植民地建設において『シエラレオネ入植地素描』はどの程度反映されたのだろうか。前節で述べた通り、最初の入植者たちは到着後すぐに疫病の蔓延により激減した。生き残った入植者の中には、生活のために入

植地を去る者や奴隷貿易に携わる者まで現れた。シャープは彼らの行為を強く非難したが、これは彼が入植者及び入植地に求めた理想と現実との、著しい乖離を証明する事例に他ならなかった。さらに 1789 年には現地部族の襲撃により、入植者たちの居住地そのものが灰燼に帰した。その後、シエラレオネとの交易促進を目的に 1790 年に設立されたセント・ジョージ湾協会 (St. George's Bay Association) を前身とするシエラレオネ会社が、1791 年に特許状を交付され、同社主体でシエラレオネ植民地の再建は進むことになった。1792 年には、先年カナダのノヴァ・スコシアに移住していた (本章第 1 節参照) が、同地の寒冷な気候と貧困に苦しみ待遇改善を要求していた元黒人忠誠派 1131 人が、新たにシエラレオネへ入植した。シエラレオネ会社に取締役の 1 人として加わったシャープは引き続き、自身が理想とする社会の実現を強く求めていたが、同社総裁に就任したヘンリー・ソントン⁴²⁷らを中心とする大半の取締役たちの思惑は彼とは異なるものだった。奴隷貿易廃止やアフリカにおけるキリスト教伝道といった理想は共有しつつも、同時に総額 2 万ポンドを超える投資を集めたシエラレオネ会社の経営責任者として実利も追及していたソントンは、会社経営成功のためにシエラレオネ植民地を安定的に統治し且つ商業的な利益を生み出すための現実的方策を模索し、そのために積極的に現地に介入する方針を立てて

⁴²⁷ Henry Thornton (1760-1815). 銀行家、庶民院議員。(在任 1782-1815)

いた。確かに、かつてシャープ自身も『シエラレオネ入植地素描』中で投資目的の会社設立を構想していたが、その会社は植民地内政に対する干渉権を一切保持しない存在だった⁴²⁸。この時点で、シエラレオネ会社はシャープの理想とは大きく異なった団体へとなりつつあった。

結局、取締役会において多数派を占めたソントンらの主導により、シエラレオネには会社代理人である総督をトップとする統治体制が樹立され、奴隷労働には依拠せずに商品作物栽培を核とするプランテーション植民地を目指すという方針が決定された。一方で、かつてシャープが構想していたものと類似する十人組や百戸村も、統治の基本単位として導入されたが、入植者たちが会社方針に対して反抗的だったことから 1799 年に特許状が改訂され、その長を入植者たちが自由に選ぶ権利は剥奪され、住民たちの自治組織としては骨抜き同然の状態にされた。また商品作物の栽培においては、黒人たちを奴隷労働とほぼ変わらない年季奉公労働に従事させることが半ば公然と行われるようになった。最終的に、商品作物栽培は軌道に乗らずプランテーション植民地としての経営は失敗に終わったため、1807 年にシエラレオネ会社は特許状を返還の上解散し、シエラレオネは政府直轄の王領植民地となった。同社解散以後も、その後継組織であるアフリカ協会の取締役の 1 人としてシエラレオネと関わりを終生保ち続けた

⁴²⁸ Sharp, *A short sketch*, The Third Edition, pp. 112-115

シャープだったが、同地において本国政府による白人支配が確立していく中で、住人自治による農村共同体樹立を目指した彼の『シエラレオネ入植地素描』は現実にはほとんど反映されることなく、次第に顧みられることもなくなっていく。結果としてシャープの入植構想は、本国主導による白人支配に陥る危険性という当初から抱えていた問題点が現出する一方、掲げていた理想はほぼ実現せぬ形で終わったといえる。

但し、シエラレオネ植民地は王領化と同年に成立した奴隷貿易廃止法を受けて、奴隷の密貿易取り締まり活動のためのイギリス海軍の拠点となった。海軍により拿捕された密輸船に積まれていた奴隷たちは、船ごとシエラレオネに連行され海事裁判の後解放された⁴²⁹。さらにシエラレオネはその後、国教会伝道協会（Church Mission Society）を始めとするアングロ・プロテスタント系伝道組織の西アフリカにおける拠点となり、史上初の黒人主教となるサミュエル・アジャイ・クラウザー⁴³⁰を始め数多くの現地人宣教師を養成し、アフリカにおけるキリスト教伝道の中核地の一つとなった⁴³¹。この事実に鑑みれば、シエラレオネを奴隷身分から解放された自由黒人のための、良きキリスト教徒の植民地とすると

⁴²⁹ 布留川、『イギリスにおける奴隷貿易と奴隷制の廃止』、97-99頁、101-135頁。Deirdre Coleman, *Romantic Colonization*, pp. 106-133

⁴³⁰ Samuel Ajayi Crowther (1809?-1891).

⁴³¹ 並河葉子「シエラレオネの黒人宣教師」指昭博編『「イギリス」であること アイデンティティ探求の歴史』刀水書房、1999年、218-242頁。

いう点においては、シャープの理想は（彼自身の想定とは大分異なる形ではあったが）ある程度達成されたということが出来る。ある意味で、彼の計画は第二次帝国の先駆けとなったと言えるし、あるいは後継者たちが彼の計画を上手いこと利用したと捉えることも出来る。さらにここからは、シャープと第二次帝国との関係性を論じることも出来る。

それでは、本章の内容を総括する。シャープの『シエラレオネ入植地素描』は、シエラレオネ植民地建設を支持し且つ自身の理想とする社会をアフリカの地で樹立しようという理念の下で執筆された。その内容は以前彼が執筆した「覚え書き」を下敷きとし、奴隷制を禁じ住民たちの自治とキリスト教信仰に則った生活を基盤とする農村共同体社会の樹立を目指したものとなっており、国内問題解決と理想社会建設を実現しようとするこれまでの入植計画の系譜の後継に位置付けられると同時に、「国制・帝国統治改革運動」におけるシャープの理想像が反映されたものとなっていた。しかしその一方で、入植者たちの実態との乖離や白人支配の危険性などの問題点を、著者自身の自覚がないまま内包していた。そして実際の植民地建設においては、最初の入植の失敗や他の利害関係者との思惑の相違などの衝突が重なった。結果として、シャープの計画そのものはほとんど実現することはなかったものの、その中に内包されていた理念の内のいくつかは後に形を変えて現出していくこととなった。

結論

それでは、本論文全体の総括を行う。

まず第 1 章においては、これまでの先行研究を整理すると共にその問題点について精査した。その結果、奴隷制廃止運動研究及びシャープに関する研究があくまでもイギリス国内史の観点を中心に論じられていること、これを打破するには帝国史も含めた複合的な視座に立ち、これらを「国制・帝国統治改革運動」の観点から分析する必要性が改めて浮き彫りになった。

次いで第 2 章においては、シャープが偶然助けた逃亡奴隷ストロングの受難を契機にイングランドにおける「奴隷制」と遭遇し、これと対決していく経緯を分析した。彼はその過程で、1760 年代当時のイングランド（及びイギリス）には明文化された実定法としてではなく、社会に容認された慣習として「奴隷制」が存在していたことが、改めて浮き彫りになった。この現状に憤慨したシャープは、主としてコモン・ローを根拠に奴隷制は違法であるとの法の見解を各種判決や注釈書等からまとめ挙げ、『奴隷制容認に対する表明』として出版した。その後は自説を拠り所にして逃亡奴隷の身柄引き渡しを巡って裁判を起こすという形で法廷闘争を行い、1772 年のサマセット裁判において司法当局から奴隷制は合法とは認められないとする法的解釈を引き出すことに成功した。これによっ

て直ちにイングランド国内の「奴隷制」が消滅したわけではなかったが、同裁判の判決はイングランドにおいて「奴隷制」は違法であるとする空気を形成する一助となった。また、これをきっかけにスコットランドで生じたナイト裁判では同地における「奴隷制」を禁じる判決が出され、後世においてはサマセット判決をもってイギリスにおいて「奴隷制」は廃止されたという神話を形成するまでの影響を与えた。そしてここから、シャープはイギリス国内はもとより植民地においても、コモン・ローが体現するイングランド人の自由が実現されるべきであり、そのためには法を通じた本国と植民地の一体的改革、すなわち「国制・帝国統治改革」が必要であるとの認識を持っていたことが示された。

続いて第 3 章では、アメリカ独立戦争期におけるシャープの活動について分析した。反奴隷制運動に邁進するにつれシャープは、奴隷制をコモン・ローだけでなく「神の法」にも背くものとして捉える思想見解を抱くようになり、次第に後者に依拠した理論を構築するようになっていった。さらにアメリカの反奴隷制運動家との交流を通じ、イングランド本国における「奴隷制」の容認と大英帝国における本国の植民地に対する専制は同根の事象で、共にイングランド本国が墮落・腐敗しているという事実の証明であり、これを悔い改めない限り大英帝国そのものに神罰が下るとする危機感を抱くようになった。ここからはシャープが本国と帝国を一体的に捉え、双方の改革が必要不可欠であると判断してい

たことが分かる。やがてアメリカ独立戦争へと至る政治危機の中でシャープは自身の職をなげうってまで、神罰を回避するための贖罪としての各種改革の必要性を訴え、帝国全体の奴隷制廃止と本国における議会改革という「国制・帝国統治改革運動」を共に実現しようと精力的に活動した。彼の活動はオグルソープやヒンクリフそしてポータウスといった少なからぬ賛同者を集めたものの、その国教会至上主義や大衆的広がり欠如によりこの時点ではその目的は未達成に終わった。また、独立戦争中に発生した奴隷の海上投棄を発端とするゾング号事件に関しては、これを刑事事件化・政治問題化しようと国教会・政界有力者に積極的に働きかけたものの、こちらの活動も直接的な成果を挙げることはなかった。しかしこれらの活動は、シャープが植民地改革と本国改革とを相補的に把握していたことを明瞭に示している。

転じて第4章では、シャープの「覚え書き」と各種植民地建設（計画）について分析した。奴隷制廃止実現の見込みが立たぬ中で、シャープは既に奴隷制廃止を見据えたアフリカでの自由黒人入植地を構想するようになり、1783年にこれを見据えたアフリカでの自由黒人入植地を構想するようになり、1783年にこれを「覚え書き」として執筆した。この「覚え書き」には、彼が理想に描いた十人組制度を基盤とする住民自治による統治体制など、「古来の国制」に基づいた理想像が構想されていた。彼の構想は、国内問題解決と理想社会建設を同時に達成するための手段として植民地建設を思い描くに至ったという点で、これまでの

植民地建設計画の中でも、ニューイングランド及びジョージアとそれぞれ類似性が見受けられるものだった。他方で、奴隷解放以後の自由黒人を対象とした入植計画としては同時期にジェファソンも構想しており、大西洋两岸の思想的交流を窺わせると共に、シャープが決して思想的に孤立した特異な存在ではなかった。すなわち、彼の構想は環大西洋的な国制改革論の広がりという歴史的背景において理解されるべきものだったのである。

そして第5章では、シエラレオネ植民地建設計画におけるシャープの関与を、彼の執筆した『シエラレオネ入植地素描』の内容分析、並びに奴隷貿易廃止運動の展開を軸に分析した。同書は3年前に執筆した「覚え書き」を下敷きにして、「十人組制度」を基盤とする住民自治による統治体制などのコモン・ローと「神の法」に依拠し「古来の国制」に基づいた農村共同体という、彼が思い描いたシエラレオネ植民地の理想像が記されていた。理想社会の建設という点においては、第4章において分析した植民地建設計画と少なからぬ共通点を有していた一方で、アフリカを入植地とし入植対象を黒人主体とするなど他の計画には見られなかった独自性も色濃く窺えるものとなっていた。かつてイングランドにおける「奴隷制」をコモン・ローに対する重大な違反であると糾弾し、またアメリカ独立戦争においては本国議会の植民地に対する立法権を専制であると非難したシャープにとって、自由人による自治を基盤とするシエラレオネ植民地こ

そ、彼の理想とするこれからの大英帝国における植民地の雛形となるはずであり、その青写真が『シエラレオネ入植地素描』だった。同書は奴隷制廃止・住民自治・植民地運営・キリスト教信仰という、これまでシャープが追求してきた「国制・帝国統治改革運動」における理念の具現化と呼ぶべきものだった。このヴィジョン自体は、入植者の実態など現実との間に大きな齟齬が生じ、また入植地運営の主体が実利を目的とする特許会社そして政府に移行していく中で、同書は植民地建設計画案として実際にはほとんど反映されなかった。しかし、シャープが同書において掲げていた理念の内のいくつかは、その後の第二次帝国において形を変えて実現していくことになった。

総合すると、シャープは初期においては主としてコモン・ローに依拠し、中期以降はコモン・ローと『聖書』の独自解釈に依拠した「神の法」とを組み合わせた独特な奴隷制廃止論を構築し、終生一貫して関心と熱意を失うことなく活動した。同時に、イングランドの国制や植民地との関係のあり方という、イギリス国内と大英帝国全体についても分け隔てなく強い関心を持ち、やがて肌の色や住んでいる場所に関係なく大英帝国の臣民はコモン・ローで認められた権利を等しく享受出来るとする主張を組み立て、これを「国制・帝国統治改革運動」の中で追求していった。そしてシエラレオネ入植計画においては、これを前述した奴隷制廃止と植民地の自治という自身の理想を実現するための好機と捉え、か

つてパトロンのオグルソープがジョージア植民地において計画した構想を下敷きにしつつ、より平等主義的な社会の建設を目指した。これらの活動の中で初期の法廷闘争は、当時のイングランドにおいて「奴隷制」がグレーゾーンの存在だったこともあり、結果的に法の不備を突き一定の成功を収めることが出来た。反面、アメリカ独立戦争及びゾング号事件に関しては、国教会有力者への働きかけ偏重というシャープの活動方針には社会的に広範な支持の獲得という点で限界があり、これらの出来事を契機として奴隷制廃止への流れを作り出すには至らなかった。そしてシエラレオネ植民地に関しては、理想と実態との乖離により彼の入植地構想は挫折し、最終的にはシャープの構想とは対極である本国主導の支配体制が成立した。結果だけで見ると、シャープの活動は直接的には報われなかったケースが多かったと言える。

しかしながら、当時の奴隷制廃止運動家たちの大部分が奴隷貿易の廃止のみで奴隷の境遇を改善出来ると楽観的だった中で、奴隷制そのものを廃止しなければ問題解決は不可能と考えていたシャープの信念は、結果としてその死後誤っていなかったことが図らずも立証された。また、まだ奴隷貿易廃止の実現すら定かではなかった時点で、シャープは既に奴隷解放以後を見据えた入植地建設を考案していた。その構想は、実際にアメリカ独立戦争の結果自由人となった元奴隷たちも惹きつけるだけの魅力を持っていた。また彼の思想や活動からは、イ

ギリス史研究において国内史と帝国史を分けて論じたままでは、その全容を理解することは困難であるということも改めて浮き彫りになった。本論文では、シャープと第二次帝国との関わりについてはシエラレオネ植民地のみの分析に終始してしまったが、大英帝国史研究のさらなる深化のためには、奴隷制廃止運動と「国制・帝国統治改革運動」との関係についてのより一層の研究が不可欠である。

参考文献目錄

一次史料

- Lyall, Andrew, *Granville Sharp's Cases on Slavery*, Oxford, Hart Publishing, 2017.
- Martyn, Benjamin, *Reasons for establishing the colony of Georgia*, 1733. Georgia Historical Society, *Collections of the Georgia Historical Society Vol.1*, 1840.
- Oglethorpe, James Edward, *A new and accurate account of the provinces of South-Carolina and Georgia*, 1733.
- Sharp, Granville, *A Representation of the Injustice and Dangerous Tendency of Tolerating Slavery*, London, Benjamin White, 1769.
- Sharp, Granville, *A declaration of the people's natural right to a share in the legislature; which is the fundamental principle of the British constitution of state*, London, B. White, 1774.
- Sharp, Granville, *The just limitation of slavery in the laws of God, compared with the unbounded claims of the African traders and British American slaveholders*, London, B. White, 1776.
- Sharp, Granville, *The law of liberty, or, royal law, by which all mankind will certainly be judged! Earnestly Recommended To The Serious Consideration Of All Slaveholders And Slavedealers*, London, B. White, E. and C. Dilly, 1776.
- Sharp, Granville, *The law of passive obedience, or Christian submission to personal injuries*, London, 1776.
- Sharp, Granville, *The law of retribution; or, a serious warning to Great Britain and her colonies, founded on unquestionable examples of God's temporal vengeance against tyrants, slave-holders, and oppressors*, London, B. White, E. and C. Dilly, 1776.

Sharp, Granville, *An account of the ancient division of the English nation into hundreds and tithings*, London, Galabin and Baker, 1784.

Sharp, Granville, *A short sketch of temporary regulations (until better shall be proposed) for the intended settlement on the grain coast of Africa, near Sierra Leona*, London, H. Baldwin, 1786.

Sharp, Granville, *A short sketch of temporary regulations (until better shall be proposed) for the intended settlement on the grain coast of Africa, near Sierra Leona*, the Second Edition, London, H. Baldwin, 1786.

Sharp, Granville, *A short sketch of temporary regulations (until better shall be proposed) for the intended settlement on the grain coast of Africa, near Sierra Leona*, the Third Edition, London, H. Baldwin, 1788.

二次文献

a)辞典類

Oxford Dictionary of National Biography.

Dabydeen, David, Gilmore, John, Jones Cecily eds, *The Oxford Companion to Black British History*, Oxford University Press, 2010.

『新共同訳聖書』（日本聖書協会，1995年）。

木村雅俊・中尾正史編『スコットランド文化辞典』（原書房，2006年）。

小山貞夫編『英米法律語辞典』（研究社，2011年）。

松村尅・富田虎男編『英米史辞典』（研究社，2000年）。

b)書籍

Benton, Lauren, Ford, Lisa, *Rage for order: the British Empire and the origins of international law 1800-1850*, Cambridge, Massachusetts, Harvard University Press, 2016.

Bilder, Mary Sarah, *The Transatlantic Constitution: Colonial Legal Culture and the Empire*, Cambridge, Massachusetts, Harvard University Press, 2004.

Braidwood, Stephen J., *Black Poors and White Philanthropists: London's Blacks and the Foundation of the Sierra Leone Settlement, 1786-91*, Liverpool, Liverpool University Press, 1994.

Brown, Christopher Leslie, *Moral Capital: Foundations of British Abolitionism*, Chapel Hill, University of North Carolina Press, 2006.

Church of England, *The Book of Common Prayer, and administration of the sacraments, and other rites and ceremonies of the church, according to the use of the Church of England: Together with the Psalter or Psalms of David, pointed as they are to be sung or said in churches*, Oxford, Oxford University-Printers, 1701.

Clarkson, Thomas, *An essay on the slavery and commerce of the human species, particularly the African, translated from a Latin dissertation, which was honoured with the first prize in the University of Cambridge, for the year 1785, With Additions*, London, James Phillips, 1786.

Clarkson, Thomas, *The History of the Rise, Progress, and Accomplishment of the Abolition of the African Slave-trade by the British Parliament*, 2 Volumes, London, Longman, Hurst, Rees, and Orme, 1808.

Coleman, Deirdre, *Romantic Colonization and British Anti-Slavery*, Cambridge, Cambridge University Press, 2005.

- Coleman, Kenneth eds, *A History of Georgia*, Athens, University of Georgia Press, 1977.
- Coupland, Sir Reginald, *The British anti-slavery movement*, the Second Edition, London, Frank Cass & Co. Ltd., 1966.
- Curtin, Philip D., *The Atlantic slave trade: a census*, Madison, University of Wisconsin Press, 1969.
- Dalrymple, James, Viscount Stair, *The Institutions of the Law of Scotland deduced from its Originals, and collated with the Civil, Canon and Feudal Laws and with the Customs of Neighbouring Nations*, ed. D.M. Walker, (Edinburgh, 1981), 1693.
- Davis, David Brion, *The Problem of Slavery in the Age of the American Revolution*, Ithaca New York, Cornell University Press, 1975.
- Dorsey, Joseph C., *Slave Traffic in the Age of Abolition: Puerto Rico, West Africa, and the Non-Hispanic Caribbean*, Gainesville, University Press of Florida, 2003.
- Drescher, Seymour, *Capitalism and Antislavery: British Mobilization in Comparative Perspective*, London, Macmillan, 1986.
- Drescher, Seymour, *The Mighty Experiment: Free Labor versus Slavery in British Emancipation*, New York, Oxford University Press, 2002.
- Drescher, Seymour, *Abolition: A History of Slavery and Antislavery*, New York, Cambridge University Press, 2009.
- Faubert, Michelle, *Granville Sharp's Uncovered Letter and the Zong Massacre*, Palgrave Macmillan, 2018.
- Fryer, Peter, *Staying Power: The History of Black People in Britain*, London, Pluto Press, 1984.
- Fyfe, Christopher, *A History of Sierra Leone*, London, Oxford University Press, 1962

- Harris, Thaddeus Mason, *Biographical memorials of James Oglethorpe: founder of the colony of Georgia in North America*, 1841.
- Halliday, Paul D., *Habeas corpus: from England to empire*, Cambridge, Massachusetts, Belknap Press of Harvard University Press, 2010.
- Hanley, Ryan, *Beyond Slavery and Abolition: Black British Writing c.1770-1830 Fight to Free an Empire's Slaves*, Cambridge, Cambridge University Press, 2019.
- Hoare, Prince, *Memoirs of Granville Sharpe, Esq*, London, Henry Colburn, 1820.
- Hochschild, Adam, *Bury the Chains: Prophets and Rebels in the Fight to Free an Empire's Slaves*, Boston, Houghton Mifflin Company, 2005.
- Jasanoff, Maya, *Liberty's Exiles*, London, Harper Press, 2011.
- Lacelles, E.C.P., *Granville Sharp and the Freedom of Slave in England*, Oxford, 1928.
- McDouall, Andrew, *An Institute of the Laws of Scotland in civil right*, vol.1, Edinburgh, R. Fleming, 1751.
- Morgan, Philip D., Hawkins, Sean eds, *Black Experience and the Empire*, New York, Oxford University Press, 2004.
- Newton, John, *Thoughts Upon the African Slave Trade*, London, J. Buckland, 1788. (邦訳：ジョン・ニュートン，中澤幸夫訳『増補版「アメージング・グレース」物語 ゴスペルに秘められた元奴隷商人の自伝』彩流社，2012年，230-261頁.)
- Olusoga, David, *Black and British: A Forgotten History*, London, Pan Books, 2017.
- Ramsay, James, *An essay on the treatment and conversion of African slaves in the British sugar colonies*, London, James Phillips, 1784.
- Russell, David Lee, *Oglethorpe and Colonial Georgia: A History, 1733-1783*, 2006.
- Schama, Simon, *Rough Crossings: Britain, the Slaves and the American Revolution*, London, BBC books, 2005.

- Shyllon, Folarin, *Black Slaves in Britain*, London, Oxford University Press, 1974.
- Shyllon, Folarin, *Black people in Britain 1555-1833*, London, Oxford University Press, 1977.
- Wallace, Elizabeth Kowaleski, *The British Slave Trade & Public Memory*, New York, Columbia University Press, 2006.
- Walvin, James, *England, slaves, and freedom*, London, Macmillan, 1986.
- Walvin, James, *Slaves and Slavery: The British Colonial experience*, Manchester, Manchester University Press, 1992.
- Walvin, James, *Black Ivory: a History of British Slavery*, Washington, DC, Howard University Press, 1994.
- Walvin, James, *An African's Life: The Life and Times of Olaudah Equiano, 1745-1797*, London, Cassell, 1998.
- Walvin, James, *The Zong: A Massacre, the Law & the End of Slavery*, London, Yale University Press, 2011.
- West, Richard, *Back to Africa: a History of Sierra Leone and Liberia*, London, Jonathan Cape, 1970.
- Williams, Eric, *Capitalism and Slavery*, Chapel Hill, University of North Carolina Press, 1944 (中山毅訳『資本主義と奴隷制 ニグロ奴隷制とイギリス経済史』理論社, 1968年. 山本信監訳『資本主義と奴隷制 経済史から見た黒人奴隷制の発生と崩壊』明石書店, 2004年).
- Wood, Betty, *Slavery in Colonial Georgia, 1730-1775*, Athens, University of Georgia Press, 1984.
- 明石紀雄『モンティチェロのジェファソン アメリカ建国の父祖の内面史』(ミネルヴァ書房, 2003年).

- 井野瀬久美恵『興亡の世界史 16 大英帝国という経験』（講談社，2007年）。
- 岩井淳『千年王国を夢見た革命 17世紀英米のピューリタン』（講談社選書メチエ，1995年）。
- 大西直樹『ニューイングランドの宗教と社会』（彩流社，1997年）。
- 金井光太郎『アメリカにおける公共性・革命・国家 タウンミーティングと人民主権との間』（木鐸社，1995年）。
- 川北稔『民衆の大英帝国 近世イギリス社会とアメリカ移民』（岩波現代文庫，2008年）。
- 君塚直隆編『よく分かるイギリス近現代史』（ミネルヴァ書房，2018年）。
- 近藤和彦編『長い十八世紀のイギリス その政治社会』（山川出版社，2002年）。
- 浜忠雄『カリブからの問い ハイチ革命と近代世界』（岩波書店，2003年）。
- 平田雅博『内なる帝国・内なる他者 在英黒人の歴史』（晃洋書房，2004年）。
- 布留川正弘『奴隷船の世界史』（岩波書店，2019年）。
- 布留川正弘『イギリスにおける奴隷貿易と奴隷制の廃止』（有斐閣，2020年）。
- 本田毅彦『インド高等文官 大英帝国の超エリート達』（講談社選書メチエ，2001年）。
- 森建資『雇用関係の生成 イギリス労働関係史序説』（木鐸社，1988年），
- デイヴィット・アーミテイジ，平田雅博・岩井淳・菅原秀二・細川道久訳『独立宣言の世界史』（ミネルヴァ書房，2012年）。
- デイヴィット・アーミテイジ，平田雅博・阪本浩・細川道久訳『＜内戦＞の世界史』（岩波書店，2019年）。
- エリック・ウィリアムズ，川北稔訳『コロンブスからカストロまで—カリブ海域史，1492-1969 I・II』（岩波書店，1978年）。
- エリック・ウィリアムズ，田中浩訳『帝国主義と知識人』（岩波書店，1999年）。

- ジェームズ・ウォルヴィン，池田年穂訳『奴隷制を生きた男たち』（水声社，2010年）.
- コリン・ウッド，肥後本芳男・金井光太郎・野口久美子・田宮晴彦訳『11の国のアメリカ史 分断と相克の400年 上』（岩波書店，2017年）.
- ゴードン・S・ウッド，池田年穂，金井光太郎，肥後本芳男訳『ベンジャミン・フランクリン、アメリカ人になる』（慶應義塾大学出版会，2010年）.
- オラウダ・エクイアーノ，久野陽一訳『アフリカ人、イクイアーノの生涯の興味深い物語』（研究社，2012年）.
- S. エルキンズ他、山本新他編訳『アメリカ大陸の奴隷制 南北アメリカの比較論争』（神奈川大学人文学会，1978年）.
- デイヴィッド・エルティス、デイヴィット・リチャードソン、増井志津代訳『環大西洋奴隷貿易歴史地図』（東洋書林，2012年）.
- ザバヌー・ギッフオード，徳島達郎監訳『アボリショニズムの社会史 反奴隷制とクラークソン』（梓出版社，1999年）.
- ベンジャミン・クアレルズ、小山起功・川成洋訳『アメリカ革命と黒人』（国書刊行会，1979年）.
- ジャック・P・グリーン、大森雄太郎訳『幸福の追求 イギリス領植民地期アメリカの社会史』（慶應義塾大学出版会，2013年）.
- リンダ・コリー，川北稔監訳『イギリス国民の誕生』（名古屋大学出版会，2000年）.
- ノーマン・サイクス，野谷啓二訳『イングランド文化と宗教伝統』（開文社出版，2000年）.
- アダム・スミス，水田洋監訳、杉山忠平訳『国富論』（岩波文庫，全4巻，1972年）.

トマス・ジェファソン, 中屋健一訳『ヴァージニア覚え書』(岩波文庫, 1972年).

デイヴィット・ダビディーン, 松村高夫・市橋秀夫訳『大英帝国の階級・人種・性 W・ホガースに見る黒人の図像学』(同文館出版, 1992年).

H・T・ディッキンソン, 田中秀夫監訳、中澤信彦他編訳『自由と所有 英国の自由な国制はいかにして創出されたか』(ナカニシヤ出版, 2006年).

ジョン・ニュートン, 中澤幸夫訳『増補版「アメージング・グレース」物語 ゴスペルに秘められた元奴隷商人の自伝』(彩流社, 2012年).

ジョン・ブリュア, 大久保桂子訳『財政=軍事国家の衝撃』(名古屋大学出版会, 2003年).

ロバート・ホーム, 布野修司・安藤正雄監訳『植えつけられた都市 英国植民都市の形成』(京都大学学術出版会, 2001年).

レオン・ポリアコフ, アーリア主義研究会訳『アーリア神話 ヨーロッパにおける人種主義と民族主義の源泉』(法政大学出版局, 1985年),

ジョン・ロック, マーク・ゴルディ編, 山田園子・吉村伸夫訳『ロック政治論集』(法政大学出版局, 2007年).

c) 論文

Cairns, John W., 'The Definition of Slavery in Eighteen-Century Scotland, Not the True Roman Slavery', John Allain ed., *The Legal Understanding of Slavery*, Oxford, Oxford University Press, 2012, pp. 61-84

'Freeing from Slavery in Eighteen-Century Scotland', Andrew Burrows, David Johnston and Reinhard Zimmermann eds., *Judge and Jurist: Essay in memory of Lord Rodger of Earlsferry*, Oxford, Oxford University Press, 2013, pp. 367-381

- 'Maintaining slavery without a code noir - Scotland 1700-78', Felix M. Larkin and N.M. Dawson eds., *Lawyers, the law and history : Irish Legal History Society Discourses and Other Papers, 2005-2011, Dublin*, Four Courts Press, 2013, pp. 148-178.
- Chater, Kathy, 'Black People in England, 1660-1807', *Parliamentary History*, vol.26, Edinburgh, Edinburgh University Press, 2007.
- Drescher, Seymour, 'Public Opinion and Parliament in the Abolition of the British Slave Trade', *Parliamentary History*, vol.26, Edinburgh, Edinburgh University Press, 2007.
- Farrell, Stephan, 'Contrary to Principles of Justice Humanity and Sound Policy': The Slave Trade, Parliamentary Politics and the Abolition Act, 1807', *Parliamentary History*, vol.26, Edinburgh, Edinburgh University Press, 2007.
- Hill, Christopher, 'The Norman Yoke', John Saville eds, *Democracy and the Movement*, London, Lawrence & Wishart Ltd, 1954, pp. 11-66
- Kaye, Mike, 'The Development of the Anti-Slavery Movement after 1807', *Parliamentary History*, vol.26, Edinburgh, Edinburgh University Press, 2007.
- Land, Isaac, Schocket, Andrew M., 'New Approaches to the Founding of the Sierra Leone Colony, 1786-1808' *Journal of Colonialism & Colonial History*, vol.9, no.3, 2008
- Pybus, Cassandra, 'A Less Favourable Specimen : The Abolitionist Response to Self-Emancipated Slaves in Sierra Leone, 1793-1808', *Parliamentary History*, vol.26, Edinburgh, Edinburgh University Press, 2007.
- Richardson, David, 'The Ending of the British Slave Trade in 1807: The Economic Context', *Parliamentary History*, vol.26, Edinburgh, Edinburgh University Press, 2007.

Turley, David, 'British Antislavery reassessed, Arthur Burns and Joanna Innes eds., *Rethinking the age of reform: Britain 1780-1850*, Cambridge, Cambridge University Press, 2003, pp. 182-198

Wood, Marcus, 'Packaging Liberty and Marketing the Gift of Freedom: 1807 and the Legacy of Clarkson's Chest', *Parliamentary History*, vol.26, Edinburgh, Edinburgh University Press, 2007.

青柳かおり「イギリス領アメリカ植民地における奴隷制とイングランド国教会：海外福音伝道協会年次記念大会の説教を中心に」(『大分大学教育福祉科学部研究紀要』第37巻1号，2015年，89-103頁.)

「イギリス領アメリカ植民地における奴隷法(1)」(『大分大学教育学部研究紀要』第40巻2号，2019年，213-225頁.)

川北稔「福音主義者の理想と奴隷制の廃止」(松村昌家・川本静子・長島伸一・村岡健次編『英国文化の世紀 1』，研究者出版，1996年，67-85頁.)

「18世紀の黒いイギリス人たち」(川北稔・指昭博編『周辺からのまなざし』，山川出版社，2000年，8-29頁.)

川分圭子「減税か賠償か イギリス議会と奴隷制廃止をめぐる議論 1823~1833年」(青木康編『イギリス近世・近代史と議会制統治』吉田書店，2015年，223-249頁.)

栗原真人「奴隷貿易と海上保険 —ゾング号事件とその保険金裁判—」(『香川法学』第38巻1・2号，2018年，29~142頁.)

ジョン・W・ケアンズ，溜箭将之訳「十八世紀スコットランドの慣習と奴隷制」(『法制史研究』第69号，2020年，89-101頁.)

児島秀樹「英国奴隷貿易廃止の物語(その4)：ゾング号事件」(『明星大学経済学研究紀要』第44巻2号，2013年，22-30頁.)

- 田村理「イギリス奴隷貿易廃止運動史研究の射程 —「ウィリアムズ理論」、「モラル資本」論をこえて—」（『北大史学』第 50 号，2010 年，88-110 頁.）
- 並河葉子「シエラレオネの黒人宣教師」（指昭博編『「イギリス」であること — アイデンティティ探求の歴史』、刀水書房，1999 年，118-142 頁.）
- 「クラパム派のソーシャル・リフォーム運動 —ジェントルマンの新しい博愛主義のかたち—」（山本正編『ジェントルマンであること —その変容とイギリス近代—』、刀水書房，2000 年，126-145 頁.）
- 「奴隷解放の結社 —クラパム派の聖者たち—」（川北稔編『結社の世界史 4 結社のイギリス史』、山川出版社，2005 年，253-267 頁.）
- 西川杉子「プロテスタント・ネットワークの中のイギリス」（近藤和彦編『長い十八世紀のイギリス その政治社会』山川出版社，2002 年，115-149 頁.）
- 西出敬一「南カロライナ黒人奴隷制の成立 —カリブ型奴隷制社会としての諸特徴—」（『西洋史学』第 133 号，1984 年，20-35 頁.）
- 「ジョージア植民地と黒人奴隷制 —「ジェームズ・オグルソープの実験」—」（『札幌学院大学人文学会紀要』第 59 号，1996 年，1-19 頁.）
- 「ジョージア植民地における奴隷解禁論争」（『徳島大学総合科学部人間社会文化研究』第 10 巻，2003 年，83-97 頁.）
- 「ジョージアにおける奴隷制への転換 —土地給与政策と奴隷ヘッドライト—」（『立命館文学』第 597 号，2007 年，92-100 頁.）
- 平田雅博「イギリスの帝国官僚 植民地高等文官制度の変遷」（平田雅博、小名康之編『世界史のなかの帝国と官僚』山川出版社，2009 年，9-36 頁.）
- 細口泰宏「奴隷廃止運動家グランヴィル・シャープのシエラレオネ入植地建設計画 —『素描』に描かれた理想とその限界—」（『史友』第 49 号，2017 年，66-85 頁.）

「奴隷廃止運動家グランヴィル・シャープのシエラレオネ入植地建設計画
—他の入植計画との比較—」(『青山史学』第35号, 2017年, 45-60頁.)

「グランヴィル・シャープの反奴隷制法廷闘争 —18世紀イギリスにおける
「奴隷制」の実態—」(『紀要』第61号, 2020年, 83-105頁.)

d) ウェブサイト

History News Network, 'Text of Tony Blair's statement on slavery',
<https://historynewsnetwork.org/article/32322> (2020年7月1日閲覧)

National Portrait Gallery, "Portrait - NPG L169; The Sharp Family, The Sharp Family by
Johan Joseph Zoffany, oil on canvas, 1779-1781, 45 1/2 in. x 49 1/2 in. (1156 mm x 1257
mm)"

[https://www.npg.org.uk/collections/search/portrait.php?search=ap&npgno=L169&eDate=
=&lDate=](https://www.npg.org.uk/collections/search/portrait.php?search=ap&npgno=L169&eDate=&lDate=) (2020年7月1日閲覧)

Office for National Statistics, '2011 Census: Ethnic group, local authorities
in the United Kingdom',

[http://www.ons.gov.uk/ons/rel/census/2011-census/key-statistics-and-quick-statistics-
for-local-authorities-in-the-united-kingdom---part-1/rft-ks201uk.xls](http://www.ons.gov.uk/ons/rel/census/2011-census/key-statistics-and-quick-statistics-for-local-authorities-in-the-united-kingdom---part-1/rft-ks201uk.xls) (2020年7月1
日閲覧)

e) 映像資料

デイビッド・オルソガ, 2016, 『黒人たちの英国史 語られなかった1800年の歴史
(*Black and British: A Forgotten History*)』, 200分, 木畑洋一字幕監修, 丸善出版,
2018年, DVD全4巻.

参考資料 グランヴィル・シャープ、及びシエラレオネ植民地建設関連年表

- 1735年 シャープ、イングランド国教会聖職者の子として出生
- 1758年～ ロンドンの陸軍造兵局 (Ordnance Office) に勤務
- 1765年 逃亡奴隷ジョナサン・ストロング (Jonathan Strong) を救護
- 1767年 ストロングが元主人に拉致される事件が発生
- 1769年 奴隷制反対の初著『奴隷制容認に対する表明』出版
- 1771年 ルイス裁判 (*King(Lewis) v Stapylton*)
- 1772年 サマセット裁判 (*Somerset v Stewart*)
- 1775年 アメリカ独立戦争勃発に抗議し、陸軍造兵局を休職
(→1777年辞職)
- 1783年 ゾング号事件 (Zong Massacre) 発生
- 同年 アメリカ独立戦争終結→「黒人忠誠派 (Black Loyalist)」の流入
シャープ、アフリカへの入植地建設を構想 (「覚え書き」)
- 1786年
- 1月 「黒人貧民救済委員会 (Committee for the Relief of the Black Poor)」創設
⇒援助受給者増大、黒人たちの海外植民地への移住構想
- 5月 ヘンリー・スミスマン、「アフリカ穀物海岸のシエラレオネ周辺に建設
される予定の植民地の計画」を委員会に提出、シエラレオネ入植を提案
- 7月3日以降 シャープ『シエラレオネ入植地素描』初版を出版
- 10月 入植者が集まらず船団出発順延
- ~12月末日 シャープ、『シエラレオネ入植地計画素描』第2版を出版

- 1787年 4月8日、総勢411人の入植者出立
→9月：入植者3分の2に減少
- 同年 「奴隷貿易廃止運動協会 (Society for Effecting the Abolition of the Slave Trade)」設立、創設メンバーの1人(議長)となる
- 1788年 シャープ、『シエラレオネ入植地計画素描』第3版を出版
- 同年 奴隷貿易廃止請願運動開始
- 1789年 庶民院にて奴隷貿易廃止法案審議開始
- 同年 シエラレオネ入植地、原住民の焼き討ちにより崩壊
- 1790年 「セント・ジョージ湾協会 (St George's bay Association)」設立、
シャープ、理事に就任
- 1791年 「シエラレオネ会社 (Sierra Leone Company)」設立、
シャープ、取締役就任
- 1807年 奴隷貿易廃止法 (An Act for the Abolition of the Slave Trade) 成立
- 同年 「アフリカ協会 (African Institution)」設立、シャープ、取締役就任
シエラレオネ入植地、王領植民地 (Crown Colony) に
- 1813年 シャープ、死去

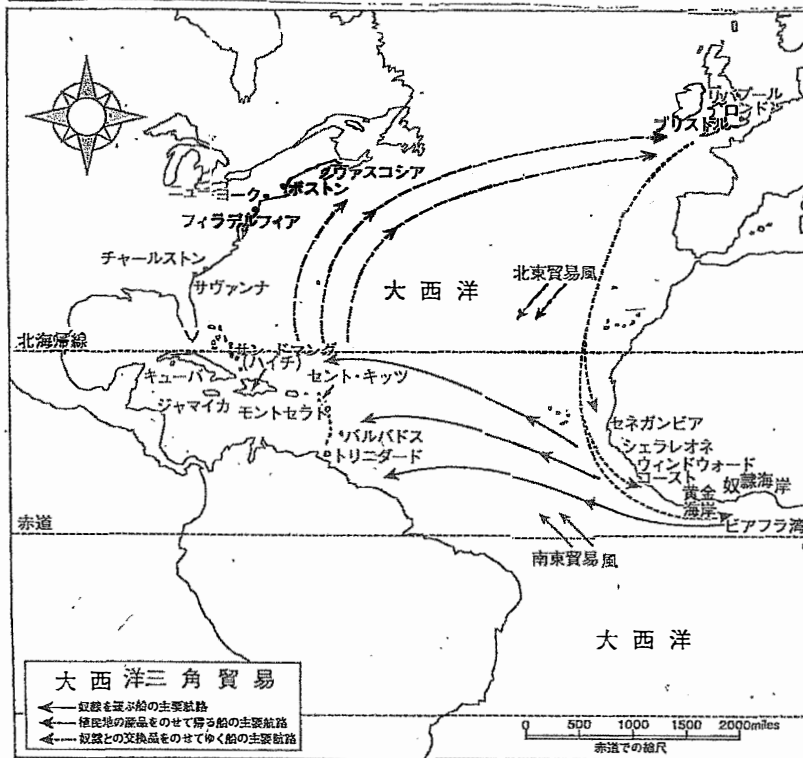
参考図表

1. *The Sharp Family* (by Johan Zoffany, 1779-81, National Portrait Gallery.)

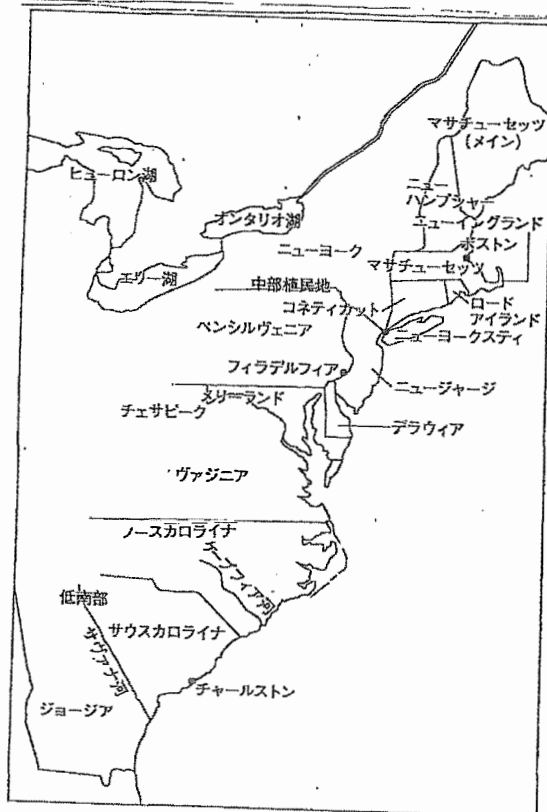


(※図像中央左側の男性がグランヴィル・シャープ)

2. 18世紀大西洋世界地図



3. イギリス領アメリカ植民地地図



4. 「黒人貧民」指導者素性一覧

表 2-1 リーダー格と思われる黒人 8 人のデータ

名 前	職 業	技 能	生 誕 地	年 齢	イングランドにいかして来たか
J. ジョンソン	農 民	読 む	ニュージャージー	31	船の水先案内人
J. W. ラムゼイ	召使い		ニューヨーク	24	船の水先案内人
A. ブルークス	農 民	読 む書 く	ニュージャージー	25	国王の船の主任料理人
J. レモン	髪結いにして料理人	読 む	ベンガル	29	国王の船の主任料理人
J. ケンブリジ	網作りにして召使い	読 む	アフリカ	40	召使い
J. ウィリアムズ	水 兵		チャールストン	25	国王の船
W. グリーン	召使い	読 む書 く	バルバドス	40	召使い
C. スタダート	桶作り	読 む	アフリカ	28	召使い

(出所) PRO, T1/632, Proceedings of the Committee for the Relief of the Black Poor, 7 June 1786.

5. ジョージア植民地最初期入植者素性一覧

ジョージア最初の植民者構成 (1732年11月16日)

筆頭者の職能と年齢	同 行 者 と 年 齢					人数
	妻	息子	娘	奉公人	その他	
イタリア人絹職人 (silk man) [?]]						1
硝子職人 (potashmaker) [38]						1
商人 (trader of goods) [44]	[42]			女 [19]	舞 [16] [19] 姫 [16]	6
大工 (carpenter) [36]	[39]	[9] [7ヶ月]	[2.5]	女 [?]		6
かつら職人 (peruke maker) [35]	[32]					2
捺染職人 (calico printer) [40]						1
商人 (me rehant) [32]				男 [17]		2
仕立屋 (taylor) [37]	[29]	[11] [4] [3] [9ヶ月]				6
織布工 (clothworker) [42]	[32]		[2]			3
粉屋 (miller) [28]	[32]		[13]	女 [18]		4
書記 (writer) [37]						1
外科医 (surgeon) [41]	[35]	[12]	[3]	男 [21]		5
庭師 (gardener) [31]						1
旋盤工 (turner) [35]						1
農業経験者 [22]						1
大工 [38]	[42]	[9]	[5]			4
椅子張職人 (upholsterer) [34]	[28]					2
かご細工師 (basketmaker) [50]	[42]		[18] [16] [5]			5
リンゴ酒商人 (cyder trade) [28]	[22]					2
大工 [32]	[32]	[10ヶ月]	[3]	男 [17] 女 [11]		6
木挽き (sawyer) [39]						1
かつら職人 [38]	[38]	[18ヶ月]		女 [25]		4
反物商 (mercet) [40]						1
かかと職人 (heelmaker) [33]	[36]	[16] [9]				4
農夫 (husbandman) [35]	[46]					2
? [21]						1
靴職人 (cardwainer) [42]						1
運人 [40]				男 [35]		2
靴下職人 (stockingmaker) [45]	[35]			男 [25]		3
薬屋 (apothecary) [55]	[52]		[21]			3
ぶどう栽培経験者 [50]	[40]	[12]	[7]			4
麻布仕上工 (hemp dresser) [34]	[27]	[6] [4] [1.5] [3週間]	[3]			7
反物商 [44]						1
鍛冶屋 (smith) [33]	[33]	[5]				3
木挽き [21]						1
ぶどう酒職人 (vintner) [33]	[33]	[13]	[11]			4
車大工 (wheelwright) [45]						1
麻栽培経験者 [31]	[31]	[2]	[5]			4
大工 [42]	[40]	[11] [8] [1.5]	[9] [5]			7
39人 [平均年齢36.8]	23人 [35.3]	23人 [6.1]	16人 [8.0]	10人 [20.9]	3人 [17.0]	114

E. M. Coulter (ed.), "A List of the First Shipload of Georgia Settlers," Georgia Historical Quarterly, 31

6. 「百戸村」・「民兵隊」組織図

「百戸村」	「民兵隊」
百戸村長 (hundreder) 1 人 (治安判事 (justice of the peace) 兼職)	大尉 (Captain) 1 人
五十人組長 (Chief of fifties) 2 人 (上級治安官 (superior constable) 兼職)	中尉 (Lieutenant) 2 人
タウン書記官 (Town-clerk) 1 人	兵員名簿記載担当士官兼兵站士官 (Muster master and commissary) 1 人
十人組長 (Headborough) 8 人 (治安官 (constable in ordinary) 兼職)	軍曹 (Serjeant) 8 人
十人組副長 (assistant Headborough) 8 人 (治安官補 (constable extraordinary) 兼職)	伍長 (Corporal) 8 人
家長 (householder) 80 人	民兵 (Milites) 80 人
	兵卒 (Private) 200 人 (16 歳以上の 家長の子弟・徒弟・年期奉公人)
計 100 人	計 300 人

参考図表出典一覧

1. National Portrait Gallery, “Portrait - NPG L169; The Sharp Family, The Sharp Family by Johan Joseph Zoffany, oil on canvas, 1779-1781, 45 1/2 in. x 49 1/2 in. (1156 mm x 1257 mm)”

<https://www.npg.org.uk/collections/search/portrait.php?search=ap&npgno=L169&eDate=&lDate=> (2020年7月1日閲覧)

2. ジェームズ・ウォルヴィン, 池田年穂訳『奴隷制を生きた男たち』水声社, 2010年, 57頁.

3. ジャック・P・グリーン, 大森雄太郎訳『幸福の追求 イギリス領植民地期アメリカの社会史』慶應義塾大学出版会, 2013年, 69頁.

4. 平田雅博『内なる帝国・内なる他者 在英黒人の歴史』晃洋書房, 2004年, 57頁.

5. 西出敬一「ジョージア植民地の成立と黒人奴隷制 — 「ジェームズ・オグルソープの実験」 —」『札幌学院大学人文学会紀要』第59号, 1996年, 7頁.

6. Granville Sharp, *A short sketch of temporary regulations (until better shall be proposed) for the intended settlement on the grain coast of Africa, near Sierra Leona*, London, H. Baldwin, 1786, p. 5, p. 7 を元に作成